工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
工事地名	茨城県常陸大宮市小場地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 3月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月	
２）	事務所名	常陸河川国道事務所　工務第一課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	20260111		１４）	単価適用年月	2026年 3月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	河川工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	332日間	自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	茨城県		２２）	処 分 費 等	252,000	
１０）	地　　区	日立地区		２３）	公 告 日	令和 8年 1月28日	
１１）	河川・路線	那珂川本川		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
河川等災害関連事業費	直轄河川等災害関連緊急事業費	工事費	

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸		式	1		81,834,861			
河川土工		式	1		28,789,567			
盛土工(ICT)		式	1		27,038,464			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	17,700	260	4,602,000			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		17,613,904			内-1号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式	1		4,822,560			内-2号
法面整形工(ICT)		式	1		1,751,103			
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	3,090	566.7	1,751,103			単-2号
法覆護岸工		式	1		21,716,280			
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)		式	1		17,214,090			
連節ﾌﾞﾛｯｸ張	350kg/m2	m2	1,049	16,410	17,214,090			単-3号
植生工		式	1		4,502,190			

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
張芝	張芝工 500m2以上	m2	2,310	1,949	4,502,190			単-4号
付帯道路工		式	1		16,021,076			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式	1		5,597,130			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	2,100	702.3	1,474,830			単-5号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	2,100	1,963	4,122,300			単-6号
縁石工		式	1		10,423,946			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	C種(180/210×300×600)	m	59	17,090	1,008,310			単-7号
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ	L＝2000	m	218	8,217	1,791,306			単-8号
法肩ﾌﾞﾛｯｸ		m	301	25,330	7,624,330			単-9号
付属物設置工		式	1		5,849,168			
防止柵工		式	1		1,523,727			
床掘り	土砂	式	1		1,212			内-3号

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し		式	1		13,488			内-4号
基面整正		式	1		1,036			内-5号
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1m	m2	2	1,372	2,744			単-10号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	m2	2	4,330	8,660			単-11号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	0.5	37,650	18,825			単-12号
型枠	一般型枠	式	1		48,090			内-6号
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	M12	組	92	758.4	69,772			単-13号
ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	ｲﾝﾅｰﾎﾟｽﾄ式 丸ﾊﾟｲﾌﾟ型 H=1800 亜鉛ﾒｯｷ	m	30	41,310	1,239,300			単-14号
門扉	片開き	基	1	120,600	120,600			単-15号
非常用発電設備基礎工		式	1		549,464			
床掘り	土砂	式	1		2,260			内-7号
埋戻し		式	1		16,860			内-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		式	1		5,182			内-9号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		1,161			内-10号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		391			内-11号
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1ｍ	m2	14	1,372	19,208			単-16号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	m2	14	2,246	31,444			単-17号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3	8	32,570	260,560			単-18号
鉄筋	SD295 D13	t	0.17	184,400	31,348			単-19号
型枠	一般型枠	式	1		181,050			内-12号
配管･配線工		式	1		3,775,977			
床掘り	土砂	式	1		15,160			内-13号
埋戻し		式	1		101,160			内-14号
基面整正		式	1		46,638			内-15号

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		6,550			内-16号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		1,305			内-17号
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1m	m2	87	1,372	119,364			単-20号
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ	JIS 1種 400W	m	145	24,040	3,485,800			単-21号
周辺整備工		式	1		7,428,409			
土留･仮締切工		式	1		2,246,809			
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式	1		21,105			内-18号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		34,839			内-19号
大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期仮設対応（1年）型	袋	103	7,759	799,177			単-22号
大型土のう撤去		袋	103	1,017	104,751			単-23号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		22,032			内-20号

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		34,839			内-21号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		11,745			内-22号
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		189,945			内-23号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		313,551			内-24号
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ)	m3	810	130.4	105,624			単-24号
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		189,945			内-25号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		313,551			内-26号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		105,705			内-27号
周辺整備工		式	1		5,181,600			
周辺整備工		式	1		5,181,600			内-28号
仮設工		式	1		2,030,361			
工事用道路工		式	1		1,407,651			

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200ｍｍ	m2	705	823.4	580,497			単-25号
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式	1		827,154			内-29号
交通管理工		式	1		622,710			
交通誘導警備員		式	1		622,710			内-30号
直接工事費		式	1		81,834,861			
共通仮設費		式	1		10,583,370			
共通仮設費		式	1		4,181,370			
運搬費		式	1		1,292,850			
仮設材運搬費		式	1		1,292,850			内-31号
準備費		式	1		908,520			
伐木･伐竹(複合)		式	1		186,032			内-32号
伐木伐竹運搬		式	1		61,584			内-33号

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費(木幹)		式	1		156,000			内-34号
処分費(木根)		式	1		96,000			内-35号
表土運搬処理		式	1		408,904			内-36号
技術管理費		式	1		1,146,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-37号
現場環境改善費（率計上）		式	1		834,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		6,402,000			
純工事費		式	1		92,418,231			
現場管理費		式	1		24,694,000			
工事原価		式	1		117,112,231			
一般管理費等		式	1		19,667,769			
工事価格		式	1		136,780,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
消費税相当額		式	1		13,678,000			
工事費計		式	1		150,458,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 4.0km以下	m３	19,720	893.2	17,613,904			
合　計					17,613,904			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	19,700	244.8	4,822,560			
合　計					4,822,560			

一式当たり内訳書

床掘り

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m３	4	303.2	1,212			
合　計					1,212			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	4	3,372	13,488			
合　計					13,488			

一式当たり内訳書

基面整正

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m２	2	518.2	1,036			
合　計					1,036			

一式当たり内訳書

型枠

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	5	9,618	48,090			
合　計					48,090			

一式当たり内訳書

床掘り

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	9	251.2	2,260			
合　計					2,260			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	5	3,372	16,860			
合　計					16,860			

一式当たり内訳書

基面整正

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m２	10	518.2	5,182			
合　計					5,182			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	3	387.1	1,161			
合　計					1,161			

一式当たり内訳書

整地

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	3	130.5	391			
合　計					391			

一式当たり内訳書

型枠

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	17	10,650	181,050			
合　計					181,050			

一式当たり内訳書

床掘り

第　13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m３	50	303.2	15,160			
合　計					15,160			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	30	3,372	101,160			
合　計					101,160			

一式当たり内訳書

基面整正

第　15号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m２	90	518.2	46,638			
合　計					46,638			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.45m3(平積0.35m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	ｍ３	10	655	6,550			
合　計					6,550			

一式当たり内訳書

整地

第　17号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	10	130.5	1,305			
合　計					1,305			

一式当たり内訳書

掘削

第　18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m３	90	234.5	21,105			
合　計					21,105			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　19号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	90	387.1	34,839			
合　計					34,839			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　20号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	90	244.8	22,032			
合　計					22,032			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　21号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	90	387.1	34,839			
合　計					34,839			

一式当たり内訳書

整地

第　22号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	90	130.5	11,745			
合　計					11,745			

一式当たり内訳書

掘削

第　23号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m３	810	234.5	189,945			
合　計					189,945			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　24号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	810	387.1	313,551			
合　計					313,551			

一式当たり内訳書

掘削

第　25号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m３	810	234.5	189,945			
合　計					189,945			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　26号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	810	387.1	313,551			
合　計					313,551			

一式当たり内訳書

整地

第　27号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	810	130.5	105,705			
合　計					105,705			

一式当たり内訳書

周辺整備工

第　28号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	200	25,908	5,181,600			
合　計					5,181,600			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　29号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	1,078	438.7	472,918			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 33日 無 有	枚	22	3,938	86,636			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 65日 無 有	枚	40	6,690	267,600			
合　計					827,154			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　30号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	33	18,870	622,710			
合　計					622,710			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　31号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 26.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	198.9	5,000	994,500			
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	198.9	1,500	298,350			
合　計					1,292,850			

一式当たり内訳書

伐木･伐竹(複合)

第　32号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(機械施工) 有り 機械施工 全ての費用	m２	770	241.6	186,032			
合　計					186,032			

一式当たり内訳書

伐木伐竹運搬

第　33号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 22.5km以下 全ての費用	m３	24	2,566	61,584			
合　計					61,584			

一式当たり内訳書

処分費(木幹)

第　34号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費（ｔ）		t	13	12,000	156,000			
合　計					156,000			

一式当たり内訳書

処分費(木根)

第　35号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費（ｔ）		t	6	16,000	96,000			
合　計					96,000			

一式当たり内訳書

表土運搬処理

第　36号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	790	387.1	305,809			
整地	残土受入れ地での処理	m３	790	130.5	103,095			
合　計					408,904			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　37号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	260	260	
計					260	
単価					260	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	566.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土	ｍ２	1	566.7	566.7	
計					566.7	
単価					566.7	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	連節ﾌﾞﾛｯｸ張	350kg/m2	単位	m2	数量	100	単価	16,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
連節ﾌﾞﾛｯｸ張	作業半径25m以下 質量150kg/個以上770kg/個未満	ｍ２	100	3,691	369,100	
吸出し防止材（全面）設置		ｍ２	100	1,082	108,200	
材料費（個） 連節ﾌﾞﾛｯｸ		個	200	5,720	1,144,000	
亜鉛アルミメッキ鋼線	径８ｍｍ	ｔ	0.04	477,900	19,116	
計					1,640,416	
単価					16,410	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	m２	1	1,949	1,949	
計					1,949	
単価					1,949	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	702.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	150mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	m２	1	702.3	702.3	
計					702.3	
単価					702.3	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,963

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,963	1,963	
計					1,963	
単価					1,963	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	C種(180/210×300×600)	単位	m	数量	10	単価	17,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 C種(180/210×300×600) 無し 無し	m	10	6,669	66,690	
基礎ﾌﾞﾛｯｸ設置	150×450×600	m	10	6,394	63,940	
材料費（個） 基礎ﾌﾞﾛｯｸ		個	16.5	1,980	32,670	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5.5	1,372	7,546	
計					170,846	
単価					17,090	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	舗装止ﾌﾞﾛｯｸ	L＝2000	単位	m	数量	1	単価	8,217

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	8,217	8,217	
計					8,217	
単価					8,217	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	法肩ﾌﾞﾛｯｸ		単位	m	数量	10	単価	25,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法肩ﾌﾞﾛｯｸ設置_	B500/1000×H250×L2000	m	10	6,342	63,420	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	11	1,486	16,346	
材料費（個） 法肩ﾌﾞﾛｯｸ		個	5	34,700	173,500	
計					253,266	
単価					25,330	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1ｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,372

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	1,372	1,372	
計					1,372	
単価					1,372	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	単位	m2	数量	2	単価	4,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	ｍ３	0.1	32,570	3,257	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1	5,402	5,402	
計					8,659	
単価					4,330	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	37,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m３	1	37,650	37,650	
計					37,650	
単価					37,650	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	M12	単位	組	数量	1	単価	758.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30mm以上200mm未満	孔	1	685.4	685.4	
材料費（本） ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ M12		本	1	73	73	
計					758.4	
単価					758.4	円／組

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	ｲﾝﾅｰﾎﾟｽﾄ式 丸ﾊﾟｲﾌﾟ型 H=1800 亜鉛ﾒｯｷ	単位	m	数量	30.4	単価	41,310

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ設置		m	30.4	4,233	128,683.2	
材料費（枚） 支柱間隔 2.0m		枚	7	42,100	294,700	
材料費（枚） 支柱間隔 1.65m		枚	2	42,100	84,200	
材料費（枚） 支柱間隔 1.6m		枚	2	42,100	84,200	
材料費（枚） 支柱間隔 1.225m		枚	4	42,100	168,400	
材料費（枚） 支柱間隔 1.0m		枚	1	42,100	42,100	
材料費（枚） 支柱間隔 2.0m着脱部		枚	2	45,100	90,200	
材料費（本） 支柱		本	21	17,300	363,300	
計					1,255,783.2	
単価					41,310	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	門扉	片開き	単位	基	数量	1	単価	120,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
門扉設置		基	1	27,700	27,700	
門扉 片開き 丸ﾊﾟｲﾌﾟ型	W=1000 H=1800	基	1	92,900	92,900	
計					120,600	
単価					120,600	円／基

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1m	単位	m2	数量	1	単価	1,372

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	1,372	1,372	
計					1,372	
単価					1,372	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	単位	m2	数量	14	単価	2,246

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	ｍ３	0.7	32,570	22,799	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1.6	5,402	8,643.2	
計					31,442.2	
単価					2,246	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	32,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	ｍ３	1	32,570	32,570	
計					32,570	
単価					32,570	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	鉄筋	SD295 D13	単位	t	数量	1	単価	184,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD295 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	184,400	184,400	
計					184,400	
単価					184,400	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1m	単位	m2	数量	1	単価	1,372

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	1	1,372	1,372	
計					1,372	
単価					1,372	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ	JIS 1種 400W	単位	m	数量	145	単価	24,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリートトラフ敷設	400mm以下 新設	m	145	7,183	1,041,535	
鉄筋コンクリートケーブルトラフ	直線用(400) 500×400×215	m	142.5	16,430	2,341,275	
材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 下り30°		組	1	14,800	14,800	
材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 上り30°		組	1	14,800	14,800	
材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 曲線45°		組	2	17,500	35,000	
材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 曲線30°		組	2	18,500	37,000	
計					3,484,410	
単価					24,040	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期仮設対応（1年）型	単位	袋	数量	1	単価	7,759

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	製作･設置 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	7,759	7,759	
計					7,759	
単価					7,759	円／袋

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	大型土のう撤去		単位	袋	数量	1	単価	1,017

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	1,017	1,017	
計					1,017	
単価					1,017	円／袋

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ)	単位	m3	数量	1	単価	130.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ) 標準(10,000m3未満) 無し	ｍ３	1	130.4	130.4	
計					130.4	
単価					130.4	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	823.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	200mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	823.4	823.4	
計					823.4	
単価					823.4	円／m2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	連節ﾌﾞﾛｯｸ張	作業半径25m以下 質量150kg/個以上770kg/個未満	単位	ｍ２	数量	10	単価	3,691

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,844	3,284	
特殊作業員		人	0.2	27,744	5,548	
普通作業員		人	0.4	25,908	10,363	
ブロック工		人	0.2	32,844	6,568	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		507	
計					36,910	
単価					3,691	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個） 連節ﾌﾞﾛｯｸ		単位	個	数量	1	単価	5,720

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
連節ﾌﾞﾛｯｸ	350型 A形 1195×498×230	個	1	5,720	5,720	
計					5,720	
単価					5,720	円／個

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	亜鉛アルミメッキ鋼線	径８ｍｍ	単位	t	数量	1	単価	477,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
亜鉛アルミメッキ鋼線	径８ｍｍ	t	1.03	464,000	477,920	
計					477,920	
単価					477,900	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m２	数量	1	単価	1,949

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	m２	1	1,949.3	1,949	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,949	
単価					1,949	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	基礎ﾌﾞﾛｯｸ設置	150×450×600	単位	m	数量	100	単価	6,394

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3.13	32,844	102,801	
特殊作業員		人	3.13	27,744	86,838	
普通作業員		人	6.25	25,908	161,925	
ﾊﾞｯｸﾎｳ[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付・排対ｶﾞｽ(1次)]	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	日	3.13	52,740	165,076	
ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	日	2.34	46,460	108,716	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		14,044	
計					639,400	
単価					6,394	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個） 基礎ﾌﾞﾛｯｸ		単位	個	数量	1	単価	1,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎ﾌﾞﾛｯｸ	150×450×600	個	1	1,980	1,980	
計					1,980	
単価					1,980	円／個

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	法肩ﾌﾞﾛｯｸ設置_	B500/1000×H250×L2000	単位	m	数量	100	単価	6,342

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.94	32,844	96,561	
普通作業員		人	5.88	25,908	152,339	
ブロック工		人	2.94	32,844	96,561	
ﾊﾞｯｸﾎｳ[標準型・ｸﾚｰﾝ機能付・排対ｶﾞｽ(1次)]	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	日	2.94	52,740	155,055	
ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	日	2.21	46,460	102,676	
諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		31,008	
計					634,200	
単価					6,342	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個） 法肩ﾌﾞﾛｯｸ		単位	個	数量	1	単価	34,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法肩ﾌﾞﾛｯｸ	B500/1000×H250×L2000	個	1	34,700	34,700	
計					34,700	
単価					34,700	円／個

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本） ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ M12		単位	本	数量	1	単価	73

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	本体打込み式 M12×50	本	1	73	73	
計					73	
単価					73	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ設置		単位	m	数量	30.4	単価 4,233

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.52	32,844	49,922	
普通作業員		人	3.04	25,908	78,760	
諸雑費（まるめ）		式	1		18	
計					128,700	
単価					4,233	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 2.0m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 2.0m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 1.65m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 1.65m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 1.6m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 1.6m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 1.225m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 1.225m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 1.0m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 1.0m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（枚） 支柱間隔 2.0m着脱部		単位	枚	数量	1	単価	45,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ﾌｪﾝｽ材料費		支柱間隔 2.0m着脱部	枚	1	45,100	45,100		
計						45,100		
単価						45,100	円／枚	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本） 支柱		単位	本	数量	1	単価 17,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱	φ50.8×2.3	本	1	17,300	17,300	
計					17,300	
単価					17,300	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	門扉設置		単位	基	数量	1	単価	27,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.15	32,844	4,926	
普通作業員		人	0.8	25,908	20,726	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,048	
計					27,700	
単価					27,700	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD295 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	184,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ２９５　Ｄ１３	t	1.03	105,000	108,150	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					184,400	
単価					184,400	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートトラフ敷設	400㎜以下 新設	単位	m	数量	100	単価 7,183

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	1.5	29,784	44,676	
普通作業員		人	26	25,908	673,608	
諸雑費（まるめ）		式	1		16	
計					718,300	
単価					7,183	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリートケーブルトラフ	直線用(400) 500×400×215	単位	m	数量	1	単価	16,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリートケーブルトラフ	直線用　５００×４００×２１５（蓋付）	m	1	16,430	16,430	
計					16,430	
単価					16,430	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 下り30°		単位	組	数量	1	単価	14,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ（ふた付き）	JIS 1種 400W 下り30°	組	1	14,800	14,800	
計					14,800	
単価					14,800	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 上り30°		単位	組	数量	1	単価	14,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ（ふた付き）		JIS 1種 400W 上り30°	組	1	14,800	14,800		
計						14,800		
単価						14,800	円／組	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 曲線45°		単位	組	数量	1	単価	17,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ（ふた付き）		JIS 1種 400W 曲線45°	組	1	17,500	17,500		
計						17,500		
単価						17,500	円／組	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ 曲線30°		単位	組	数量	1	単価 18,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ（ふた付き）	JIS 1種 400W 曲線30°	組	1	18,500	18,500	
計					18,500	
単価					18,500	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作･設置 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	7,759

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.294	32,844	9,656	
特殊作業員		人	0.294	27,744	8,156	
普通作業員		人	0.294	25,908	7,616	
耐候性大型土のう袋材	短期仮設対応(1年)型	袋	10	3,770	37,700	
バックホウ運転（クレーン仕様）	製作･設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0.294	48,330	14,209	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		253	
計					77,590	
単価					7,759	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価 1,017

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.087	32,844	2,857	
特殊作業員		人	0.087	27,744	2,413	
バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	56,140	4,884	
諸雑費（率＋まるめ） 0.4%		式	1		16	
計					10,170	
単価					1,017	円／袋

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	m２	数量	100	単価	438.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	32,844	9,688	
とび工		人	0.295	31,518	9,297	
普通作業員		人	0.295	25,908	7,642	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	56,980	16,809	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		434	
計					43,870	
単価					438.7	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 33日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	3,938

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	2,838	2,838	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,938	
単価					3,938	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 65日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	6,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	5,590	5,590	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,690	
単価					6,690	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 26.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ａ	製品長12m以内 30kmまで	t	1	5,000	5,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,000	
単価					5,000	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	12,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	木幹(大縄林業原木(株)リサイクル工場)	t	100	12,000	1,200,000	
計					1,200,000	
単価					12,000	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	16,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	木根(大縄林業原木(株)リサイクル工場)	t	100	16,000	1,600,000	
計					1,600,000	
単価					16,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｯｸﾎｳ[標準型･ｸﾚｰﾝ機能付･排対ｶﾞｽ(1次)]	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	52,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	50.2	130	6,526	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	排ガス型（第１次）　山積０．４５ｍ３　２．９ｔ吊	供用日	1.5	10,200	15,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					52,740	
単価					52,740	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	単位	日	数量	1	単価 46,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	30.6	130	3,978	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．０ｔ	供用日	1.23	9,410	11,574	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					46,460	
単価					46,460	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｯｸﾎｳ[標準型･ｸﾚｰﾝ機能付･排対ｶﾞｽ(1次)]	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	52,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	50.2	130	6,526	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	排ガス型（第１次）　山積０．４５ｍ３　２．９ｔ吊	供用日	1.5	10,200	15,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					52,740	
単価					52,740	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積 吊能力2.0t	単位	日	数量	1	単価	46,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	30.6	130	3,978	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．０ｔ	供用日	1.23	9,410	11,574	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					46,460	
単価					46,460	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作･設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	48,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	63	130	8,190	
ﾊﾞｯｸﾎｳ（ｸﾛｰﾗ型）［後方超小旋回・ｸﾚｰﾝ付］	山積０．４５m3(平積０．３５ｍ３)吊２．９ｔ	日	1.28	7,210	9,228	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					48,330	
単価					48,330	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	56,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	101	130	13,130	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.21	10,000	12,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					56,140	
単価					56,140	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	56,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
軽油		L	119	130	15,470	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					56,980	
単価					56,980	円／日

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

課　長

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	81,834,861
(2)共通仮設費	10,583,370
(3)純工事費 (1)+(2)	92,418,231
(4)現場管理費	24,694,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	117,112,231
(7')一般管理費等(計上額)	19,667,769
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	136,780,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　19,674,854　)

(11)消費税相当額	13,678,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	150,458,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	136,780,000
(14)調査基準価格	136,950,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	124,500,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	82,086,861	直接工事費	81,834,861	準備費	252,000	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	252,000	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	82,086,861	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	81,834,861		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.65	%		0	%
施工地域等補正	0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）	7.8	%	（7.65% × 週休1.02）		
計上額	6,402,000			0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	81,834,861	直接工事費	81,834,861		
非対象額計（－）	0				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	81,834,861	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.02　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.02　％				
計上額	834,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,347,370				
運搬費	1,292,850	準備費	908,520	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　10,583,370

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	92,418,231	単独（追加工事）直接工事費	81,834,861	単独（追加工事）共通仮設費	10,583,370
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	92,418,231	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	92,166,231		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	25.94 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	26.72 %	（25.94% × 週休1.03）	0 %		
計上額	24,694,000		0		0
			5,361,776	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所　工務第一課			工事番号	20260111	第 0 回変更	
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事		

工事原価	117,112,231						
純工事費	92,418,231	現場管理費	24,694,000	工期延長等に伴う現場維持費	0		
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	117,112,231	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	116,860,231	現工事	0	合算工事	0		
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	117,112,231						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.76 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
一般管理費	19,667,769						
業務委託料等	0						
調査基準価格	136,950,000						
調査基準価格の100/110	124,500,000	(91.02 %)					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所　工務第一課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		17,700		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		3,090		
法覆護岸工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)		式		1		
連節ﾌﾞﾛｯｸ張	350kg/m2	m2		1,049		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		2,310		
付帯道路工		式		1		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		2,100		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		2,100		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	C種(180/210×300×600)	m		59		
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ	L＝2000	m		218		
法肩ﾌﾞﾛｯｸ		m		301		
付属物設置工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
防止柵工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1ｍ	m2		2		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	m2		2		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3		0.5		
型枠	一般型枠	式		1		
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	M12	組		92		
ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	ｲﾝﾅｰﾎﾟｽﾄ式 丸ﾊﾟｲﾌﾟ型 H=1800 亜鉛ﾒｯｷ	m		30		
門扉	片開き	基		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
非常用発電設備基礎工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1ｍ	m2		14		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2 敷厚 5ｃｍ	m2		14		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=18N/mm2	m3		8		
鉄筋	SD295 D13	t		0.17		
型枠	一般型枠	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
配管･配線工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 敷厚 0.1m	m2		87		
ｹｰﾌﾞﾙﾄﾗﾌ	JIS 1種 400W	m		145		
周辺整備工		式		1		
土留･仮締切工		式		1		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期仮設対応（1年）型	袋		103		
大型土のう撤去		袋		103		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ)	m3		810		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
周辺整備工		式		1		
周辺整備工		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200mm	m2		705		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
伐木･伐竹(複合)		式		1		
伐木伐竹運搬		式		1		
処分費(木幹)		式		1		
処分費(木根)		式		1		
表土運搬処理		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令　和　７　年　度

Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
（共通・土木編）

特　記　仕　様　書

令和　８年　１　月

常 陸 河 川 国 道 事 務 所

第　１　章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等(契約書第 10 条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴

や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７ 年４ 月２１ 日付基発第２６７ 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　コリンズ（CORINS）への登録

1.　工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）

への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 茨城県常陸大宮市小場 緯度 ３６°２２’５６” 経度 １４０°２２’５６”

終点 茨城県常陸大宮市小場 緯度 ３６°２３’　６” 経度 １４０°２３’６”

第７条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※１

本工事は、常陸大宮市小場地先において、築堤護岸工事を実施するものである。

・河川土工	
盛土工	約 18,000m3
・法覆護岸工	１式
コンクリートブロック張	約 1,100m2
植生工	1 式
・付帯道路工	1 式
・付属物設置工	1 式
・周辺整備工	1 式
・上屋工（建築）	1 式
・仮設工	1 式

第８条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号

Ｒ６那珂川大場遊水地施設運用他検討業務	4059251275
Ｒ２那珂川大場遊水地排水門他詳細設計業務	4045899749

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監　理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

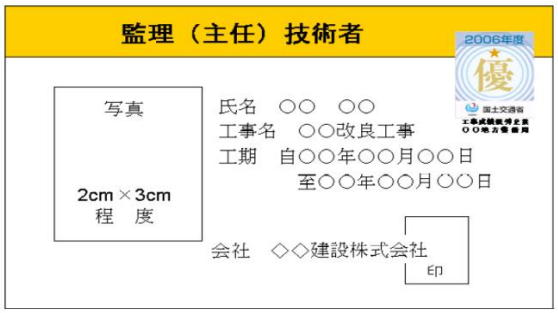

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

注）特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－０（公表資料）を添付すること

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３.「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１４条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和 6 年 3 月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１５条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１６条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等

の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１７条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１８条　ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

   ・「ワンデーレスポンス」とは

   受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１９条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２０条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２１条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２２条　再生資源の利用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As５％～７％	付帯道路工
再生クラッシャーラン	Rc-40	付帯道路工 仮設工 付属物設置工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第２３条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

   なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （付属物設置工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第２４条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２５条　部分使用

本工事は土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-25 部分使用を下記のとおり予定している。

１．部分使用箇所１

（１）部分使用箇所

平面図測点 No. ５～No. ８の図示する箇所（別図－１）

（２）使用時期

令和８年 5 月 1 日から令和８年１１月１０日まで

２．部分使用箇所２

（１）部分使用箇所

平面図測点 No. 8～No. 12 の図示する箇所（別図－２）

（２）使用時期

令和８年１０月 1 日から令和９年２月２６日まで

第２６条　施工管理

1.　本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）

によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２７条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジ

タル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はUR（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２８条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望

がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

②　3 次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③　ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の

作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第２９条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３０条　ＩＣＴ活用工事の費用について

１　ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積

による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３１条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３２条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
　　（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
【付属品として備えるもの】
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３３条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モ

デルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

１）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

２）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３４条　ＤＸセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することがで

きる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第３５条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第３６条　工事現場管理について

1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置時期	作業区分	交通誘導警備員	備考
那珂川左岸 33.7k 付近の	土砂等運搬時	昼間作業	１人／箇所　（有資	交代要員無し

堤防天端			格者なし）	

4. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第３７条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%）　＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３８条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３９条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものと

する。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第２０条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４０条　出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第４１条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４２条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４３条　特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４４条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・

低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４５条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４６条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４７条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

「環境負担の軽減」を実施するものとする。

(2) 営繕関係

「現場休憩所の快適化（女子更衣室の設置を含む）」を実施するものとする。

(3) 安全関係

「盗難防止対策（警報機等）」を実施するものとする。

(4) 地域連携

「地域対策費等（地域行事等の経費を含む）」及び「社会貢献」を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するも

のとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第４８条　工期

１．工期は、雨天、休日等１１８日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	４０日間
② 後片付け期間	２０日間
③ 雨休率（実働工期日数と悪天候により作業できない日数を見込むための係数　実働日数　×　係数）	1.81

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：３０日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：８日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2020 年～2024 年）の気象庁（常陸大宮観測所）及び環境省（常陸大宮地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」 以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

４．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け

・河川土工

・法覆護岸工

・付帯道路工

・付属物設置工
・周辺整備工
・仮設工

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確 保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式−１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
（余裕期間：契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで）
※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第４９条　工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５０条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により

作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５１条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記については、変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第５２条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係

数を除して変更する。

第５３条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、常陸大宮観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５４条　他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ６那珂川左岸小野排水樋管改築工事	土砂等運搬、工事用道路	R7.4～R9.2
Ｒ７那珂川左岸野口地区外築堤工事（予定）	周辺整備工	R8.4～R9.2
Ｒ７那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定）	工事用道路、付属物設置工、上屋工	R8.4～R9.3

３．NO.5～No.8 の仮締切工は、関連工事（Ｒ７那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定））において令和 8 年 5 月から 10 月末まで使用することが予定されており、令和８年４月末までに完了させることを目途としているが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４.No.8～No.12 の付帯道路工は、関連工事（Ｒ７那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定））において使用されることが予定されており、令和 8 年 9 月末までに完了させることを目途としているが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第５５条　概算概略発注

本工事の No.8+15.542～No13+0.05 の河川土工・法覆護岸工、付帯道路工は、概略構造及び概算数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和８年４月中旬とする。

第５６条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５７条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５６条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５６条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申

請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５８条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP)」、「Web 会議システム（teams、zoom 等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協

議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５９条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形	品質	出来ばえ

	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６０条　契約後ＶＥ方式の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の

機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第６１条　ＶＥ提案の意義及び範囲

1.　受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2.　以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1)施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2)契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第６２条　ＶＥ提案書の提出

1.　受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1)設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2)ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3)ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4)発注者が別途発注する関連工事との関係

(5)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6)その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

2.　発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3.　受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

4.　ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第６３条　ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第６４条　ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－５)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第６５条　ＶＥ提案を採用した場合の設計変更について

1.　ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わな

ければならない。

2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3. 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

4. ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

第６６条　ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第６７条　ＶＥ提案の責任の所在について

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６８条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５６条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６９条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の

確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第７０条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される 実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算 上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金・労働時間等の実施率・達成率を 工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７１条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７２条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

第７３条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第７４条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 3 年 9 月 1 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７５条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７６条　工事完成図書の納品

1.　本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成し

た電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７７条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査処理を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７８条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第　２　章　個人情報の取扱について

第７９条 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

１．受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

２．受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

３．受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

４．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

５．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

６．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

７．受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

８．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は

承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

９．発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

１０．受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

１１．受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第　３　章　土　工

第８０条　土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
下阿野沢ストックヤード（東茨城郡城里町下阿野沢地先）	L=4.0k 以下（DID 無）	

第８１条　表土処理

１．盛土箇所において２０ｃｍ以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

２．剥ぎ取った表土は那珂川左岸 31.5k 付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離Ｌ＝0.3km 以下）。 位置、範囲等の詳細については監督職員の指示によるものとする。 なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第８２条　盛土工

１．盛土の数量は、締固め後の体積とする。

２．本工事で使用する盛土材については、本工事にて掘削した土を使用するものとする。なお、盛土材料の確保に遅れ等が生じる場合は、対応等について監督職員と協議するものとする。

３．掘削土砂が盛土に適さない土質性状の場合は、監督職員と協議するものとする。
４．段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
５．盛土量に変動が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象をすることができる。
６．締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

第　４　章　土木工事材料

第８３条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	適用
表層	４０～６０	付帯道路工

第８４条　芝

芝は野芝で半土付きとする。

第８５条　セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成８年６月制定）によるものとする。

第８６条　プライムコート

プライムコートに使用する材料はＰＫ－３とし、使用量は 1～2L/m2 を標準とする。

第８７条　道路材料

１．粒状路盤材クラッシャーランはＲＣ－４０とする。
２．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径（㎜）	アスファルト量（％）	適用
ＲＡ②	再生密粒度アスコン	２０	５～７	表層

第８８条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第　５　章　一般施工

第８９条　工事用道路工

１.運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。

2.工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。

3. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するも のとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・ 範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、 工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

4. 本工事で整備する工事用道路は、下記工事においても使用を予定している。

工事名	工期（予定）
Ｒ７大場遊水地排水門ゲート設備据付工事	R8.4～R9.3

第９０条　仮設工（指定仮設）

１．本工事の仮設工のうち、工事用道路工の施工にあたっては、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．受注者においても本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。

３．現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、仮設工の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

第９１条　仮設工（任意仮設）

１．本工事の仮設工にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

２．受注者においても本仮設工に対する技術的検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。

３．本工事の施工箇所への工事関係車両等の進入および退出の経路については、那珂川左岸31.5K付近の川表工事用道路を見込んでいる。

４．現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、仮設工の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

第９２条　建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する伐木については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

１．木幹、木根（昼間施工）

（１）受け入れ施設：大縄林業原木（株）リサイクル工場

（２）受け入れ所在地：茨城県 笠間市 池野辺駒切 630-2 外 28 筆

（３）受け入れ時間：８：００～１７：００

（４）運搬方法：１０ｔダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第９３条　周辺整備工

１．周辺整備工は那珂出張所管内（那珂川左右岸１９．０ｋ～４６．５Ｋ）における事業施工箇所及び用地買収箇所の維持管理、工事用道路の整備・維持補修等、監督職員の指示に基づく作業を迅速におこなうものとする。

当初は下記のとおり計上しているが、監督職員の指示により別途施工箇所が発生した場合は設計変更の対象とする。

・普通作業員　２００人

２．受注者は、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するものとする。

また、各作業に使用した機械、労務、材料毎に分類し、実績を考慮し設計変更の対象とする。

３．土留・仮締切工

（１）大場排水門において仮締切工を施工するものとする。

本施工の盛土、大型土のうの中詰材に使用する土砂は、那珂川左岸 31.5k 付近の高水敷から採取するものとする。（運搬距離 L=0.3km 以下）

（２）本施工で使用する大型土のうは、耐候性土のう丸型 110cm×110cm 短期仮設対応（1 年）型とする。

（３）仮締切の天端高は、TP＋１４．５ｍ　とする。

第９４条　作業土工（床堀り　・埋戻し）

１．作業土工で発生する土砂は、埋め戻し及び盛土材として流用するものとする。

２．構造物の周囲１ｍの範囲及び狭隘箇所等の埋戻しについては、人力による敷均しタンパ等により入念に締め固めるものとする。

第　６　条　無筋・鉄筋コンクリート

第９５条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
防護柵工 　コンクリート 非常用発電設備基礎工 　コンクリート	４０	８ｃｍ	—	１８	高炉Ｂ種
防護柵工 　均しコンクリート 非常用発電設備基礎工 　均しコンクリート	２５	８ｃｍ	—	１８	高炉Ｂ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第９６条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）
・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
・管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物
・道路照明、標識、防護柵等の構造物
・耐久性を期待しない構造物
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く）

第　７　章　築堤・護岸

第９７条　吸出し防止シート

１．河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10-2（1/s）以上	JIS L3204 準拠
厚さ	10㎜ 以上	
引張強度	1.0tf/m 以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠（PH 5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 JIS A1415 準拠
適用勾配	1:3	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第 1324 号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	O95／D85≦1.0 （O95≦0.2㎜ は上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10-2（1／s）以上	JIS L3204 準拠
引張強度	1.0tf/m 以上（縦・横方向共）	JIS L3204 準拠
化学的安定性 （強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 （PH５～９）
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A1410 JIS A1415 準拠
摩擦（静止摩擦係数）	μ≧0.5（適用勾配 １：２以上） 0.3（適用勾配 １：３以上）	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

２．取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ 10 ㎜とし、品質、規格については表－２によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ 20 ㎜とし、品質・規格については表－２によるものとする。

３．品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①

製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

(2) 納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000 ㎡に１回以上の割合で行われているもの。

項目	品質・規格	試験方法
密度	０．１２ｇ／cm2 以上	JIS L3204
圧縮率	１２％以下	〃
引張強度	１．０tf／ｍ以上	JIS L3204 準拠
伸び率（最大強度時）	５０％以上	JIS L3204
耐薬品性（不溶解分）	９０％以上	〃
透水性	０．０１（１／ｓ以上）	JIS L3204 準拠

４．現場における検査方法

(1) 現地において、施行面積 2,000 ㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

５．吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10 cm以上とする。

第９８条　コンクリートブロック張

連節ブロックに使用する連結材は、溶融亜鉛アルミニウムメッキ鋼線(ｱﾙﾐ含有量 10%、付着量 300g/ｍ２)(JISG3544,3547 準) または, これと同等品以上のものとする。なお、端部の巻き付け回数は１回半以上とし順次連結するものとする。規格は下記によるものとする。

標準線径（mm）	８．００
線径許容差（mm）	±０．１２
引張強さ（N/mm²）	６９０以上
伸び	１０％以上
メッキ付着量	３００以上

第　８　章　その他

第９９条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１００条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第１０１条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１０２条　特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５１条 第４８条 第４８条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３６条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第８９条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第９２条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ■ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第２５条

概略工事工程表

R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

別紙－5

工　種	単位	数　量	令和7年度 3月	令和8年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
準備工	式	1	余裕期間												・40日間
河川土工	式	1													・盛土工(ICT)(1pt) ・法面整形工(ICT)(1pt)
法面護岸工	式	1													・コンクリートブロック工(連節ブロック張)(1pt) ・植生工(1pt)
付帯道路工	式	1													・アスファルト舗装工(1pt) ・緑石工(1pt)
付属物設置工	式	1													・防止柵工(1pt) ・非常用発電機基礎工(1pt) ・配管・配線工(1pt)
上屋工	式	1							材料調達期間						・上屋工(1pt)
周辺整備工(周辺整備工)	式	1													・周辺整備工(1pt)
周辺整備工(土留・仮締工)	式	1													・土留・仮締工(1pt)
仮設工	式	1													・工事用道路工(1pt) ・交通管理工(1pt)
後片付け	式	1													・20日間
制約条件　関連工事	―														R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事
															R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事(仮締切工)
															R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事(付帯道路工)
年末年始、お盆	―														
出水期間	―														
詳細設計	―														
雨休率の適用			準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用												

別図-1

仮締切工図

平 面 図 S=1:500

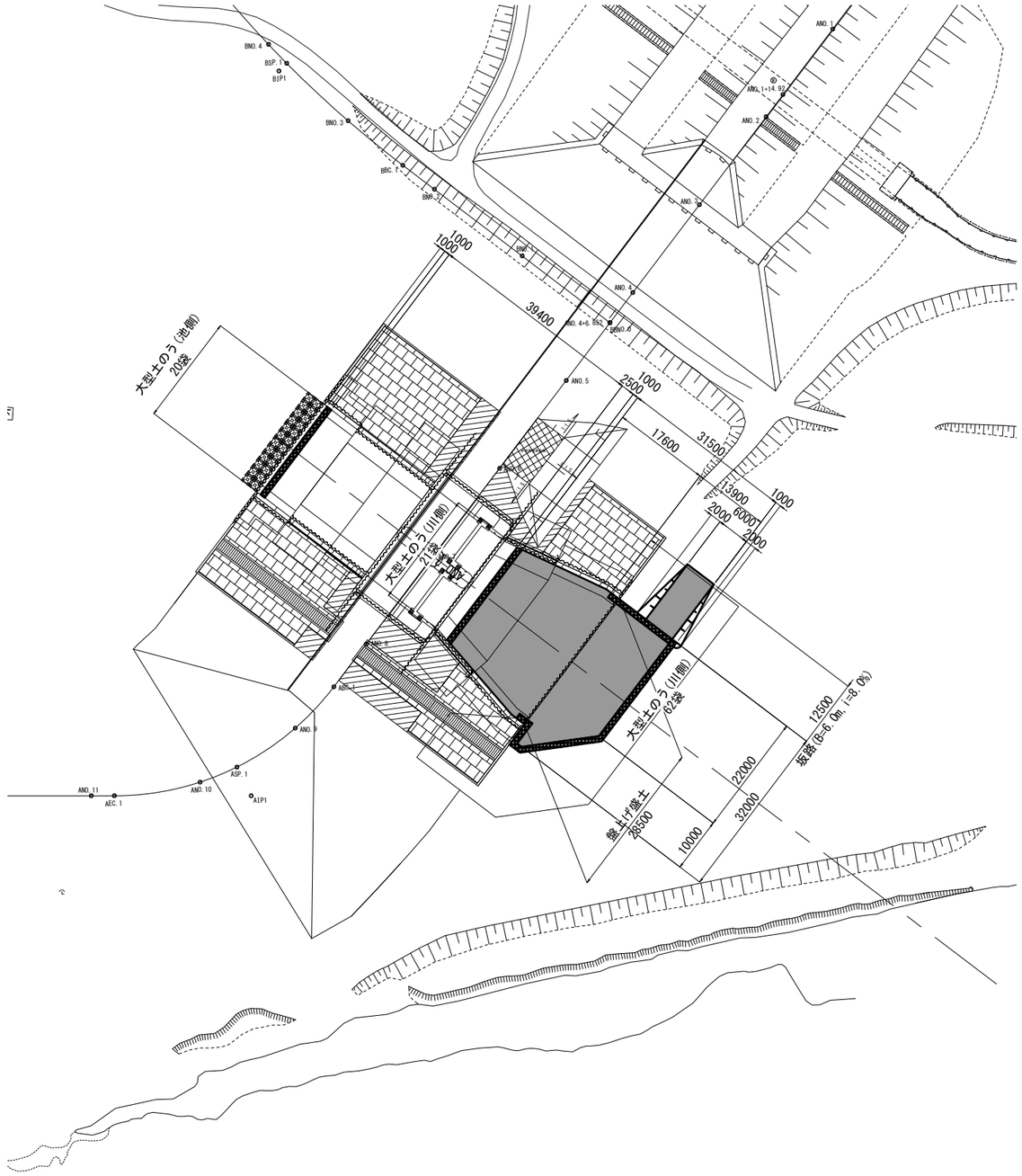

凡例 部分使用箇所

別図-2

工事用道路平面図

S=1:1,000

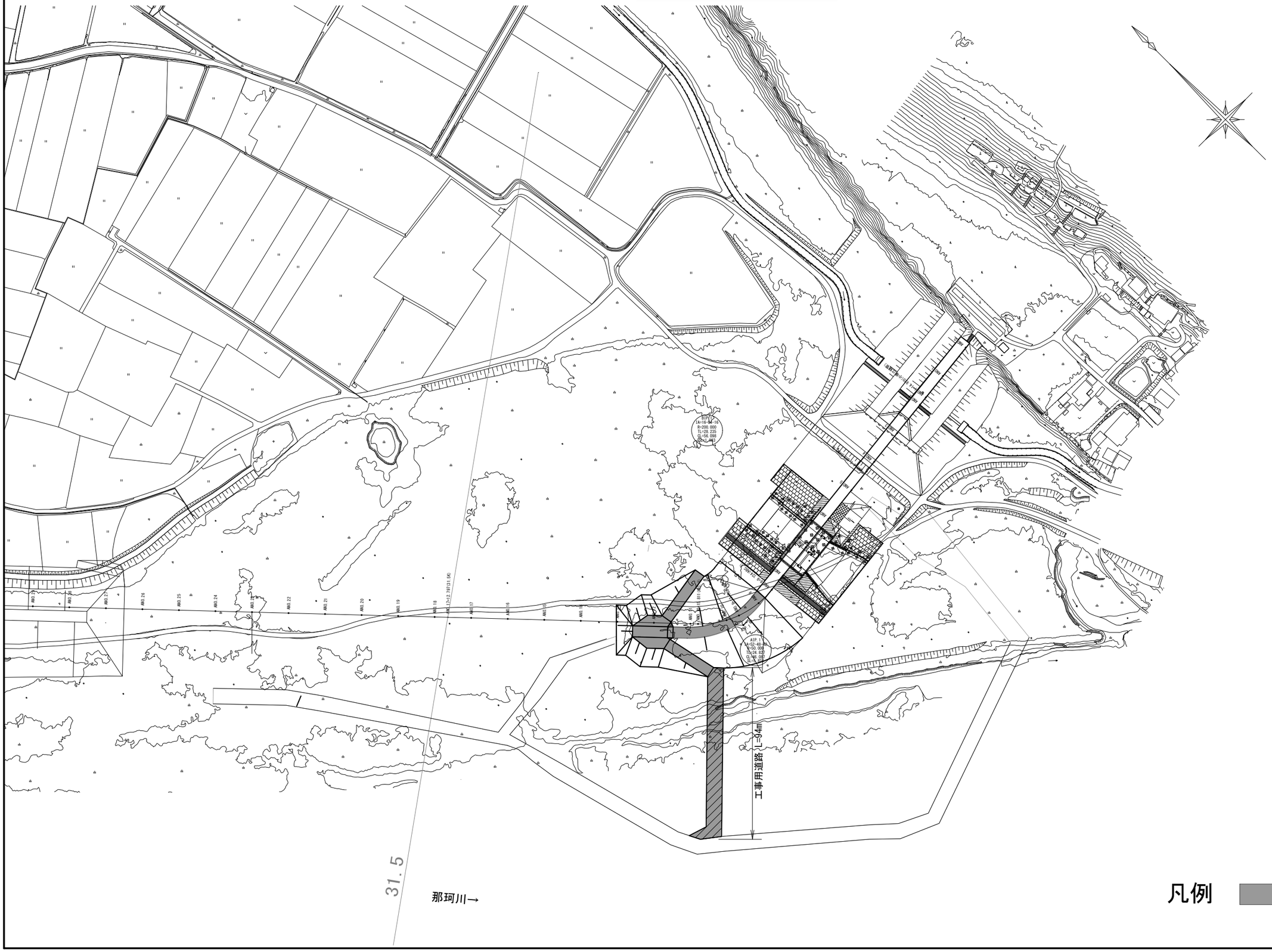

凡例　部分使用箇所

位置図 S=1:50,000

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事								
図面名	位　置　図								
年月日	令和　8年　　1 月　　日								
縮　尺	1：50,000	図面番号	54 の 1						
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 八千代エンジニヤリング株式会社								
事務所名	国土交通省　常陸河川国道事務所								
所長		副所長		課長		係長		設計者	

平面図

S=1:500

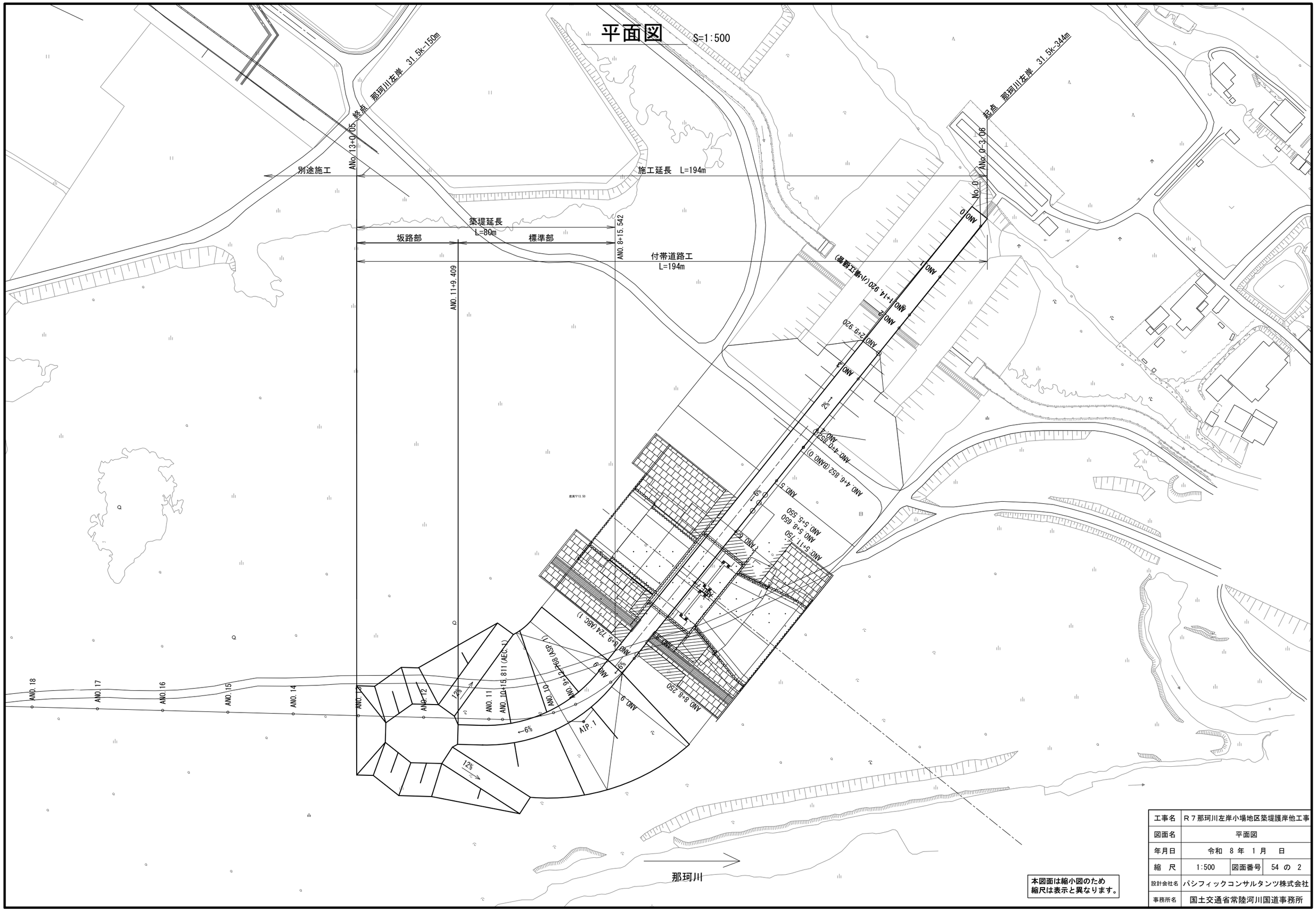

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	54 の 2
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

縦断図　SV=1:100 SH=1:1000

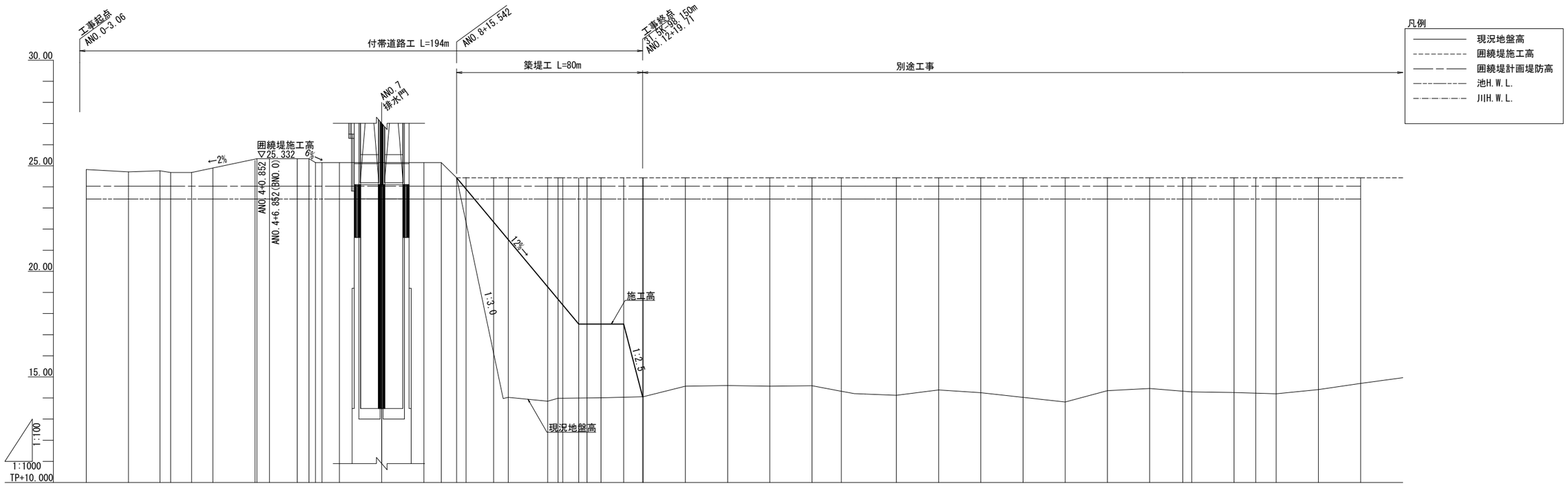

測点	単距離	追加距離	地盤高	施工高
ANO.0-3.060	-3.060	-3.060	24.82	
ANO.0	0.000	0.000		
ANO.1	20.000	20.000	24.71	
ANO.1+14.920 (小場江樋管)	14.920	34.920	24.76	
ANO.2	5.080	40.000	24.68	
ANO.2+9.920	9.920	49.920	24.68	
ANO.3	10.080	60.000	20.61	
ANO.4	20.000	80.000	14.87	
ANO.4+0.852	0.852	80.852	14.82	
ANO.4+6.852(BNO.0)	6.000	86.852	14.47	
ANO.5	13.148	100.000	14.09	
ANO.5+5.550	5.550	105.550	14.07	
ANO.5+8.650	3.100	108.650	14.06	
ANO.5+11.750(条件護岸)	3.100	111.750	14.05	
ANO.6	8.250	120.000	14.02	
ANO.7	20.000	140.000	13.94	
ANO.8	20.000	160.000	13.59	
ANO.8+8.250(条件護岸)	8.250	168.250	13.57	
ANO.8+15.542	7.290	175.542	13.95	24.432
ANO.9	4.458	180.000		23.880
ANO.9+13.060	12.810	193.060	13.88	
ANO.10	6.940	200.000	14.03	21.224
ANO.10+18.670	18.670	218.670	13.85	
ANO.11	4.935	220.000	13.99	18.542
ANO.11+2.206(AEC.1)	2.206	222.206	13.99	
ANO.11+9.779	7.573	239.779		17.500
ANO.12	10.571	240.000	14.01	17.500
ANO.12+10.750	10.750	250.750		17.500
ANO.12+19.71	8.960	259.710		17.500
ANO.13	0.290	260.000	14.06	
ANO.14	20.000	280.000	14.56	
ANO.15	20.000	300.000	14.59	
ANO.16	20.000	320.000	14.56	
ANO.17	20.000	340.000	14.58	
ANO.17+13.905(31.5k)	13.905	353.905	14.32	
ANO.18	6.095	360.000	14.21	
ANO.19	20.000	380.000	14.13	
ANO.20	20.000	400.000	14.38	
ANO.21	20.000	420.000	14.25	
ANO.22	20.000	440.000	14.03	
ANO.23	20.000	460.000	13.81	
ANO.24	20.000	480.000	14.35	
ANO.25	20.000	500.000	14.45	
ANO.25+15.719	15.719	515.719	14.29	
ANO.26	4.281	520.000		
ANO.27	20.000	540.000	14.26	
ANO.27+10.284	10.284	550.284		
ANO.28	9.716	560.000	14.20	
ANO.29	20.000	580.000	14.40	
ANO.30	20.000	600.000	14.69	

曲線：AIP.1 IA=52-48-42 R=50.000 CL=46.087 TL=24.827 SL=5.824

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	縦断図		
年月日	令和　8 年　1 月　日		
縮　尺	SV=1:100 SH=1:1000	図面番号	54 の 3
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

標準断面図 S=1:200

法肩ブロック詳細図S=1:10

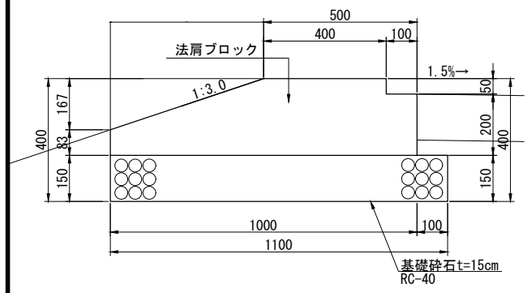

舗装止ブロック詳細図S=1:10

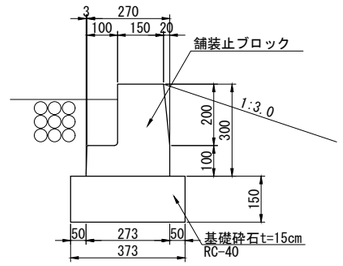

縁石ブロック詳細図 S=1:10

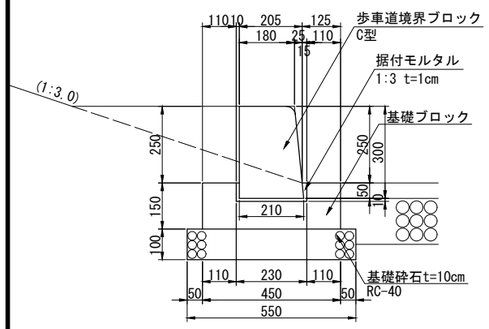

標準部

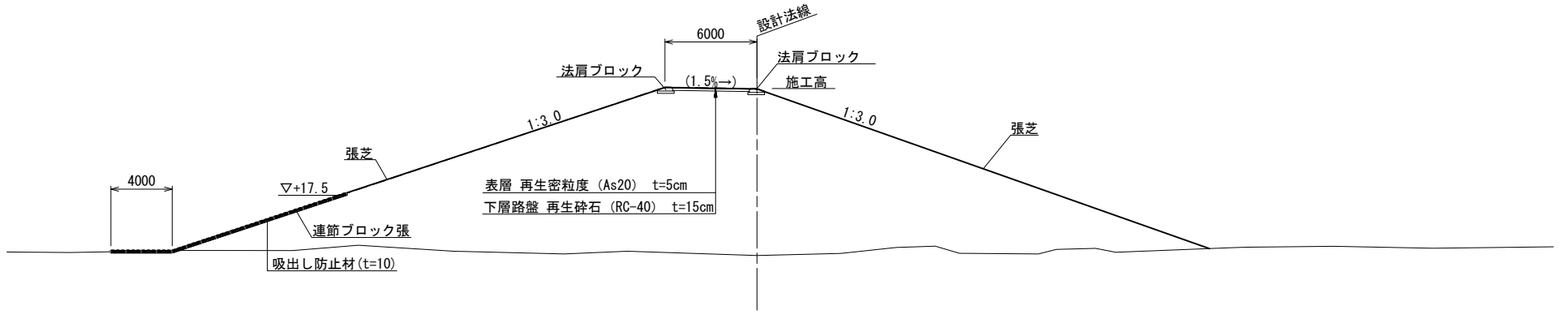

坂路部

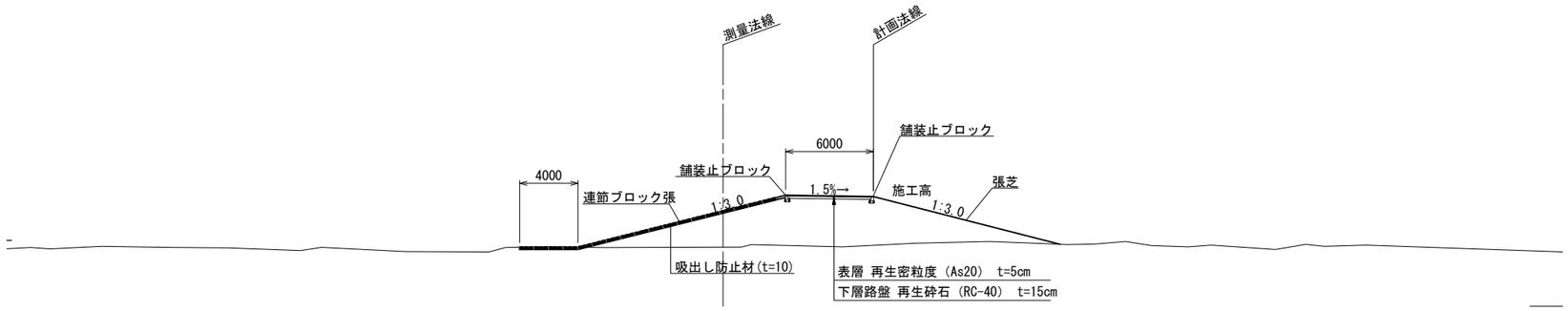

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 4
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

横断図(1)　S=1:200

ANO.8+15.542
現況はANO.8+9.724(ABC.1)を使用

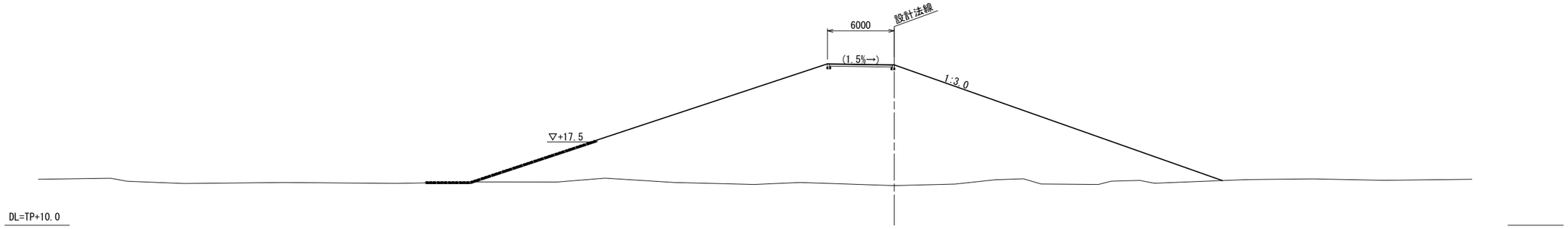

ANO.9

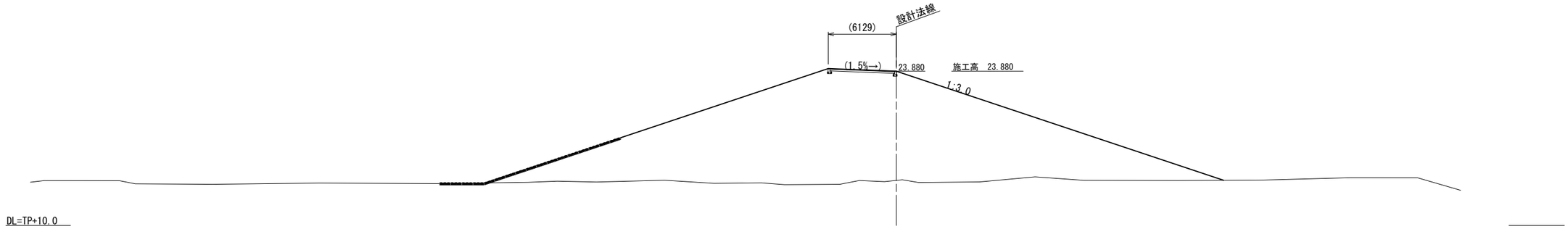

ANO.9+13.060
測量ANO.9+12.768(ASP.1)

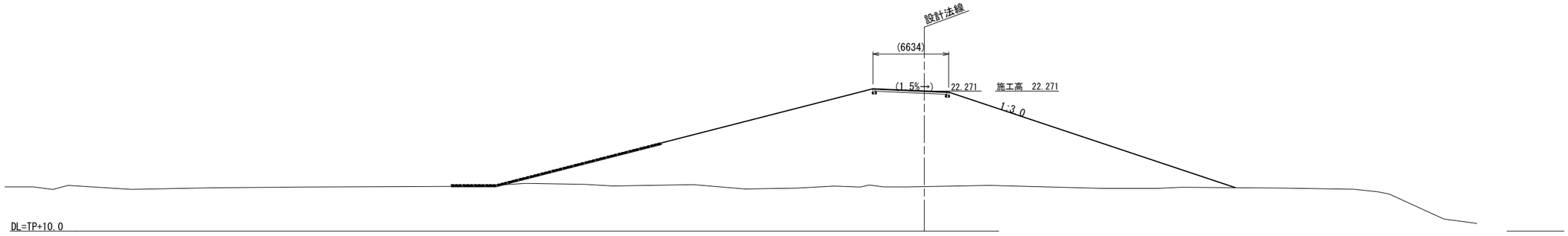

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	横断図(1)		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:200	図面番号	54 の 5
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

横断図(2)　S=1:200

ANO.10

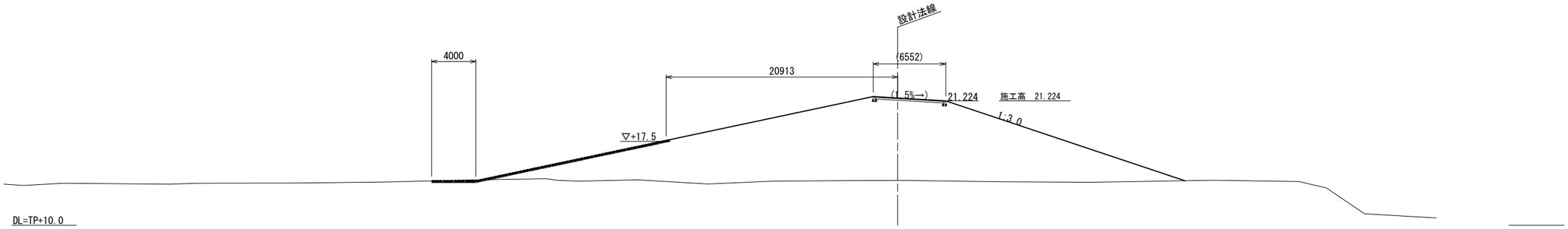

ANO.10+18.670

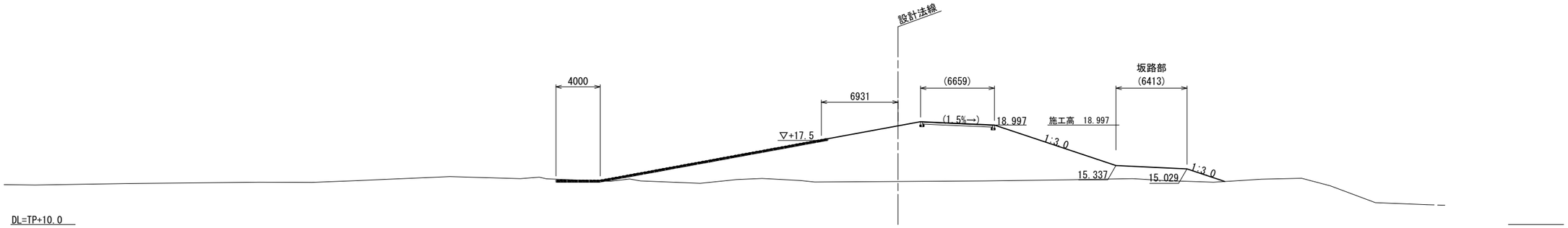

ANO.11

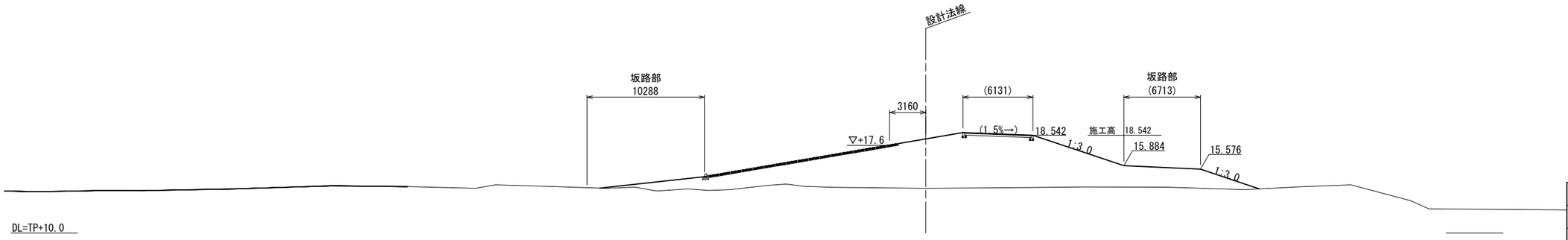

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:200	図面番号	54 の 6
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

横断図(3)　S=1:200

ANO.12

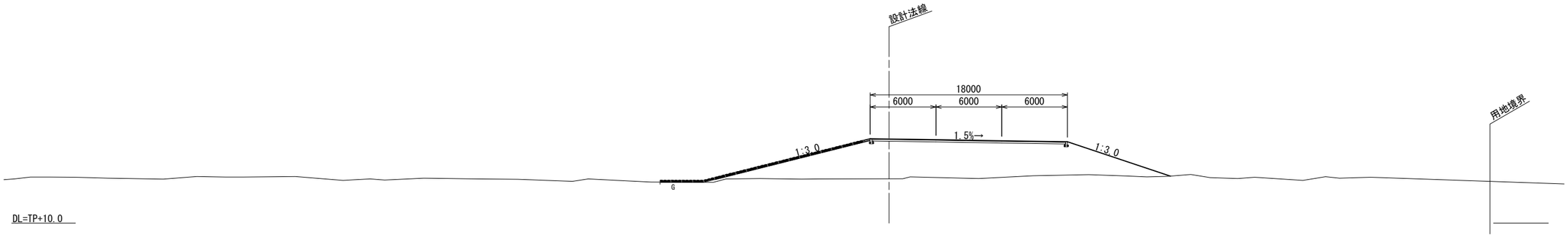

ANO.12+10.750
現況はANO.12を使用

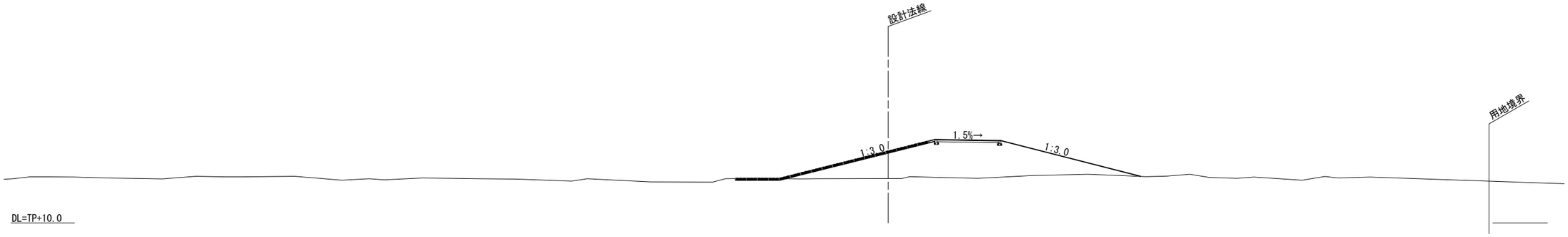

ANO.13

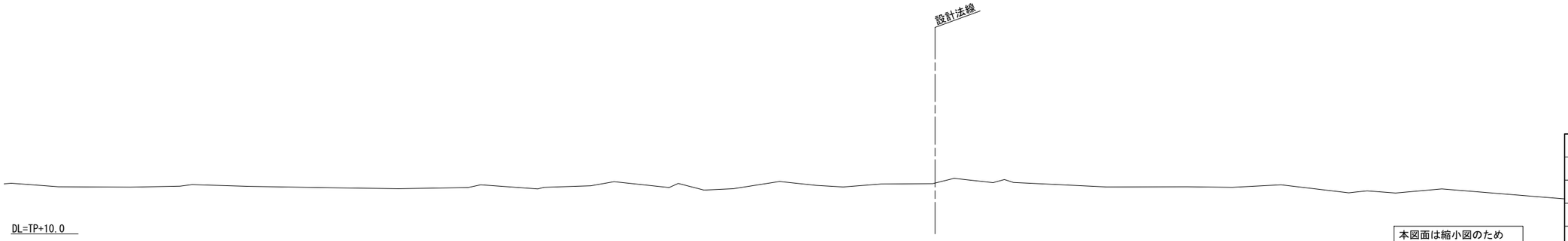

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:200	図面番号	54 の 7
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

連節ブロック詳細図

詳細平面図 S=1:500

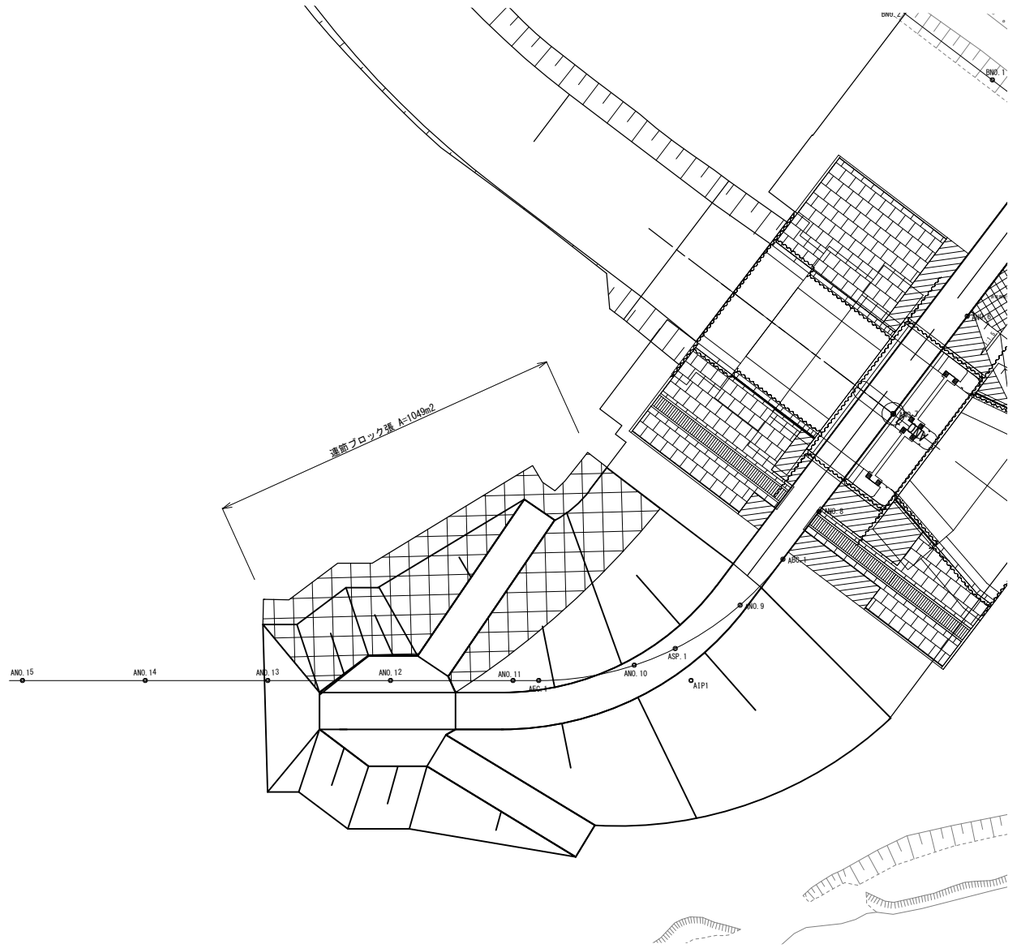

標準図 S=1:100

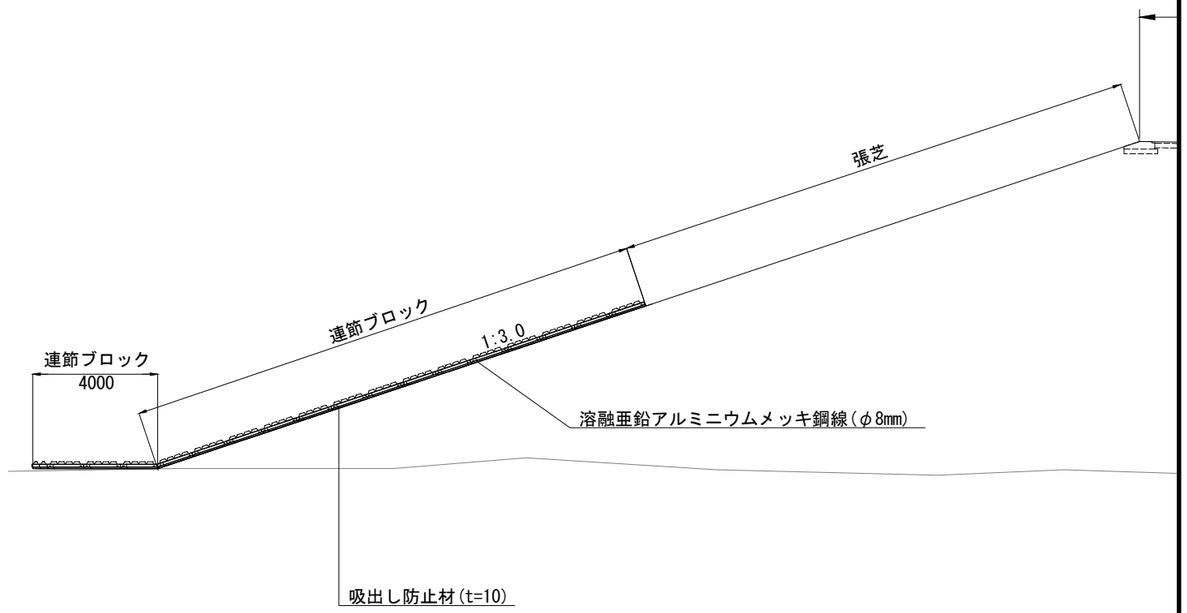

大型連節ブロック詳細図 S=1:20

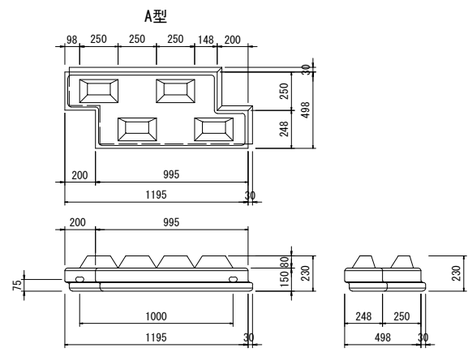

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	連節ブロック詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 8
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

坂路工詳細図(1)

平面図 S=1:300

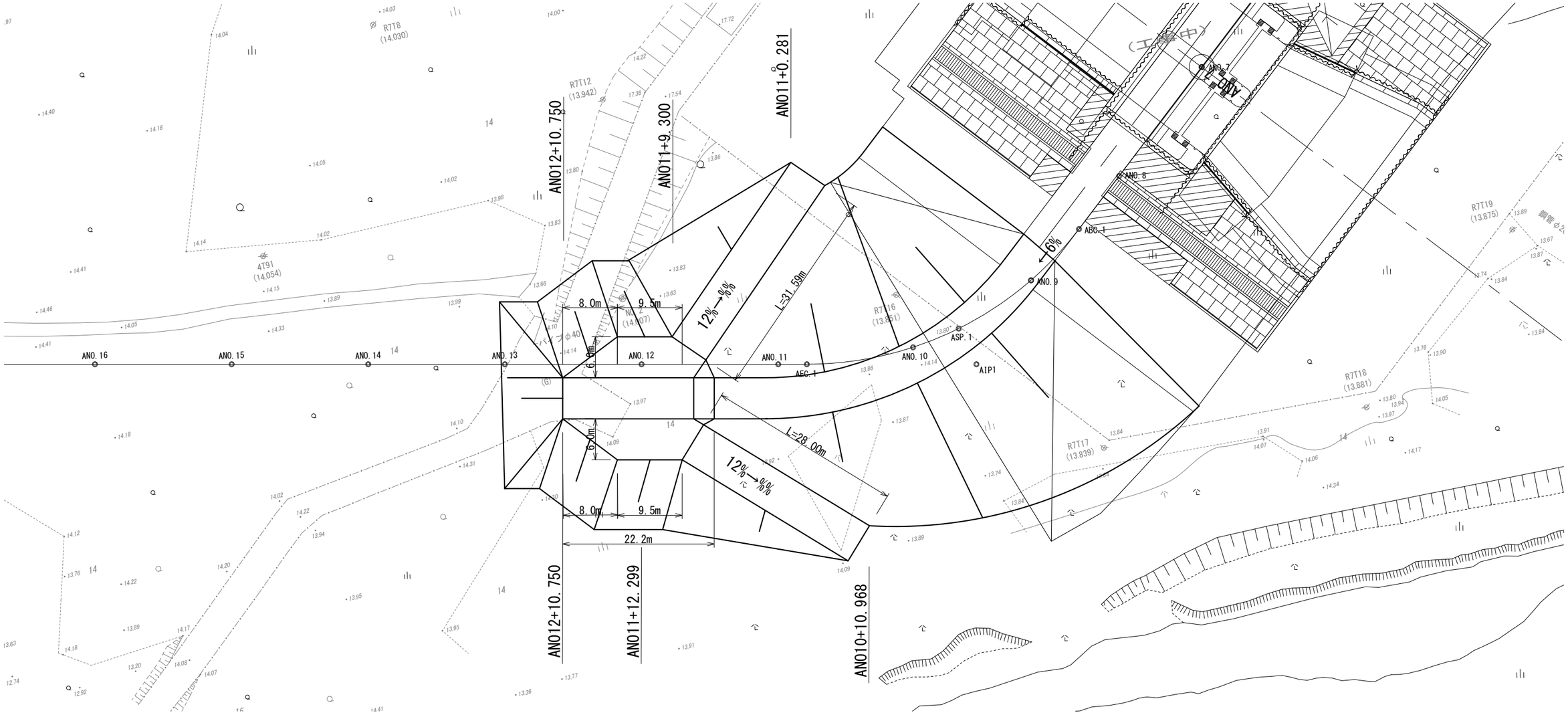

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	坂路工詳細図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 9
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

坂路工詳細図(2)

縦断図 S=1:300

川表坂路

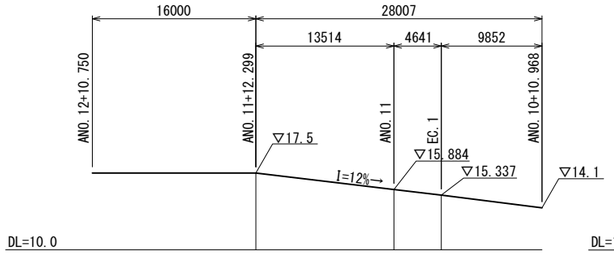

川裏坂路

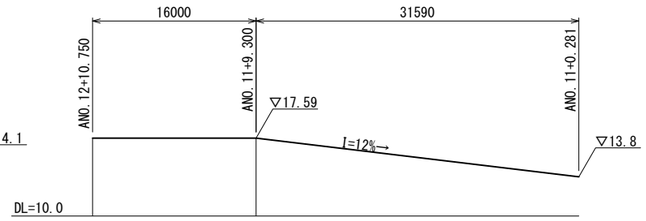

天端坂路

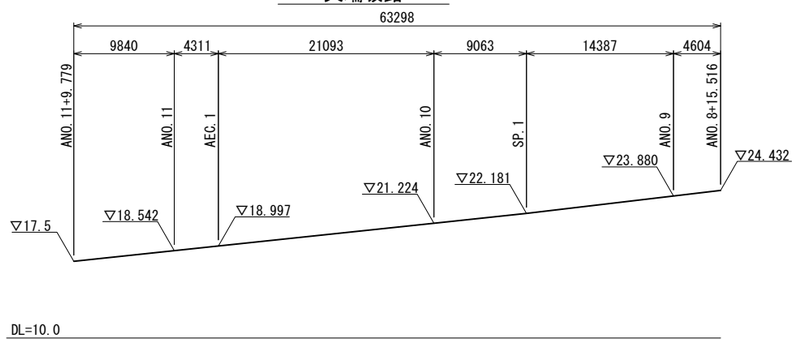

標準断面図 S=1:20

川表坂路

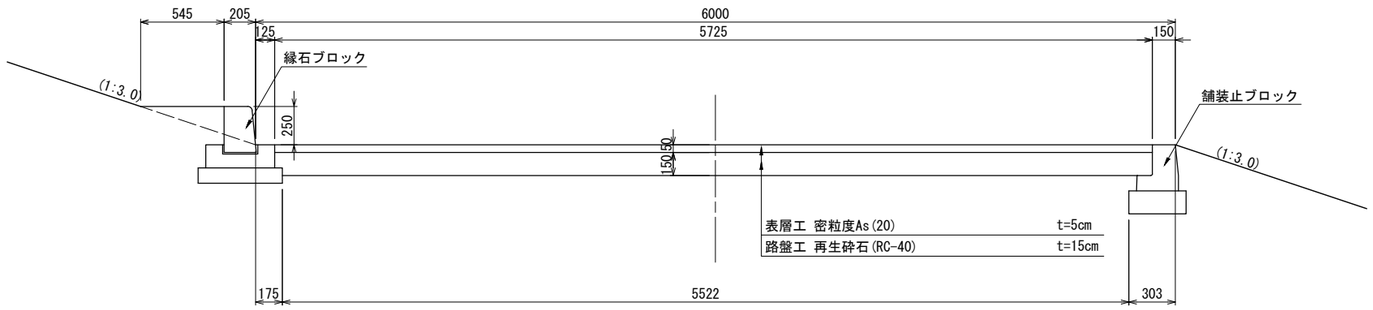

川裏坂路

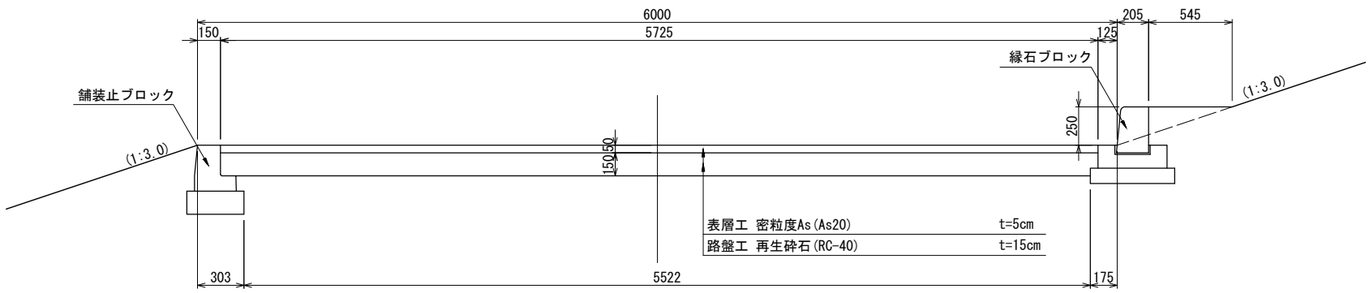

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	坂路工詳細図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 10
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

付属物設置工平面図 S=1:300

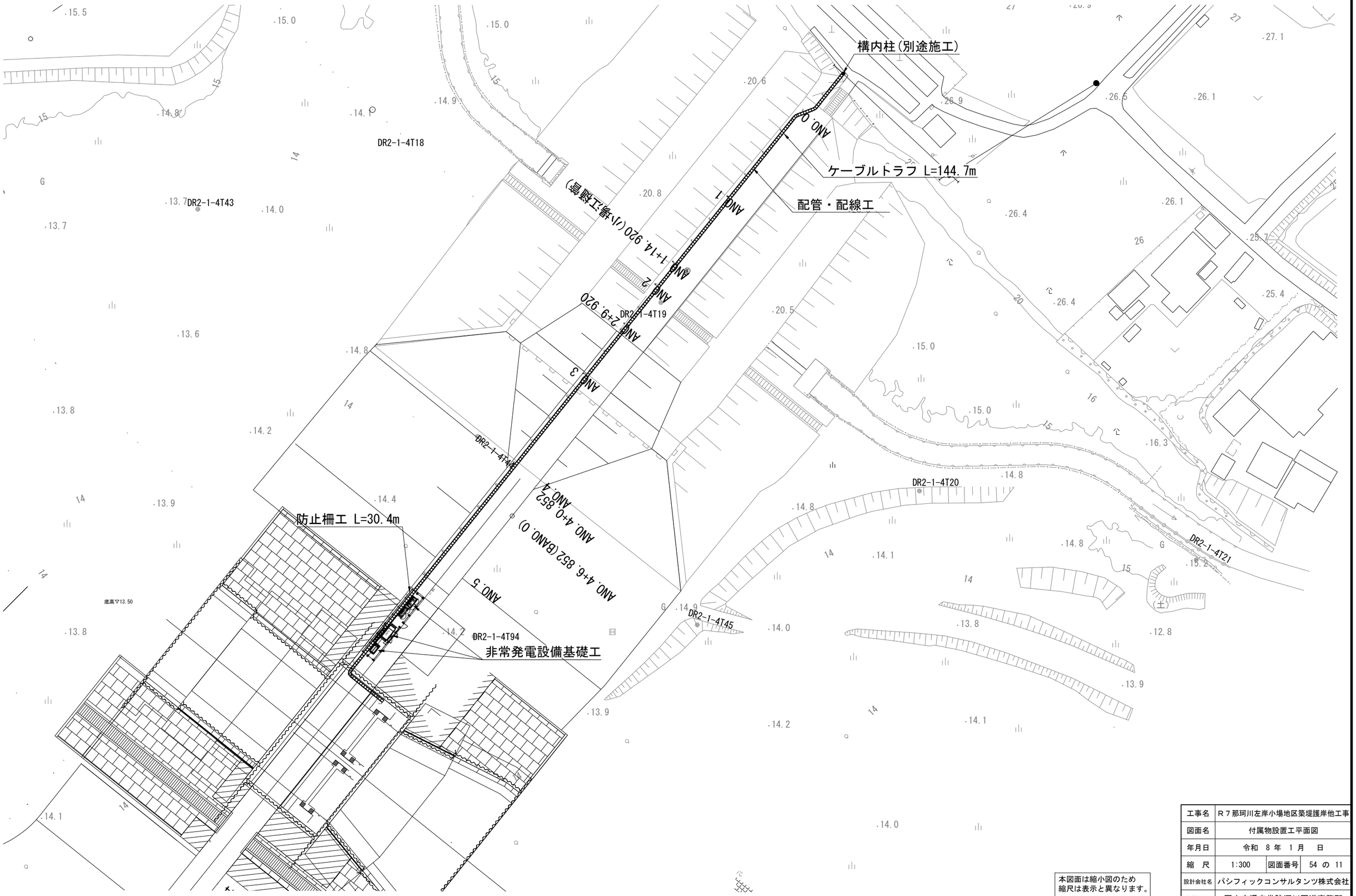

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	付属物設置工平面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:300	図面番号	54 の 11
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

防止柵工図（非常用発電設備周囲柵）

（インナーポスト式ネットフェンス）

平面図 S=1:30

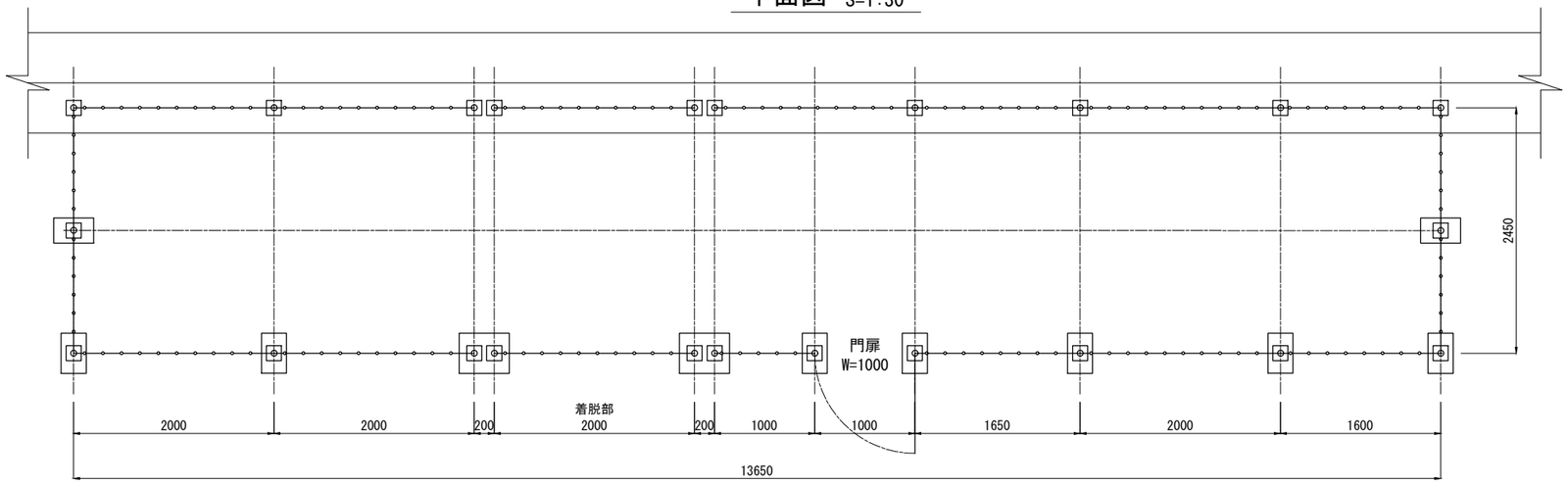

断面図 S=1:30

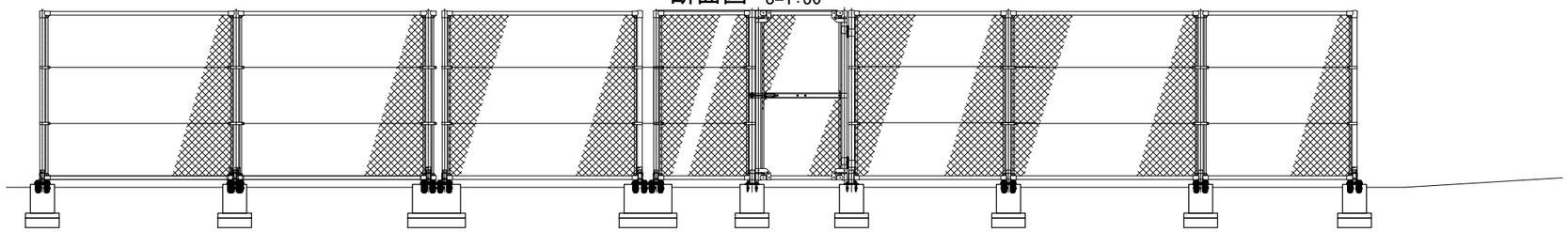

ベースプレート主柱部詳細図 S=1:5

フェンス

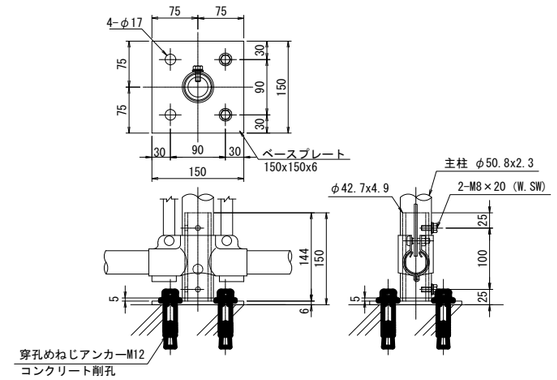

門扉

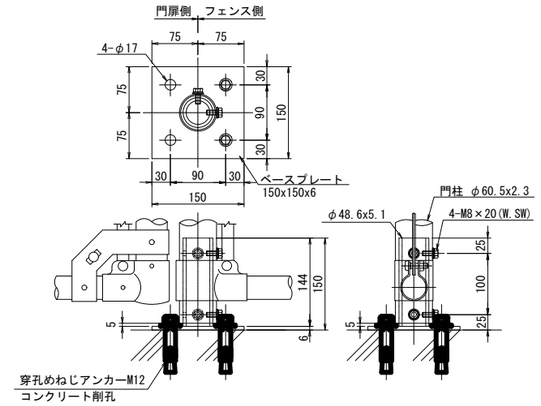

詳細図 S=1:25

門 扉

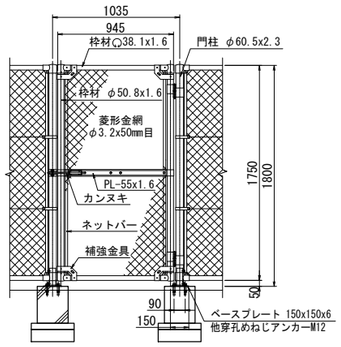

標準部

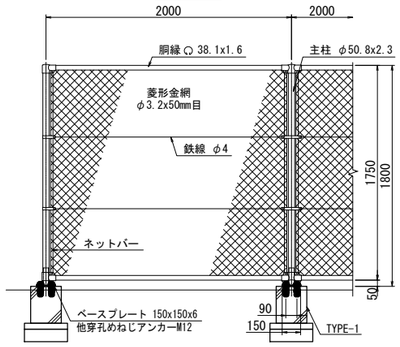

着脱部

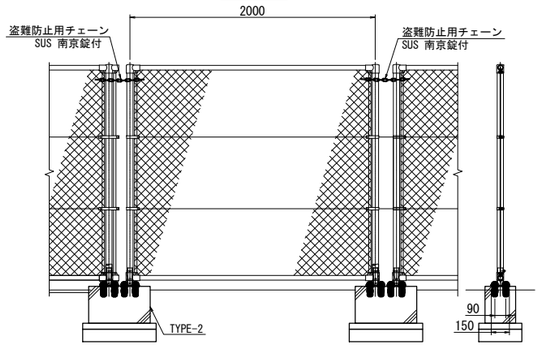

下流側側面図

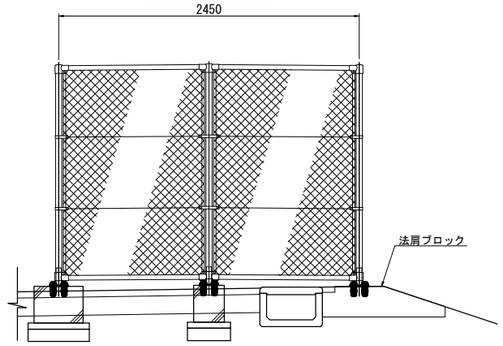

支柱基礎詳細図 S=1:20

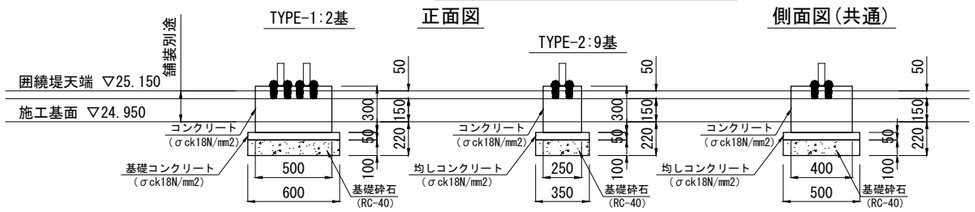

<仕様>

【フェンス】
- 主柱:STK400 φ50.8×2.3 溶融亜鉛メッキ仕上
- 金網:線径・網目 φ3.2×50mm目
  - 材質 亜鉛メッキ鉄線（JIS G 3547）

【門扉】
- 門柱:STK400 φ60.5×2.3 溶融亜鉛メッキ仕上
- 枠材:STK400 φ50.8×1.6 溶融亜鉛メッキ仕上
- 胴縁:SS400 φ38.1×1.6 溶融亜鉛メッキ仕上
- 金網:線径・網目 φ3.2×50mm目
  - 材質 亜鉛メッキ鉄線（JIS G 3547）

【ベースプレート】
- ・フェンス用
  - インナーポスト:φ42.7×4.9 溶融亜鉛メッキ仕上
  - ベースプレート:150×150×6t 溶融亜鉛メッキ仕上
- ・門柱用
  - インナーポスト:φ48.6×5.1 溶融亜鉛メッキ仕上
  - ベースプレート:150×150×6t 溶融亜鉛メッキ仕上

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	防止柵工図（非常用発電設備周囲柵）		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 12
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

非常用発電設備工図（配置図）

平面図 S=1:30

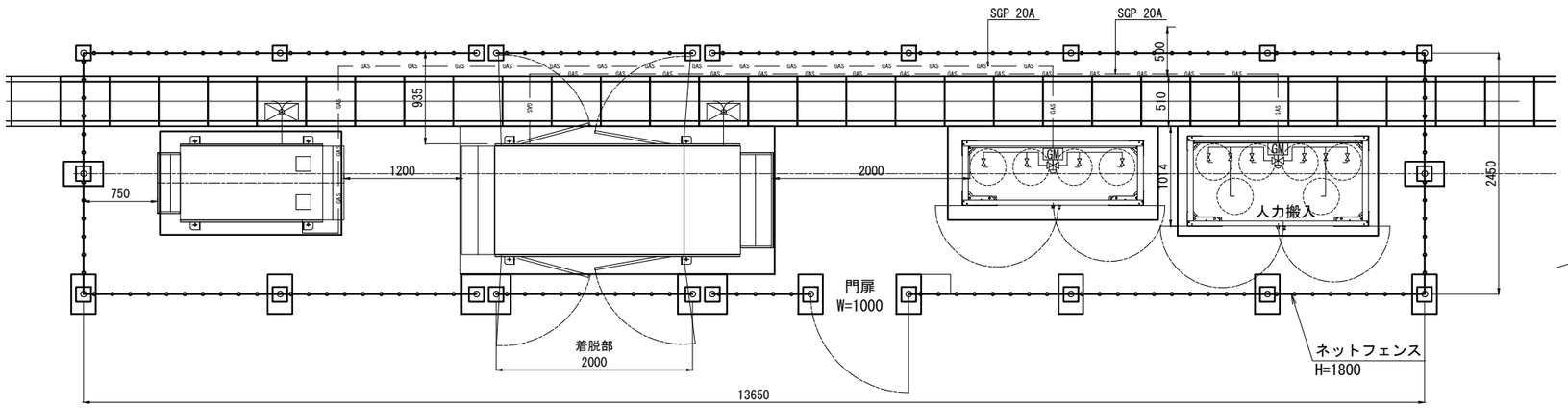

トラフ配管取出図 S=1:15

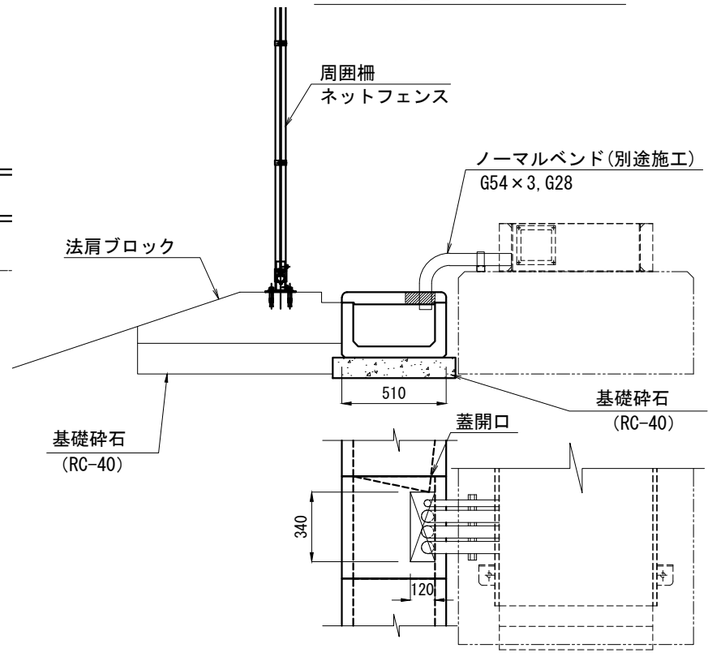

断面図 S=1:30

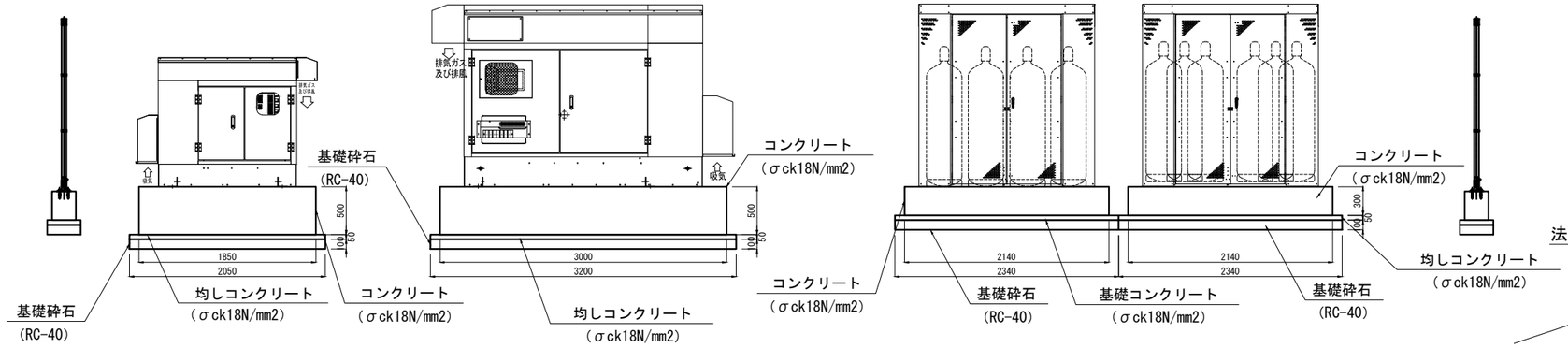

ケーブルトラフ
JIS A 5372 1種

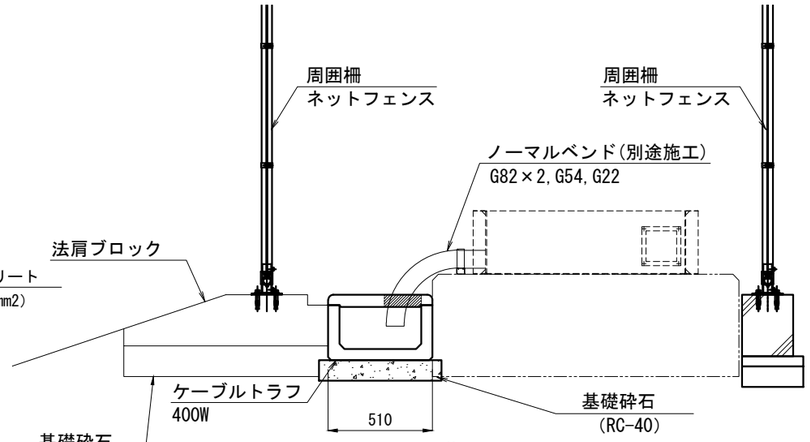

外形図 S=1:15

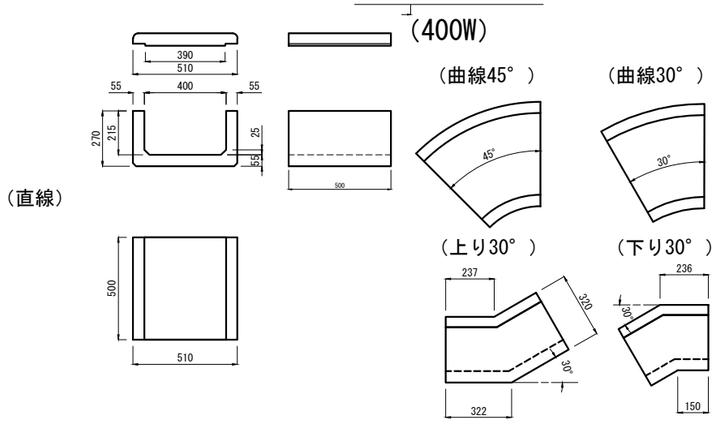

埋設標準図 S=1:15

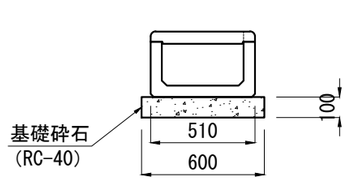

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	非常用発電設備工図（配置図）		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 13
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

非常用発電設備工図（基礎図） S=1:20

非常用発電装置基礎
単相機用:1式

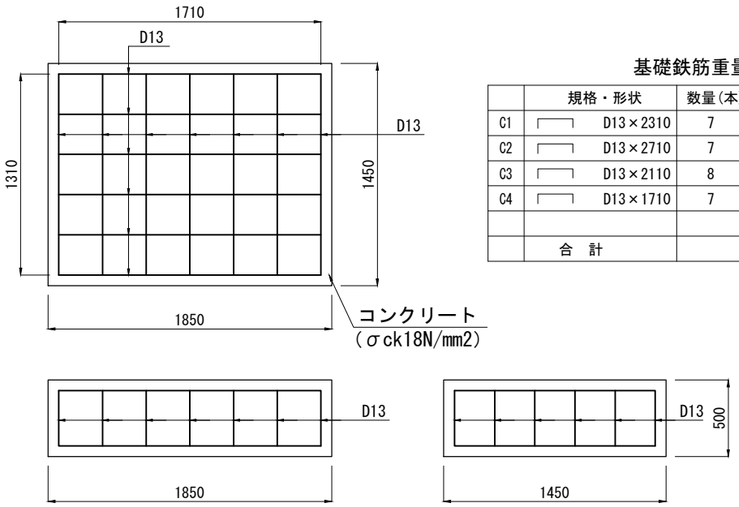

基礎鉄筋重量表（１式当） (SD295)

	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備　考
C1	D13×2310	7	2.30	16.1	0.995kg/m
C2	D13×2710	7	2.70	18.9	
C3	D13×2110	8	2.10	16.8	
C4	D13×1710	7	1.70	11.9	
	合　計			63.7	

非常用発電装置基礎
三相機用:1式

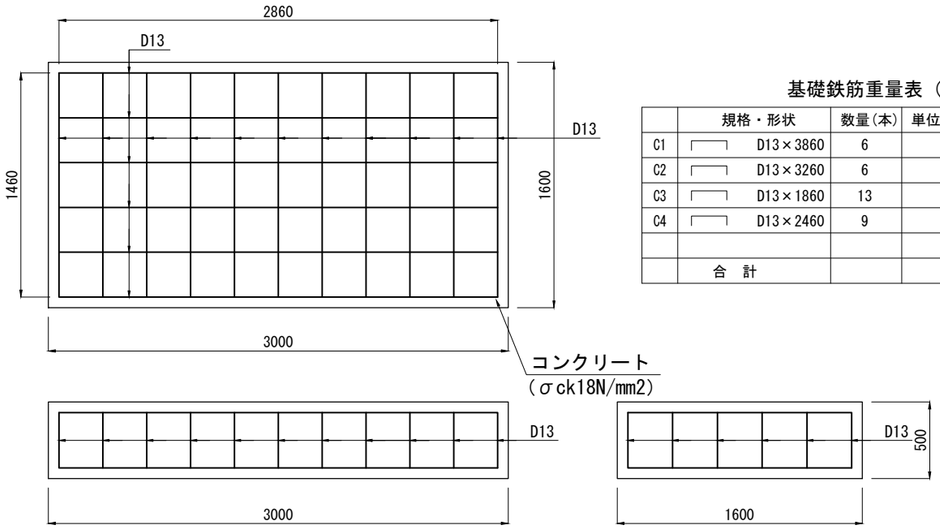

基礎鉄筋重量表（１式当） (SD295)

	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備　考
C1	D13×3860	6	3.84	23.04	0.995kg/m
C2	D13×3260	6	3.24	19.44	
C3	D13×1860	13	1.85	24.05	
C4	D13×2460	9	2.45	22.05	
	合　計			88.58	

LPガスボンベ収納庫基礎
50kg 4本用:1式

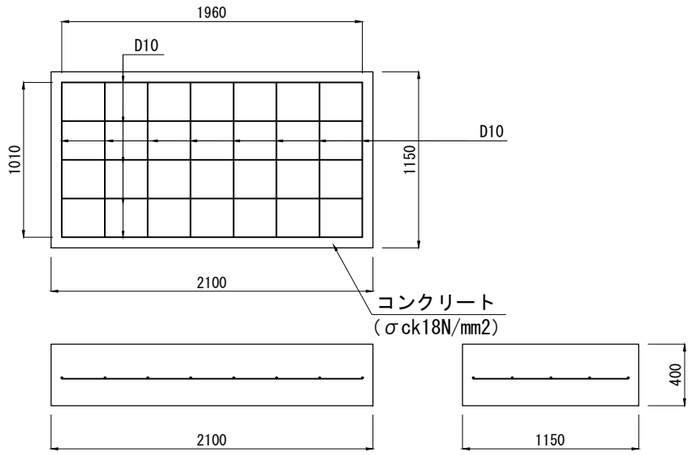

基礎鉄筋重量表（１式当） (SD295)

	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備　考
C1	D10×1960	5	1.098	5.49	0.560kg/m
C2	D10×1010	8	0.566	4.528	
	合　計			10.018	

LPガスボンベ収納庫基礎
50kg 6本用:1式

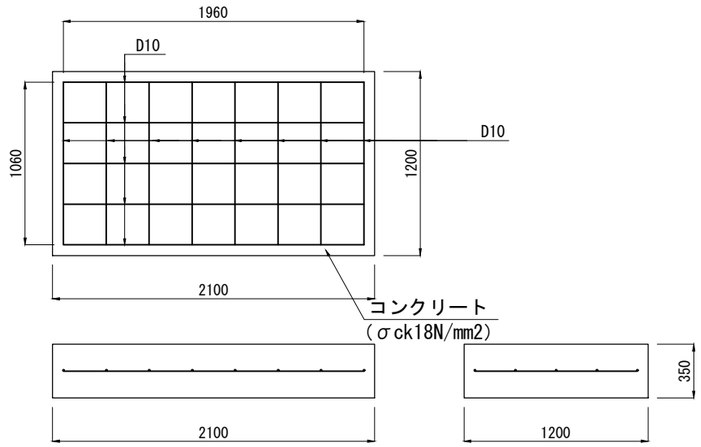

基礎鉄筋重量表（１式当） (SD295)

	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備　考
C1	D10×1960	5	1.098	5.49	0.560kg/m
C2	D10×1060	8	0.594	4.752	
	合　計			10.242	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	非常用発電設備工図（基礎図）		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	54 の 14
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

引込設備図

電力引込平面図 S=1:200

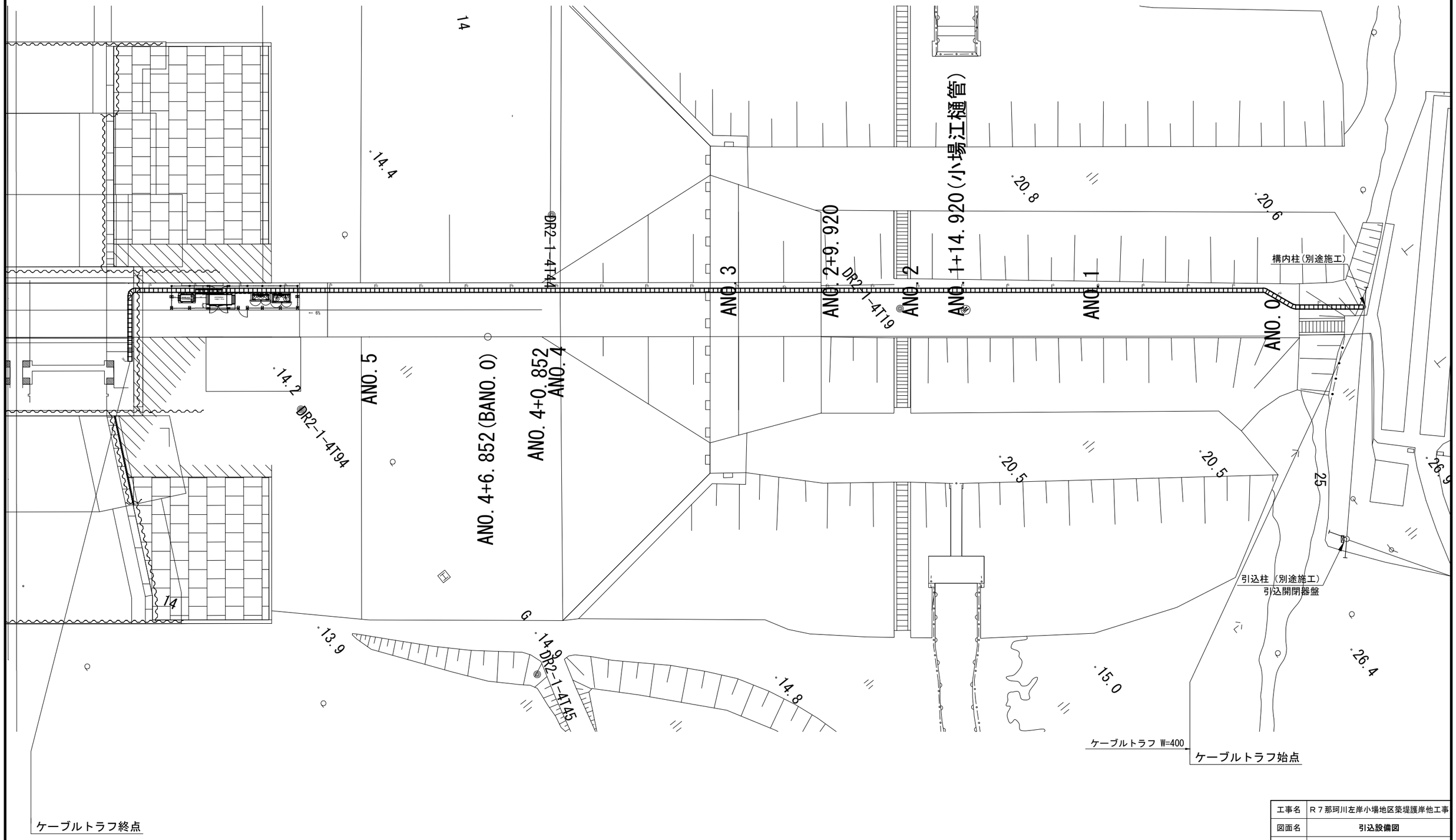

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	引込設備図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 15
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

配管・配線工図

平面図 S=1:100

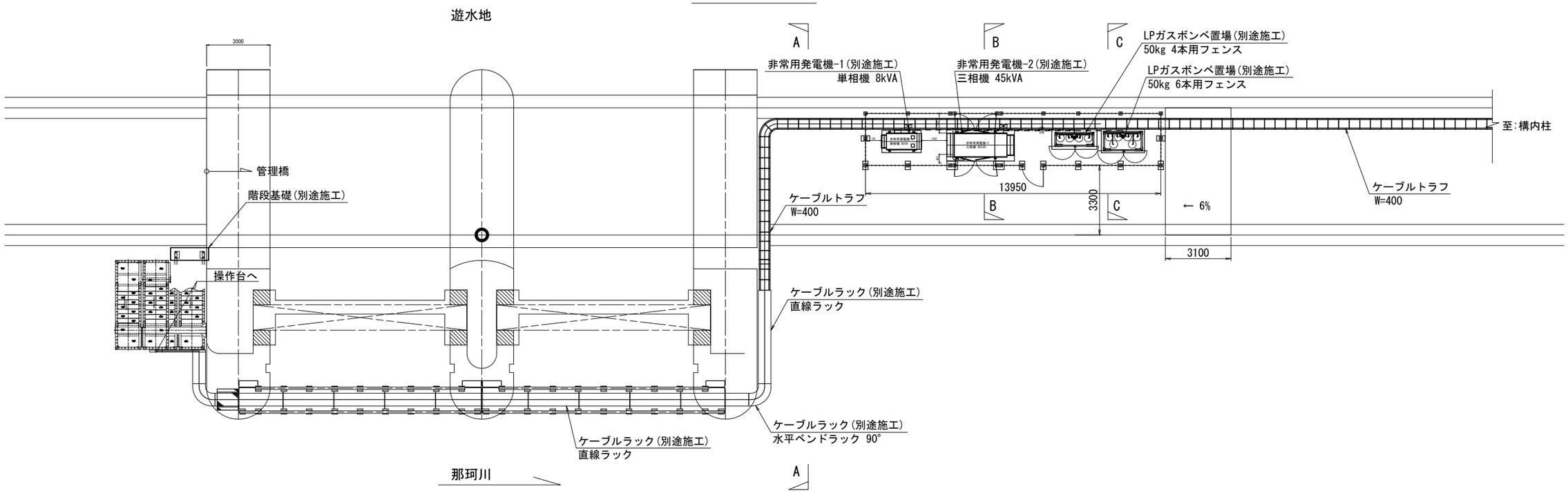

A-A断面 S=1:60

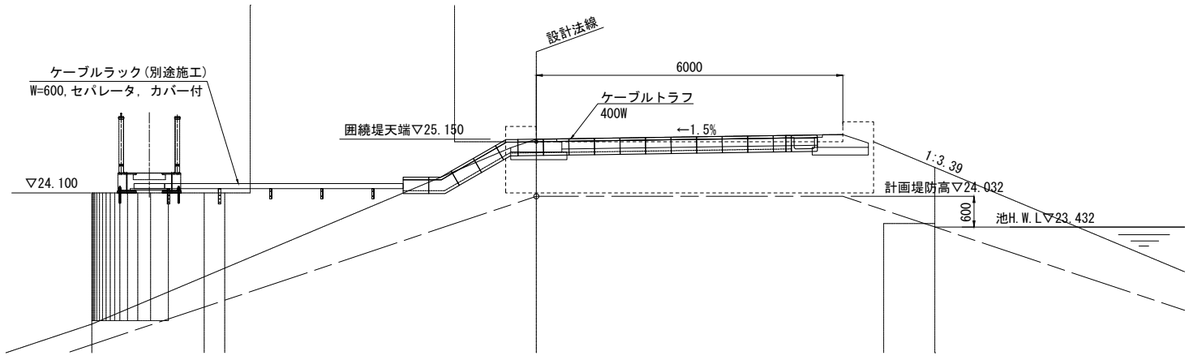

B-B断面 S=1:20

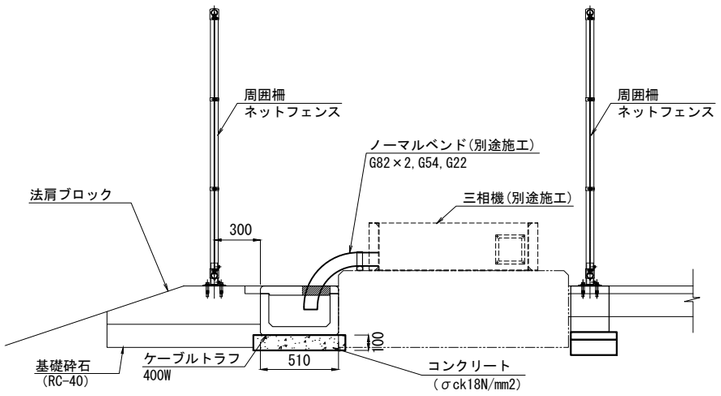

C-C断面 S=1:20

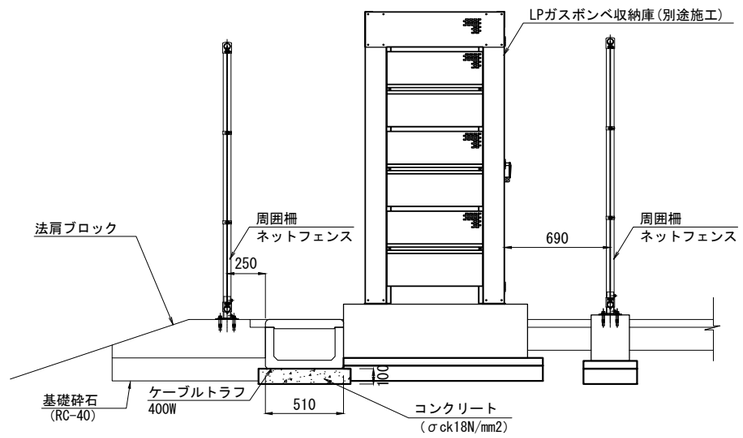

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	配管・配線工図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 16
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

仮締切工図

平 面 図 S=1:500

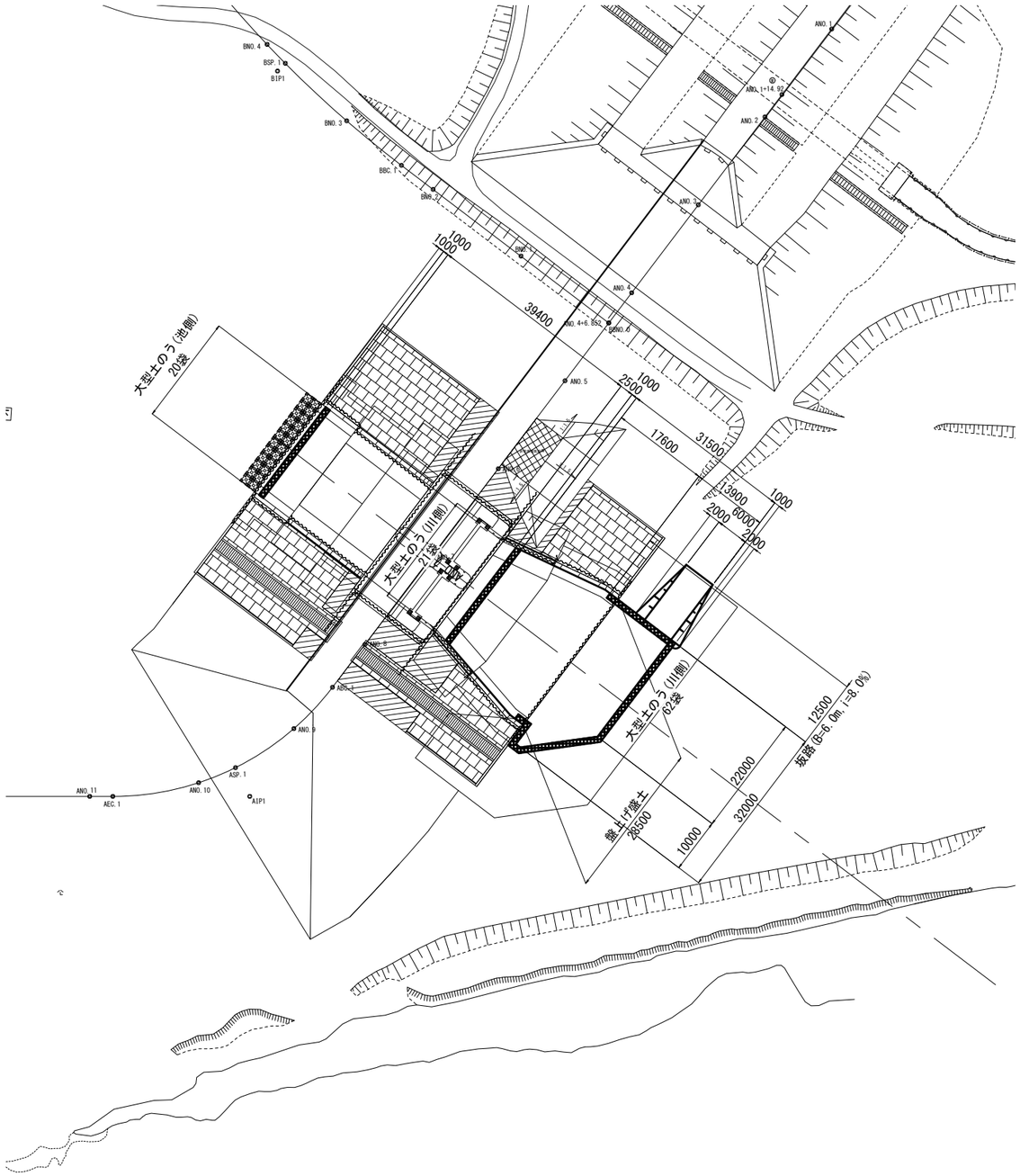

縦 断 図 S=1:250

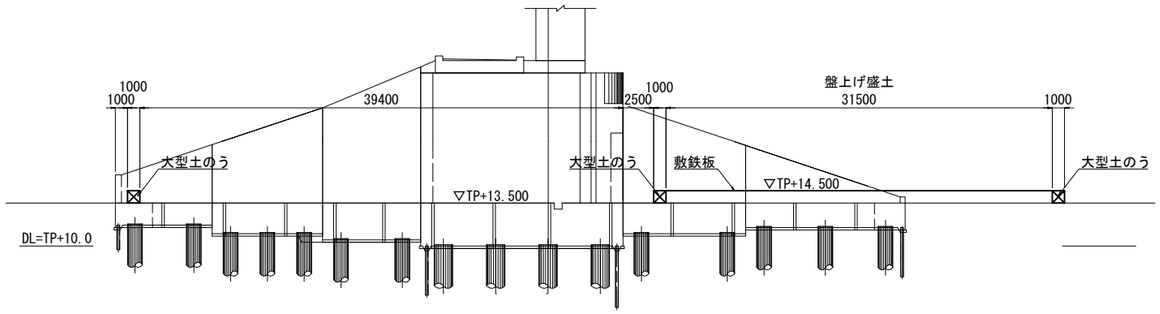

仮 締 切 詳 細 図 S=1:100

池 側

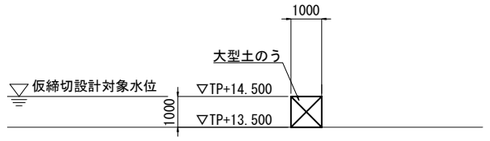

川 側

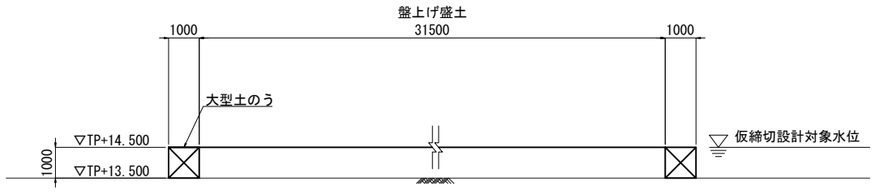

坂 路 断 面 図 S=1:100

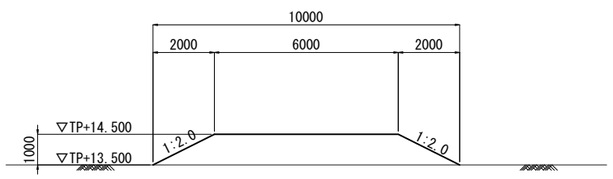

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	仮締切工図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 17
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

工事用道路平面図 S=1:1,000

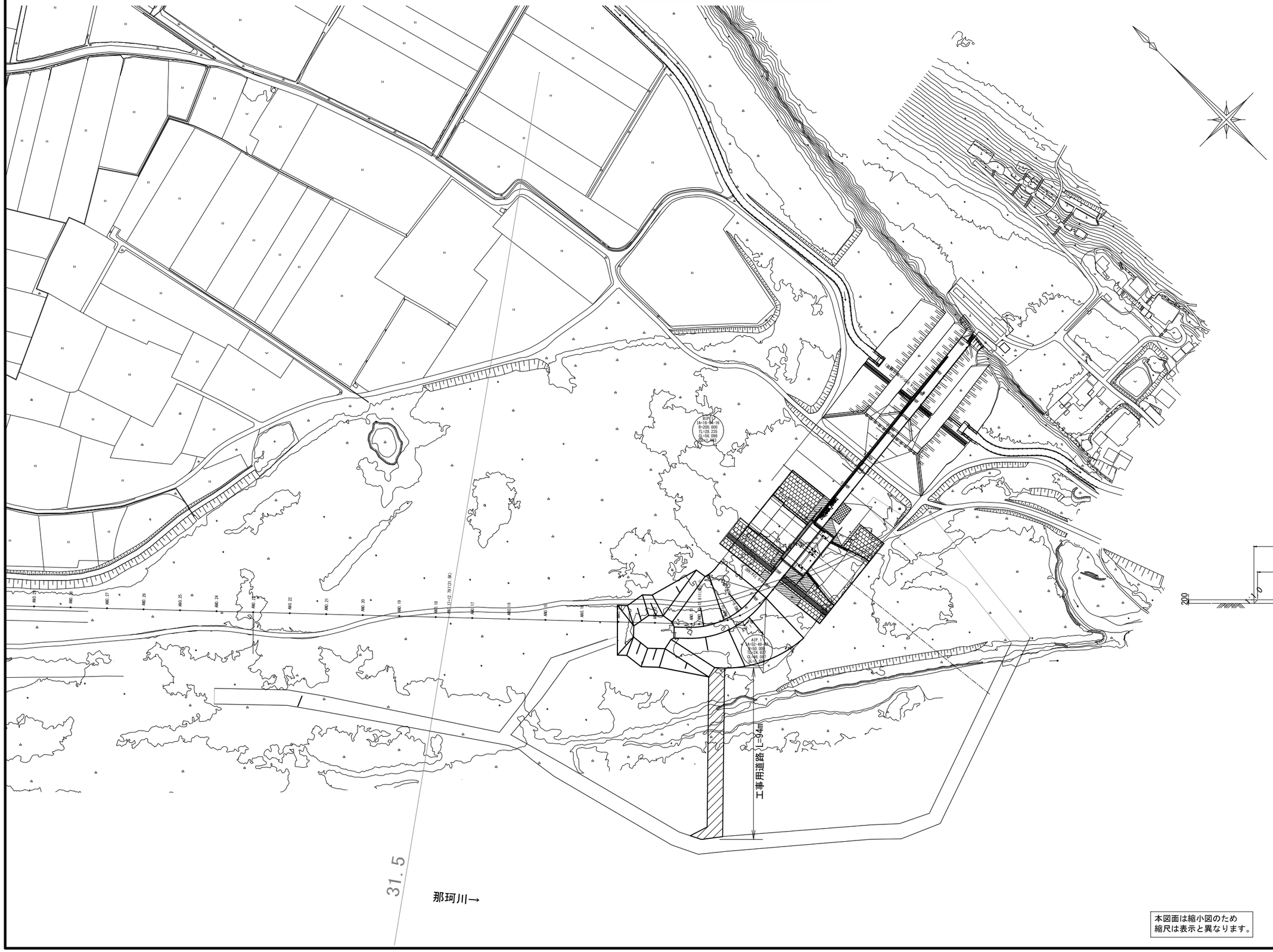

工事用道路断面図 S=1:100

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	工事用道路平面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 18
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　設計図

特 記 仕 様 書

Ⅰ． 工事概要

１．工事場所　茨城県常陸大宮市小場地先

２．敷地面積　－ ㎡

３．工事種目　１．建物

１）上屋　　新築１棟

構　造　鉄骨造

規　模　地上１階

建築面積　205.96 ㎡　（建築基準法による）

建 面 積　205.96 ㎡　（国有財産法による）

延べ面積　205.96 ㎡　（国有財産法及び建築基準法による）

４．指定部分　・有　⊙無　対象部分（　　）

指定部分工期　年　月　日

５．工事範囲

※「３．工事種目」すべてを工事範囲とする。

・「３．工事種目」のうちの工事範囲は下記表のとおりとする。 ただし、他の工事種目はすべて今回工事範囲とする。

項　目		
2 仮 設 工 事		
3 土 工 事		
4 地 業 工 事		
5 鉄 筋 工 事		
6 コンクリート工事		
7 鉄 骨 工 事		
8 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事		
9 防 水 工 事		
10 石 工 事		
11 タイル工事		
12 木 工 事		
13 屋根及びとい工事		
14 金 属 工 事		
15 左 官 工 事		
16 建 具 工 事		
17 カーテンウォール工事		
18 塗 装 工 事		
19 内 装 工 事		
20 ユニット及びその他の工事		
21 排 水 工 事		
22 舗 装 工 事		
23 植栽及び屋上緑化工事		

Ⅱ．建築工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書のうち、○を付けたものを適用する。
⊙公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（以下「改修仕様書」という。）
⊙建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（ E-01 ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ M-01 ）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。・ 印のみの場合は適用しない。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の（ ． ． ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年 １月 28 日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	⊙ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ⊙風圧力 風速（Vo= 30m/s） 地表面粗度区分 （・Ⅰ　⊙Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ⊙積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（ 20 ）
	⊙ 環境への配慮	(1.4.1) 1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	⊙ 材料の品質等	(1.4.2) 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた
	・化学物質の濃度測定	(1.5.10) 1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 2) 測定対象室及び測定箇所数は仕上表による。 3) 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 4) 測定時期、測定方法及び測定結果の報告は、現場説明書による。
	⊙ 施工条件	施工条件については、現場説明書による。　(1.3.5)
	⊙ 完成写真	工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出媒体(CD-R等)	画素数及び画質等	撮影者
外観正面 :（１）箇所 上記と異なる外部 :（３）箇所、 内部:（２）箇所	電子データ(JPEGフルカラー ⊙圧縮率1/4程度)	（２）枚	4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
外部:（４）箇所、 内部:（２）箇所 程度	電子データ (JPEGフルカラー)	（２）枚	1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意

章	項　目	特　記　事　項
	⊙ 関連工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。
2 仮設工事	⊙ 足場等	(2.2.4) 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。
3 土工事	・ 埋戻し及び盛土	材料及び工法　(3.2.3) ※標準仕様書3.2.1による 種別 ・A種　適用場所（　　） ・B種　適用場所（　　） ・C種　適用場所（　　）　土質（　　）　受渡場所（　　） ・D種　適用場所（　　） （品質　細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする） ・材料（　　）　工法（　　）
	・ 建設発生土の処理	※ 現場説明書による　・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し　(3.2.5)
4 地業工事 / 5 鉄筋工事 / 6 コンクリート工事 / 7 鉄骨工事		特記仕様書（その２）による
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・ 補強コンクリートブロック造	ブロックの種類等　(8.2.2、3、5、7、8) モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）：砂（　　） 各部の配筋 ※図示による　・ 目地仕上げ ・押し目地仕上げ ・化粧目地仕上げ まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲 ※図示による　・

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・				・無　・有		
・				・無　・有		
・				・無　・有		

・ コンクリートブロック帳壁及び塀	ブロックの種類等　(8.3.2～4) モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）：砂（　　） 塀に用いるブロックの正味厚さ(mm) 塀の高さが2m以下　※120　・ 2m超え　※150　・ 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示による　・ 各部の配筋 ※図示による　・	

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
・				・無　・有		
・空洞ブロックC(16)				・無　・有		

・ ALCパネル	ALCパネルの区分等　(8.4.2～5) パネルの相互の接合部に挿入する耐火目地材 ・ 外壁、屋根パネルの構法 1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の耐風圧性能 外壁パネル構法及び間仕切壁パネル構法における耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 ・図示による　・ 目地幅(mm) （パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取合い部） ※10～20　・ 外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填 ・適用する　・適用しない	

区分			単位荷重(N/㎡) 正荷重	負荷重	厚さ(mm)	幅及び長さ	耐火性能(時間)	構法の種別
・外壁用	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠	・	・	・	図示による	・なし ・1	・A種 ・B種
・間仕切壁用	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠	－	－	・	図示による	・なし ・1	・C種 ・D種
・屋根用	－	－	・	・	・	**図示による**	・0.5	※F種
・床用	－	－	・	－	・	図示による	・1 ・2	

章	項　目	特　記　事　項
9 防水工事	⊙ 押出成形セメント板(ECP)	ECPの種類等　(8.5.2～5) 外壁パネルの工法における耐風圧性能 1章 適用区分による風圧力の（・1　⊙1.15　・1.3）倍の耐風圧性能 外壁パネル工法及び間仕切りパネル工法における耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による(KH=1.0,KV=0.5,層間変形角1/100で脱落しない パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 ・図示による　・ パネル相互の目地幅(mm) ・パネル幅900mm以下　長辺（　　）　短辺（　　） ・パネル幅900mm超える　長辺（　　）　短辺（　　） 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm) ※15程度　・ 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネルの製造所の仕様　・ やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する

パネル種類	形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
⊙外壁パネル	⊙F	・50 ⊙60 ・	※600 ・	⊙A種　・B種	
	・D	・50 ・60			
	・T	60			
・間仕切壁パネル	・F	・50 ・60 ・	※600 ・	・B種　・C種	
	・D	・50 ・60			
	・T	60			

注）F：フラットパネル、D：デザインパネル、T：タイルベースパネル

	孔あけ及び欠き込みの大きさ		切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下
パネルに欠き込みを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下

⊙ アスファルト防水	屋根保護防水 防水層の種別 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.3及び表9.2.4による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分　・ 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表9.2.5及び表9.2.6による ・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ 用途による区分　・ 材料による区分　※R種 厚さ（　　）mm以上 立上り部への断熱材及び絶縁用シート ※設置しない　・設置する 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ　※水下　80mm以上 床タイル張り　※水下　60mm以上 立上り部の保護工法 ・乾式保護材（品質・性能、試験方法は別表による） 窯業系パネルⅠ類　厚さ（　　）mm　幅（　　）mm ・コンクリート押え ・れんが押え（※JIS R 1250　・　　） ・モルタル押え（屋内）	(9.2.2～5)(表 9.2.3～9)

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
・A-1			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ・
・A-2			
・A-3			
・B-1			
・B-2			
・AⅠ-1		(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA（ｽｷﾝ層付き） (厚さ)(mm) ・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・
・AⅠ-2			
・AⅠ-3			
・BⅠ-1			
・BⅠ-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上

屋根露出防水
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	使用量	高日射反射率防水 G
⊙D-1	屋根		⊙ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	・適用する
・D-2					・適用する
・DⅠ-1		標準仕様書9.2.2(9)(種類) ・ (厚さ)(mm) ・			・適用する
・DⅠ-2					・適用する

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上

【上屋工の部】
A-01

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その１）		
年 月 日	令和　８年　１月　日		
縮　尺	－	図面番号	54の19
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示による　・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定

設置数量
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・（　　）個

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E-1		・E-2	

保護層
・設ける（※図示による　・　　）
・設けない
E-1の工程3を行う部位
※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
・

防水層の下地の立上り
※コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4[打放し仕上げ種別]のB種
・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
防水層の下地のモルタル塗り
・適用する（施工範囲　※図示による　・　　）
・適用しない
・屋上排水溝
※図示による　・

・改質アスファルトシート防水

屋根露出防水　(9.3.2、3)(表 9.3.1～3)
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
・AS-T1				※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・AS-T2						・適用する
・AS-T3						・適用する
・AS-T4						・適用する
・AS-J1						・適用する
・ASI-T1		標準仕様書 9.3.2(3)(ｳ)(種類)・(厚さ)(mm)・	・設ける（改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様） ・設けない			・適用する
・ASI-J1						・適用する

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.1から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.2及び表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.2及び表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・
設置数量
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・（　　）個

・合成高分子系ルーフィングシート防水

防水層の種別　(9.4.2～4)（表9.4.1～3）

種別	施工箇所	可塑剤移行防止ｼｰﾄの材質	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
・S-F1				※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・S-F2						・適用する
・S-M1				※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・S-M2						・適用する
・SI-F1			標準仕様書 9.4.2(3)(ｴ)(b)(種類)・(厚さ)(mm)・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・SI-F2						・適用する
・SI-M1			標準仕様書 9.4.2(3)(ｴ)(a)(種類)・(厚さ)(mm)・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・SI-M2		※発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ・				・適用する

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様
※非歩行仕様
・軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム
・設置する　・設置しない
屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・S-C1		・	※7mm以下・

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類
目地割
※目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度
・
目地の種類
※押し目地　・

合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.4.1から表9.4.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類　・
厚さ　・（　　）mm以上
固定金具の材質、形状及び寸法
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量
※ルーフィングシートの製造所の仕様
・（　　）個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（・図示による　・　　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・行う（・図示による　・　　）
・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 適用区分による風圧力の（・1　・　　）倍の風圧力に対応した工法

・塗膜防水

防水層の種別　(9.5.3)(表 9.5.1、2)

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水 G
・X-1		※主材料の製造所の仕様・	※主材料の製造所の仕様・		・適用する
・X-2		※主材料の製造所の仕様・	※主材料の製造所の仕様・		・適用する
・Y-1	※地下外壁防水・				
・Y-2	※屋内防水・			・設ける ・保護ﾓﾙﾀﾙ ・保護ｺﾝ ・設けない	

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※主材料の製造所の仕様
・
設置数量
※主材料の製造所の仕様
・（　　）個

・ケイ酸質系塗布防水

防水層の下地　(9.6.4)(表9.6.1)
壁
※コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4　B種）
・
天井部
※コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4　B種）
・
下地処理
コンクリートの打継ぎ箇所の処理
※打継ぎ部分に対し、幅30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。
・図示による
・
標準仕様書9.6.4(2)の(ｲ)、(ｳ) 以外の下地処理
・図示による　・

⊙シーリング

下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による。　(9.7.2、3、5)(表 9.7.1)
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
ECP部	PU-2
建具廻り	MS-2
ガラス	SR-1

仕上げを行わない施工箇所(・図示による　・　　)
シーリング材の目地寸法
※標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による
・図示による
・
接着性試験
※簡易接着性試験
・引張接着性試験

10 石工事

・施工

石材の割付け　(10.1.3)
※図示による　・

・石材等

・天然石　(10.2.1、3)(表 10.2.1、2)

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げの種類	備考
・床石		・図示による			

ジェットバーナー仕上げの場合のバフ仕上げの有無
・あり　・なし

・テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5～12・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			

・テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げの種類	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5～12・	・300型 ・400型		

その他の材料　(10.2.3)
取付け用モルタル
※専門工事業者の指定する製品
・
既調合の目地モルタル
※専門工事業者の指定する製品
・
浸透性吸水防水剤
※専門工事業者の指定する製品
・
石裏面処理材
※専門工事業者の指定する製品
・
裏打ち処理材
※専門工事業者の指定する製品
・
ドレンパイプの材質
・樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25～35φ
・
金物の固定に使用する充填材料等
※専門工事業者の指定する製品
・

・外壁湿式工法

受金物　(10.2.2、3)(10.3.2、3)
材質
・SUS304　・
形状及び寸法
・図示による
・

アンカーの材質及び寸法
材質
※SS400　・
寸法
・

・内壁空積工法

あと施工アンカーの材質、寸法等
種類　・
材質　・
寸法　・
ドレンパイプ
・設ける(設置位置：図示による)
・設けない
石裏面処理
・適用する　・適用しない
裏打ち処理
・適用する　・適用しない
下地ごしらえ
※あと施工アンカー・横筋流し工法
・あと施工アンカー工法
・流し筋工法
目地
一般目地
・目地モルタル　(目地幅　・　　)
・既調合の目地モルタル　(目地幅　・　　)
※シーリング材　(種類　※標準仕様書 表9.7.1による　・　　)
(目地幅及び深さ　・　　)
伸縮調整目地
位置
・図示による
シーリング材の種類
※標準仕様書 表9.7.1による
・
目地寸法
※幅・深さとも10mm以上
・図示による

受金物　(10.2.2)(10.4.2、3)
材質
・SUS304　・
形状及び寸法
・L-75×75×6(mm)の加工　長さ100mm又は150mm
・図示による
あと施工アンカーの材質、寸法等
種類　・
材質　・
寸法　・
石裏面処理
・適用する　・適用しない
裏打ち処理
・適用する　・適用しない
下地ごしらえ
※あと施工アンカー・横筋流し工法
・あと施工アンカー工法
一般目地
・目地モルタル　(目地幅　・　　)
・既調合の目地モルタル　(目地幅　・　　)
・シーリング材　(種類　※標準仕様書表9.7.1による　・　　)
(目地幅及び深さ　・　　)
伸縮調整目地
位置
※6m程度
・
シーリング材の種類
※標準仕様書 表9.7.1による
・
目地寸法
※幅・深さとも10mm以上
・図示による

・外壁乾式工法

乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等　(10.2.2)(10.5.2、3)(表10.2.4)
※標準仕様書 表10.2.4による
（方式　・スライド方式　・ロッキング方式）
・図示による
あと施工アンカーの材質、寸法等
種類　・
材質　・
寸法　・
だぼ用の穴の位置
※標準仕様書10.5.2(2)(ｱ)による
・図示による
裏打ち処理
・適用する　・適用しない
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
シーリング材
種類
※標準仕様書 9章7節による
・
目地幅及び深さ
・

・床及び階段の石張り

浸透性吸収防水剤　(10.6.2、3)
(床石張り)　・適用する　・適用しない
石裏面処理
(床石張り)　・適用する　・適用しない
(階段張り)　・適用する　・適用しない
裏打ち処理
(床石張り)　・適用する　・適用しない
一般目地
・目地モルタル　(目地幅　・　　)
・既調合の目地モルタル　(目地幅　・　　)
・シーリング材　(種類　※標準仕様書表9.7.1による　・　　)
(目地幅及び深さ　・　　)

【上屋工の部】
A-02

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	特記仕様書（その２）		
年月日	令和　８年　１月　日		
縮尺	―	図面番号	54の20
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

13 屋根及びとい工事

・長尺金属板葺

(13.2.2、3)

施工箇所	板及びｺｲﾙの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322 の屋根用（着色 ・有）	・5類（AZ150） ・	・0.4 ・0.5 ・	・心本なし瓦棒葺 ・立て平葺 ・蟻掛葺 ・横葺 ・	

下葺材料
・アスファルトルーフィング 940
・ 改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ）
横葺きの場合のけらば納め
・つかみ込み納め ・けらば包み納め
工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め
・設置する （形状及び施工箇所 ・図示による ・ ）
・設置しない

・ 折板葺

(13.2.2)(13.3.2.)(表 13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分 山高	山ﾋﾟｯﾁ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かな合形			（ ）種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・あり ・なし	・30分 ・なし
	・			・	・			

材料
鋼板の種類（※JIS G 3322の屋根用（着色 ・有） ・ ）
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（・5類(AZ150) ・ ）
断熱材張り
・行う （断熱材の種別： 厚さ(mm)： 防火性能： ）
・行わない
工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法の適用
・適用する ・適用しない
折板のけらば納め
※けらば包みによる方法 ・
雪止め
・設置する （形状及び施工箇所 ・図示による ・ ）
・設置しない

・ 粘土瓦葺

(13.4.2、3)

施工箇所	種類 製法による区分	形状による区分	寸法による区分	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
						・適用する ・適用しない
						・適用する ・適用しない

桟瓦の防災瓦の使用 ・適用する ・適用しない
JIS A 5208に基づく凍害試験等
・行う ・行わない
瓦桟木
材質
※杉 ・
寸法
※幅21×高さ15(mm)以上
・
棟補強用心材
材質
※杉 ・
寸法
※幅40×高さ30(mm)以上
・
瓦緊結用釘及びねじ
種類（ ） 径（ ） 長さ（ ）
棟補強等に使用する金物等
材質
・ステンレス製
・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製
形状、寸法及び留付け方法
※図示による ・
工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等
※図示による ・
瓦桟木の留付け工法
※図示による ・
棟の工法
・7寸丸伏せ棟又はF形用冠瓦伏せ棟
・のし積み棟
・
面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
・モルタル ・瓦葺き用しっくい

⊙ とい

(13.5.2、3)(表 13.5.4)

といその他の材種
・配管用鋼管
⊙硬質ポリ塩化ビニル管
⊙ルーフドレン
・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類）
・

とい受金物
材種
※標準仕様書 表13.5.2による （溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品（とい径 100 以下）
・25×4.5(mm)以上（とい径 100 を超えるもの）
・
取付け間隔
※標準仕様書表13.5.2による
・
足金物
材種
※標準仕様書 表13.5.2による （溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品 ・
取付け間隔
※標準仕様書 表13.5.2による
・
多雪地域
・適用する ・適用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
鋼管製といの防露巻き
※標準仕様書 表13.5.4による
・

ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80 ・100 ・125 ・150	
⊙ろく屋根用横形Ⅰ型	**※ねじ込み式**	・80 ・100 ・125 ・150	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・50 ・80 ・100	
	・差し込み式	・50 ・75 ・100	
・バルコニー用	・ねじ込み式	・50 ・80 ・100	
	・差し込み式	・50 ・75 ・100	

14 金属工事

・ アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

(14.2.1)(表 14.2.1)

種類	色合い等	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・AB-1種		
・AB-2種	・ｱﾝﾊﾟｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・AC-1種		
・AC-2種	・ｱﾝﾊﾟｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BA-1種		
・BA-2種	・ｱﾝﾊﾟｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BB-1種		
・BB-2種	・ｱﾝﾊﾟｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BC-1種		
・BC-2種	・ｱﾝﾊﾟｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・C種	・	

陽極酸化皮膜の着色方法
※二次電解着色
・三次電解着色

・ 鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.2)(表 14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
・ 溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
・ 電気亜鉛めっき	・D種 ・E種 ・F種	

・ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 (14.4.2～4)(表14.4.1)
屋外
※25形 ・19形
屋内
※19形 ・25形
屋外の形式及び寸法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔 ・図示による ・
周辺部の端からの間隔 ・図示による ・
野縁の間隔 ・図示による ・
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合
（補強方法 ※図示による ・ ）
・天井のふところが3.0mを超える場合
（補強方法 ※図示による ・ ）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
（補強箇所 ・図示による ・ ）
（補強方法 ※図示による ・ ）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による。
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

・ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナの種類 (14.5.3、4)(表 14.5.1)
※標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による
・
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示による ・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書14.5.4.(5)による
・

・ 金属成形板張り

(14.6.2、3)(表 14.2.1)

種別	製法	形状	板幅(mm)	板厚(mm)	表面処理 種別	色合い等
・アルミニウム	・押出し ・ロール ・プレス ・	ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形 パネル形				

取付け用下地
※標準仕様書14.4による
・図示による
伸縮調整継手
・設ける
（施工箇所 ・図示による ・ ）
・設けない
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⊙ アルミニウム製笠木

種類 (14.7.2、3)(表 14.2.1)(表 14.7.1)
・250形 ・300形 ⊙350形
笠木本体
※押出形材 ・
表面処理
種別（ BB-1 ）種
色合等 ⊙標準色（ ステンカラー ） ・特注色（ ）
笠木の固定金具の工法等
1章 適用区分による風圧力の（・1 ⊙1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

15 左官工事

・ モルタル塗り

モルタル (15.3.2、5)
・現場調合材料
・既調合材料
既製目地材
・設ける
施工箇所（ ） 形状（※図示による ・ ）
・設けない
床の目地
・設ける
目地割り
※2㎡程度（最大目地間隔3m程度）
・
目地の種類
※押し目地
・
・設けない
屋外のタイル張り下地及び屋内の吹抜け部分等のタイル張りの下地モルタル塗り及び
下地調整塗材塗りの接着力試験
・適用する ・適用しない
防水剤（品質・性能、試験方法は別表による）

・ せっこうボード その他のボード下地

せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ (15.2.5)
種類（・GB-R ・GB-L ・ ） 厚さ（ mm）
木質系セメント板の種類及び厚さ
種類（・ ） 厚さ（ mm）

⊙ 仕上塗材仕上げ

内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2)
※F☆☆☆☆ ・
・
仕上塗材の種類
薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防水材料	仕上げの形状 工法
・外装薄塗材Ｓｉ	・	仕上げの形状及び工法
・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
・外装薄塗材Ｅ	・	・ゆず肌状（・吹付け ・ローラー塗り）
・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状
・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・平たん状
・外装薄塗材Ｓ	・	・凹凸状（・吹付け ・こて塗り）
・内装薄塗材Ｃ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け ・こて塗り）
・内装薄塗材Ｌ	・	・砂壁状じゅらく
・内装薄塗材Ｓｉ	・	・京壁状じゅらく
・内装薄塗材Ｅ	・	
・内装薄塗材Ｗ	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない

厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防水材料	仕上げの形状
・外装厚塗材Ｃ	・	仕上げの形状及び工法
・外装厚塗材Ｓｉ	・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状
・外装厚塗材Ｅ	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし
・内装厚塗材Ｃ	・	
・内装厚塗材Ｌ	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない
・内装厚塗材Ｇ	・	上塗材 ・適用する ・適用しない
・内装厚塗材Ｓｉ	・	
・内装厚塗材Ｅ	・	

複層仕上塗材

種類（呼び名）	防水材料	仕上げの形状及び工法等
・複層塗材ＣＥ	・	仕上げの形状及び工法
・可とう形複層塗材ＣＥ	・	⊙ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状
・複層塗材Ｓｉ	・	
⊙複層塗材Ｅ	・	耐候性 ※ 耐侯形３種 ・
・複層塗材ＲＥ	・	上塗材の種類
・防水形複層塗材ＣＥ	・	溶 媒 ※ 水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系
・防水形複層塗材Ｅ	・	樹 脂 ※ アクリル系 ・
・防水形複層塗材ＲＥ	・	外 観 ※ つやあり ・ つやなし ・ メタリック

軽量骨材仕上塗材

種類（呼び名）	防水材料
・吹付用軽量塗材	・
・こて塗用軽量塗材	・

・ マスチック塗材塗り

標準仕様書15.7.2による (15.7.2)

・ ロックウール吹付け

ロックウールのホルムアルデヒド放散量 (15.12.2、3)
※F☆☆☆☆
・
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・
仕上げ吹付け厚さ
・図示による
・25mm
・

・ しっくい塗り

しっくい (15.10.2～3)
・既調合材料
色しっくい ・適用する ・適用しない
・現場調合材料
下地
・せっこうボード ・せっこうラスボード ・モルタル塗り ・木ずり
・こまい ・下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに使用する場合
・
既調合しっくいの調合
・せっこうボード下地 ※標準仕様書表15.10.1 ・
・モルタル塗り下地 ※標準仕様書表15.10.2 ・
・せっこうラスボード下地 ※製造所の仕様による ・
現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚
・木ずり下地 ※標準仕様書表15.10.3 ・
・せっこうプラスター下地、こまい下地 ※標準仕様書表15.10.4 ・
既調合しっくいの上塗り仕上げ工法
・なで切り仕上げ ・パターン仕上げ ・押え仕上げ

16 建具工事

・ 防火戸

・建具表による (16.1.3)
・

・ 見本の製作等

建具見本の製作 ・行う（建具符号： ） (16.1.4)
・行わない
建具見本製作の目的等 ・
特殊な建具の仮組 ・行う（建具符号： ）
・行わない

・ 防犯建物部品

・適用する（・建具表による ・ ） (16.1.6)
・適用しない

⊙ アルミニウム製建具

性能値等 (16.2.2、4、5)(表14.2.1)(表16.2.1、2)
耐風圧性の等級（ S-4 ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
気密性の等級（ A-3 ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
水密性の等級（ W-4 ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
外部に面する建具の種別

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
⊙A種	S-4	A-3	W-4	※ 図示による
・B種	S-5			※ 図示による
・C種	S-6	A-4	W-5	※ 図示による
・D種	S-2	A-3	W-3	※ 図示による
・E種	S-3			※ 図示による

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドア・断熱サッシ G
断熱性の等級（ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※HL ・
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具
種別（標準仕様書表14.2.1）
⊙BB-1 ・BB-2（着色 ・標準色 ・特注色）
屋内の建具
種別（標準仕様書表14.2.1）
・BC-1 ・BC-2（着色 ・標準色 ・特注色）
結露水の処理方法
・水貯め式 ・排水式
工法
水切り板、ぜん板
※図示による ・
木下地の場合の内付け建具
・適用しない ・適用する

・ 網戸等

(16.2.3)

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

【上屋工の部】
A-3

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その３）		
年 月 日	令和 ８年 １月 日		
縮 尺	―	図面番号	54の21
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

（設計者等表示欄） ※

※ 設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

・樹脂製建具

性能値等 (16.2.5) (16.3.2～5) (表16.3.1～3)
耐風圧性の等級（　　）
気密性の等級　（　　）
水密性の等級　（　　）
外部に面する建具の種別

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・Ａ種	S-4	A-4	W-4	※ 図示による
・Ｂ種	S-5		W-5	※ 図示による
・Ｃ種	S-6			※ 図示による
・Ｄ種	S-2		W-3	※ 図示による
・Ｅ種	S-3			※ 図示による

防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（・T-1　・T-2 ）
（建具符号　・建具表による　・　　）
断熱ドア・断熱サッシ G
断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8 ）
（建具符号　・建具表による　・　　）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　・建具表による　・
材料
ガラス
※複層ガラス（組合せは建具表による）
・
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※HL　・
形状及び仕上げ
表面色　・標準色　・特注色
工法
水切り板、ぜん板　※図示による　・
木下地の場合の内付け建具　・適用しない　・適用する

⊙ 鋼製建具

性能値等 (16.2.2) (16.4.2～4) (16.4.6) (表16.4.2)
簡易気密型ドアセット
⊙適用する
（建具符号　・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級　（ S-4 ）
（建具符号　・建具表による　・　　）
防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（・　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
断熱ドア・断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※HL　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
※標準仕様書 表16.4.2による
・　　使用箇所（　　）
標準型鋼製建具の形式及び寸法
※建具表による　・

・鋼製軽量建具

性能値等 (16.2.2) (16.5.2～4)(16.5.6)(表16.5.1)
簡易気密型ドアセット
・適用する
（建具符号　・建具表による　・　　）
・適用しない
防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（・　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
防音性能を求める戸（建具表による）
防音充填材（グラスウール又はロックウール）
断熱ドア・断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
材料
鋼板
・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
召合せ、縦小口包み板の材質
※鋼板　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※HL　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ（mm）
※標準仕様書 表16.5.1による
・　　使用箇所（　　）
標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法
※建具表による　・

・ステンレス製建具

性能値等 (16.2.2)(16.4.2)(16.6.2～5)
簡易気密型ドアセット
・適用する
（建具符号　・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級　（・　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
防音ドア・防音サッシ
遮音性の等級（・　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
断熱ドア・断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）
（建具符号　・建具表による　・　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による。
材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
・
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※HL　・
形状及び仕上げ
表面仕上げ
※HL　・鏡面仕上げ　・
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工
※普通曲げ　・角出し曲げ　・

・木製建具

建具材の加工、組立時の含水率 (16.7.2～4)
※A種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆又は標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による　・
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による　・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板G	表面の樹種 ・ 板面の品質（※広葉樹1等　・　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・天然木 化粧合板 G	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・特殊加工 化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・MDF G	・普通MDF　・素地MDF　記号（　） ・化粧MDF　記号（　） ・曲げ強さによる区分　（　　） ・耐水による区分　（　　）	

表面板の厚さ
※表16.7.6による　・
・引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用
・適用しない　・適用する
・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）
・鳥の子
・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ
・生地縁（素地）
・塗り縁
・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・
・戸ぶすま
表面板の仕上　・建具表による
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・

枠、くつずりの材料
・建具表による　・

⊙ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等 (16.8.2、3)(表16.8.1～5)
※標準仕様書 表16.8.1により適用は建具表による
・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書 表16.8.2による
・建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書 表16.8.3による
・建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書 表16.8.4による
・建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※標準仕様書 表16.8.5による
・建具表による
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
⊙建具表による
・
⊙鍵前類
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠（品質・性能、試験方法は別表による）
クローザ類（品質・性能、試験方法は別表による）

⊙ 鍵

マスターキー (16.8.4)
⊙製作する　・製作しない
鍵の製作本数
※各室3本1組（室名札付き）　・
鍵箱
※あり　・なし

・ 自動ドア開閉装置

戸の開閉方式 (16.9.2、3)
・建具表による　・
・引き戸用駆動装置
性能値
※標準仕様書 表16.9.1（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
種類・開閉方式　（　　）
耐電圧　（　　）
温度上昇　（　　）
耐久性（サイクル）　（　　）
防錆　（　　）
電源　（　　）

・車椅子使用者用便房用操作出入り口引き戸用駆動装置
性能値
※標準仕様書 表16.9.2（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
耐電圧　（　　）
温度上昇　（　　）
耐久性（サイクル）　（　　）
防錆　（　　）
電源　（　　）

・引き戸用検出装置
性能値
※標準仕様書表16.9.3（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
耐電圧　（　　）
防錆　（　　）
防滴　（　　）
電源　（　　）
引き戸用検出装置の種類　標準仕様書 表16.9.4
・建具表による　・
タッチスイッチの種類
・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類
・大形押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ
凍結防止措置
・行う　・行わない

・ 自閉式上吊り引戸装置

性能値等 (16.10.3)(表16.10.1)
※標準仕様書表16.10.1
・以下による
手動開き力　（　　）
手動閉じ力　（　　）
閉じ速度の調整　（　　）
制動区間　（　　）
開閉繰返し　（　　）
耐衝撃性　（　　）

⊙ 重量シャッター

シャッターの種類 (16.11.2、3)
⊙管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　1840　）pa
開閉方式の種類
※電動式（手動併用）　・手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
管理用シャッターのシャッターケース
⊙設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類
⊙JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量
※Z12又はF12

ガイドレール、まぐさ、両掛りに用いる座板及び座板のカバー、両掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
・

・ 軽量シャッター

開閉方式の種類 (16.12.2～4)
※手動式
・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（　　）pa
安全装置（電動シャッター）
・急降下停止装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
※障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06　・　　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90　・　　）
スラットの形状
・インターロッキング形
・オーバーラッピング形

・ オーバーヘッドドア

(16.13.2、3)

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・50 ・75 ・100 ・125	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）

⊙ガラス

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。 (9.7)(16.14.2～4)(図16.14.1)
⊙フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による　・

・網入板ガラス及び線入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類	※建具表による　・
形状による種類	・平面合わせガラス　・曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類　・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類及び性能による種類	※建具表による　・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
性能による種類	・１種　・２種

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による　・
断熱性による区分	・Ｔ１・Ｔ２・Ｔ３・Ｔ４・Ｔ５・Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・Ｇ　・Ｓ
封入気体の種類	・空気　・アルゴン

・熱線反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
日射熱遮蔽性による区分	・１種　・２種　・３種
耐久性による区分（日射熱遮蔽性が２種の場合）	・Ａ種　・Ｂ種

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ (16.14.2)(9.7)

建具の種類	ガラス留め材の種別	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	⊙シーリング材 ・グレイジングガスケット	・図示による ※建具製造所の仕様による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	・図示による ※建具製造所の仕様による
ステンレス製	・シーリング材 ・	・図示による ※建具製造所の仕様による
樹脂製	・グレイジングガスケット ・	・図示による ※建具製造所の仕様による

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による。
（層間変形角1/100に対し破損・脱落が生じない）

・ガラスブロック積み

(16.14.5)

呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調	目地幅（mm）	伸縮調整目地位置（mm）	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材
※図示による　・
力骨
材質
※ステンレス鋼(SUS304)　・
寸法
※径5.5mm　・
形状
※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（・白　・グレー）
シーリングの種類　（・SR-1　・PS-1）
金属製化粧カバー
材質
・ステンレス製　・アルミニウム製　・
寸法
※図示による　・
形状
※図示による　・

【上屋工の部】
A-04

工 事 名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その４）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	―	図面番号	54の22
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

木下地の場合のアンカー等の取付け間隔
・図示による　・
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による
・図示による
・
工法
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
・

17 カーテンウォール工事

・ 取付け形態、性能等

取付け形態による分類　(17.1.3)
・層間方式
・柱・梁方式
・方立方式
・スパンドレル方式
・
性能

水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性	耐温度差性(℃)
				・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60

耐風圧性
1章 適用区分による風圧力（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離(h)	耐風圧性能
4m以下	・たわみ量が±(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること ・
4mを超える	・

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
性能の確認方法及び判定方法
※性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける

・ メタルカーテンウォール

金属系材料の種類　(17.2.2、3、5、6)
・アルミニウム材
・鋼材
・ステンレス鋼材
シーリング材の種類（目地等）
種類及び寸法等　※図示による　・
ガラスの取付け材料
・シーリング
種類（・SR-2　・SR-1）
・構造ガスケット
形状、寸法等　※図示による
断熱材 G
種類及び範囲　※図示による
形状及び仕上げ
製品の寸法許容差
※標準仕様書表17.2.1による
・
見え掛かり部の仕上げ
（アルミニウム材の場合）
規格等　標準仕様書16.2.3による
種別　・　（標準仕様書表14.2.1）
着色　・標準色　・特注色
（鋼材及びステンレス鋼材の場合）
・
ガラス溝の寸法、形状等
※カーテンウォールの製造所の仕様

取付け
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向
※±10mm　・
水平方向
※±25mm　・
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅
※±3mm　・
目地心の通り
※2mm　・
目地両側の段差
※2mm　・
各階の基準墨から各部位までの距離
※±3mm　・
耐火処理
適用部位、材料等　※図示による
ガラスの取付け材料
ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法
※4辺支持　・

・ PCカーテンウォール

材料　(17.3.2～6)(表17.3.1、2)
コンクリート
種類（・普通コンクリート　・軽量コンクリート1種　・　）
品質
設計基準強度(Fc)　※30N/㎟　・
スランプ　※12cm　・
気乾単位容積質量
・普通コンクリートの場合　2.1t/㎥を超え2.5t/㎥以下
・軽量コンクリートの場合　1.8t/㎥ ～ 2.1t/㎥
・
単位水量の最大値
※185kg/㎥　・
鉄筋
種類の記号　※SD295　・
補強鉄線
径(mm)　・3.2　・4.0　・5.0　・6.0
網目寸法　・
シーリング材の種類（目地等）
種類及び寸法等　※図示による　・
ガラスの取付け材料
・構造ガスケット
形状、寸法等　・図示による
耐火処理
適用部位、材料等　※図示による
断熱材 G
種類及び範囲　※図示による
先付けの材料
・表面仕上材
・セラミックタイル
・石材
・建具枠
・ゴンドラ用ガイドレール
・図示による
形状及び仕上げ
製品の見え掛り部の寸法許容差
辺長
※±3mm　・
対角線長の差
※5mm　・
版厚
※±2mm　・
開口部内法寸法
※±2mm　・
ねじれ、反り
※5mm　・
曲がり
※3mm　・
面の凸凹
※3mm　・
先付け金物の位置
※5mm　・
PCカーテンウォールの仕上げ
・
構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)
※図示による　・
製作
PC版の配筋　※図示による
取付け
躯体付け金物の取付位置の寸法許容差
鉛直方向
※±10mm　・
水平方向
※±25mm　・
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅
※±5mm　・
目地心の通り
※3mm　・
目地両側の段差
※4mm　・
各階の基準墨から各部位までの距離
※±5mm　・
ガラスの取付け方法
・ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

18 塗装工事

⊙ 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　(18.1.3)
※F☆☆☆☆　・
防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・以下の箇所を除き防火材料とする。
（箇所：　）

⊙ 素地ごしらえ

(18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種　・A種
鉄鋼面（DP以外 ）		※C種　⊙A種　・B種
鉄鋼面（DPのみ）		※B種　⊙A種　・C種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等以外）		・A種　・B種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）		※B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B種　・A種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		※B種　・A種
押出成形セメント板面		※B種　・A種
コンクリート面（DPのみ）		※A種　・B種
せっこうボード面及びその他ボード面		※B種　・A種

⊙ 錆止め塗料塗り

(18.3.2、3)

下地面	塗料の種別	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの工程
鉄鋼面	SOP	As種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
	DP	Cs種及びDs種	表18.3.4
	EP-G	・As種　※Bs種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
亜鉛めっき鋼面	SOP	※Az種　・Bz種	鋼製建具等：A種 上記以外：B種
	DP	Bz種	表18.3.6
	EP-G	Cz種	鋼製建具等：A種 上記以外：B種

⊙ 塗装

(18.4.1～18.12.2)

塗装		種別	塗料の種類	高日射反射率塗料 G
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A種　・B種	－	－
	木部屋内	※B種　・A種		－
	鉄鋼面	※B種　・A種		・適用する
	亜鉛めっき鋼面	－		・適用する
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	－	－
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	－	－
⊙耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	－	上塗り塗料の等級(１)級	・適用する
	亜鉛めっき鋼面	－	上塗り塗料の等級(　)級	－
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・A種　・B種 ・C種	－	－
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ﾓﾙﾀﾙ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面 せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面 その他ﾎﾞｰﾄﾞ面等	※B種　・A種	－	－
	屋内の鉄鋼面	※B種　・A種	－	－
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・A種	－	－
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	－	－
・ピグメントステイン塗り				－
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	－	－

高日射反射率塗装 G を適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。
クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない
・適用する(着色剤：・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する
・適用しない

19 内装工事

・ 接着剤

ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量　(19.2.2)
※F☆☆☆☆　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示による　・

・ 下地の工法

標準仕様書19.2.3(1)(ｱ)～(ｳ)以外の下地の工法　(19.2.3)
・図示による　・

・ ビニル床シート G

(19.2.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ（mm）	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	※2.0 ・	

接合部の処理
※熱溶接工法　・

・ ビニル床タイル G

(19.2.2)

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
※ KT（ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ） ・ TT（単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ） ・ FT（複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ） ・ FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・ FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・	※2.0 ・2.5 ・3.0 ・	

・ 特殊機能床材

(19.2.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・帯電防止床シート	(mm)		
・帯電防止床タイル	× (mm)		
・視覚障害者用床タイル	(mm)	視覚障害者誘導ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による	
・耐荷重性床シート	(mm)	－	
・防滑性床シート	(mm)	－	
・防滑性床タイル	× (mm)	－	

・ ビニル幅木

材質の種類　(19.2.2)
・軟質　・硬質
高さ(mm)
※60　・75　・100
厚さ(mm)
※1.5以上　・

・ ゴム床タイル

種類　(19.2.2)
・単層品　・積層品
色柄（　）
厚さ(mm)
・
寸法(mm)（　×　）

・ カーペット敷き

織じゅうたん　(19.3.2、3)(表19.3.1)(表19.3.2)

織り方	パイル形状	備考
・ウィルトンカーペット ・フェイストゥフェイスカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル	・ G

色柄
※模様のない無地　・
パイル糸の種類等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）
・
帯電性
・適用する　・適用しない
織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法
・つづり縫い
下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm
・

タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	・全面接着工法 ・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・適用する ・適用しない	・ G
・ループパイル	・4～6　・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm
・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

・タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	・ G
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	・ G
・カット・ループ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	・ G

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
タイルカーペットの敷き方
平場
※市松敷き
・模様流し
・
階段部分
※模様流し
・市松敷き
・
見切り、押え金物
材質（　）
種類（　）
形状等
※図示による　・

・ 合成樹脂塗床

(19.4.2、3)(表19.4.4、5)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床			※平滑仕上げ
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗り床材 （防塵塗料塗り）		※製造所の指定による	工程 塗布量（kg/㎡） ※0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ※平滑　・防滑 溶剤 ※水性　・溶剤系　・無溶剤系 仕上げ色 ※標準色　・

塗床材のホルムルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

・ フローリング張り G

フローリングのホルムアルデヒド放散量等　(19.5.2～5)(表19.5.1～6)
※標準仕様書19.5.2(2)の(ｱ)～(ｵ)のいずれか
・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・単層フローリング（フローリングボード１等）
工法
・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）
・接着工法
樹種　※なら　・
仕上塗装　※塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　・適用しない
・単層フローリング（フローリングブロック１等）
樹種　※なら　・
厚さ（mm）　・
大きさ　・
仕上塗装　※塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　・適用しない

【上屋工の部】
A-05

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	特記仕様書（その５）		
年月日	令和　８年　１月　日		
縮尺	－	図面番号	54の23
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

・複合フローリング（天然木化粧複合フローリング）
工法
・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）
・接着工法
樹種　※なら　・
種別　・A種　・B種　・C種
仕上塗装　※塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　・適用しない
接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　・
現場塗装仕上げ　・行う（施工箇所　　）
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・ピグメントステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
・生地のままﾜｯｸｽ塗り

・ 畳敷き

種別　(19.6.2)(表 19.6.1)
・A種（畳表：　・JS　・JI　）
・B種
・C種（畳床：　・PS-C20　・PS-C25　・PS-30　）
・D種（畳床：　・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N　）
下地の種類
・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳　（畳表：・C1　・C2）

・せっこうボード、その他のボード張り

MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量　(19.7.2、3)(表 19.7.1)
※F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書 19.7.2(2)(イ)の(a)～(d)のいずれか
・
合板の防虫処理の適用
・行う　・行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
木毛セメント板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ 硬質(HW)	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 中質(MW)	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 普通(NW)	・ 15　・ 20　・ 25　・

木片セメント板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ 硬質(HF)	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・
・ 普通(NF)	・ 30　・

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ 2（無石綿）　・ 6　・ 8
・ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ 2（無石綿）　・ 6　・ 8 表面への化粧張り等の加工　・アクリル樹脂系焼付け ・

火山性ガラス質複層板（VSボード）

種　類	厚さ(mm)、規格等
火山性ガラス質複層板 ・普通　・化粧	・ 図示による

繊維板　G

種　類	厚さ(mm)、規格等　　）
ハードボード ・スタンダードボード（無処理）	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（・未研磨板(RN)　・研磨板(RS) ・内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DI) 厚さ ・2.5　・3.5　・5　・7　　）
ハードボード ・テンパードボード（処理）	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（・未研磨板(RN)　・研磨板(RS) ・外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE) 厚さ ・2.5　・3.5　・5　・7
・ ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12
・ インシュレーションボード	A級（ ・ 天井仕上げ　・ 内装仕上げ　・　　） ・ 9　・ 12　・ 15　・ 18

パーティクルボード　G

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板（VN）　・ 研磨板（VS） ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18
・ 化粧パーティクルボード	・ 単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV) ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ・ 塗装(DC) ・ 10（難燃）・ 12（難燃）・

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ ロックウール化粧吸音板(DR)	・ フラットタイプ （・9（不燃）・12（不燃）・　　） ・ 凹凸タイプ （・12(不燃)・15(不燃)・　　）
・ ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・ 25　・
・ グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	・ 25(ガラスクロス包)　・

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ せっこうボード(GB-R)	※ 12.5（不燃）・ 15（不燃）
・ 不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5（不燃）　・ 化粧なし（下地張り用） ・ 化粧あり（トラバーチン模様）
・ シージングせっこうボード(GB-S)	12.5　（※ 不燃　・ 準不燃）
・ 強化せっこうボード(GB-F)	・ 12.5　（不燃）　・ 15　（不燃）
・ せっこうラスボード(GB-L)	9.5
・ 化粧せっこうボード(GB-D)	・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様　9.5（準不燃）

合板類

種　類	厚さ(mm)、規格等
・ 普通合板 G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（※ラワン合板程度　・　　） 不透明塗料塗り(※しな合板程度　・　　） 板面の品質　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・ 天然木化粧合板 G	化粧板の樹種名　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・ 特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法　・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装 表面性能　・　　（タイプ） 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない

化粧板

・ メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による　（※ 1.2　・　　）
・ ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合
※図示による　・
合板類の張付け
・A種　・B種　・
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
※仕上表による

突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクエアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクエアエッジ

・ 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　(19.8.2、3)（表19.8.1～3）
※F☆☆☆☆　・

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種

・ 断熱材 G

フェノールフォーム断熱材、保温材又は接着剤のホルムアルデヒド放散量　(19.9.2～4)
※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

※断熱材打込み工法

種類	厚さ (mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (・　　)	・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし） (・2種bA　・3種bA　・3種bC　・3種bD)	・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材（・　　）	・	
・フェノールフォーム断熱材（・　　）	・	

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類
・A種1　・A種1H　・
吹付け厚さ (mm)
・
施工箇所
・図示による　・
(品質・性能、試験方法は別表による)

20 ユニット及びその他の工事

⊙ タラップ

材質及び仕上げ　(20.2.12)
※SUS304（研磨なし）
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（※標準仕様書表 14.2.2による種別（※C種　・　　種））

【上屋工の部】
A-06

工 事 名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その６）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	―	図面番号	54の24
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

建築工事共通（構造関係）

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和 7 年版)(以下、「標準仕様書」という。)による。
(2) 項目は、○印の付いたものを適用する。特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は、※印のついたものを適用する。⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。

章	項目	特記事項
4 地業工事	・支持地盤等	・杭基礎 (4.2.1)(4.3.4)(4.3.5)(4.4.4)(4.5.5)(4.5.6) 支持層の位置及び土質(基礎ぐいの先端の位置含む) ・図示による(　　)　・ ・直接基礎 (4.2.1) 支持地盤の位置及び土質(基礎底部の位置含む) ・図示による(　　)　・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等) (3.2.1) ・行わない ・行う 位置等 ・図示による(　　)　・ ・地盤の載荷試験 (4.2.4) 載荷試験の方法 ・地盤工学会基準　JGS 1521による　・ 試験の位置、載荷荷重 ・図示による(　　)　・
	・既製コンクリート杭地業	種類 (4.3.3) ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490 ・ 杭の種類、性能及び曲げ強度等による区分、寸法、継手の箇所数等 (4.2.2)(4.3.3) （下表） 杭先端部形状 (4.3.3) ・開放形　・半開放形　・閉そく形　・ ・セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.1)(4.3.4) 試験杭 試験杭の位置 ・図示による(　　)　・ 掘削深さ ・図示による(　　)　・ 杭の支持層への根入れ長さ ・図示による(　　)　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜 ・1/100以内　・ ・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.1)(4.3.5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式のうち α、β、γが以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液 ・使用する　・使用しない 試験杭 試験杭の位置 ・図示による(　　)　・ 杭の支持層への根入れ長さ ・評定等の評価内容による　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・評定等の評価内容による　・ 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による　・ 杭の継手の工法 (4.3.3)(4.3.6) ・溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による

杭先端部形状 (4.3.3)

		種類	コンクリート強度(N/mm²)	厚さ(mm)	杭径(mm)	杭長(m)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									

章	項目	特記事項
	・鋼杭地業	杭頭の処理 (4.3.8) ・処理しない ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による(　　)　・ 杭頭の中詰め材料 (4.3.8) ・基礎のコンクリートと同調合のもの　・ 鋼杭の材料 (4.4.3) ・　・ 杭の種類、寸法、継手等 (4.2.2)(4.4.5) （下表） ・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.4.4) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式のうち α、β、γが以下の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ 試験杭 試験杭の位置 ・図示による(　　)　・ 杭の支持層への根入れ長さ ※評定等の評価内容による 杭の精度 水平方向の位置ずれ ※評定等の評価内容による 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による 杭の継手の工法 (4.4.3)(4.4.5) ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525による　・ 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による ・ ・機械式継手 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による 杭頭の処理 (4.4.6) ・処理しない ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による(　　)　・ 杭頭の中詰め材料 (4.4.6) ・基礎のコンクリートと同調合のもの　・
	・場所打ちコンクリート杭地業	工法 (4.5.1)(4.5.5) ・アースドリル工法（安定液　・使用する　・使用しない） ・リバース工法 ・オールケーシング工法（孔内の水張り　・行う　・行わない） 寸法等 (4.2.2) （下表） 試験杭 (4.2.2) 試験杭の位置 ・図示による(　　)　・ 孔壁の保持状況（孔壁測定） (4.5.5) 測定箇所 ・試験杭(　)箇所及び本杭(　)箇所　・ 杭の支持層への根入れ長さ (4.5.5) ・図示による(　　)　・ 杭の精度 (4.5.5) 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜 ・1/100以内　・ ・評定等を受けた工法 ※図示による

杭の種類、寸法、継手等 (4.2.2)(4.4.5)

		種類	板厚(mm)	杭径(mm)	杭長(m)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
本杭	上杭								
	中杭								
	下杭								

寸法等 (4.2.2)

	軸径(mm)	杭長(m)	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭					
本杭					

章	項目	特記事項
	・砂利地業	鉄筋の種類 (4.5.4) （下表） 帯筋の加工及び組立 (4.5.4) ・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）6.2帯筋(2)(ウ)⑥(ロ)） ・ 鉄筋の最小かぶり厚さ (4.5.4) ・100mm　・ 鉄筋かごの補強 (4.5.4) ・図示による(　　) ・杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50～75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋の接触部を溶接する 組み立てた鉄筋の節ごとの継手 (4.5.4)(5.3.4) ※重ね継手　重ね継手の長さ　・図示による(　　)　・ 主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.4)(5.3.4) ・図示による(　　)　・ セメントの種類 (4.5.4) ※高炉セメントB種 G　・ コンクリートの設計基準強度 (4.5.4) ・図示による(　　)　・ コンクリートの種別 (4.5.4) ・A種　・B種　・評定等の評価内容による スランプ (4.5.4) ※21cm　・ 構造体強度補正値 (4.5.4) ※3N/mm² ・評定等の評価内容による 材料 (4.6.2) ・再生クラッシャラン G ・切込砂利又は切込砕石 範囲 (4.6.3) ・基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による(　　) 厚さ (4.6.3) ※60mm　・
	・捨コンクリート地業	範囲 (4.6.4) ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による(　　) 厚さ (4.6.4) ※50mm　・ コンクリートの類別 (4.6.2)(6.2.1) ※Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（Ⅰ類以外でJIS A 5308に適合したコンクリート） ・ コンクリートの種類 (4.6.2)(6.14.1) ※普通コンクリート　・ 設計基準強度 (4.6.2)(6.14.1) ※18N/mm²　・ スランプ (4.6.2)(6.14.1) ※15cm又は18cm　・
	・床下防湿層	材料 (4.6.2) ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・ 範囲 (4.6.5) ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く） ・

鉄筋の種類 (4.5.4)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295		
・SD345		

章	項目	特記事項
	・地盤改良工法（深層混合処理工法）	材料 (4.7.2) 固化材の種類 ・ 工法 (4.7.3) 方式 ※機械撹拌方式　・ 改良体の設計基準強度（Fc）、改良体長さ、改良率、改良体幅 ・図示による（　　）　・ 室内配合試験 対象地層、供試体数 ・図示による（　　）　・ 六価クロム溶出試験 ※行う　・行わない 試験施工 ・行わない ・行う 位置等 ・図示による（　　）　・ 改良工事完了後の試験 検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・図示による（　　）　・ 六価クロム溶出試験 ・行う　・行わない
	・地盤改良工法（浅層混合処理工法）	材料 (4.8.2) 固化材の種類 ・ 工法 (4.8.3) 方式 ※原位置混合方式　・ 改良体の設計基準強度（Fc）、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ・図示による（　　）　・ 室内配合試験 対象地層、供試体数 ・図示による（　　）　・ 六価クロム溶出試験 ※行う　・行わない 改良工事完了後の試験 検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・図示による（　　）　・ 六価クロム溶出試験 ・行う　・行わない

【上屋工の部】
A-07

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	特記仕様書（その７）		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮尺	―	図面番号	54の25
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

5 鉄筋工事

⊙ 鉄筋

鉄筋の種類等 (5.2.1)

種類の記号	呼 び 径 (mm)	備 考
⊙ SD295	※ D16以下	
・ SD345	※ D19以上	
・		
・		

⊙ 溶接金網

鉄線の形状等 (5.2.2)

種 類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の経 (mm)	使 用 部 位
⊙ 溶接金網	SR235	φ6 150×150	合成スラブ
・			

⊙ 鉄筋の継手

鉄筋の継手の方法等 (5.3.4)(5.5.3)(6.6.3)

部 位	継 手 の 方 法	呼 び 径 (mm)
柱及び梁主筋	・ ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ・ 重ね継手	※ D19以上
耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・ 重ね継手 ・ ガス圧接	・
上記以外（ パラペット ）	⊙ 重ね継手 ・	⊙ D10、D13

継手位置 **(5.3.4)**
⊙図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
基礎梁主筋の継手位置
・図5.2 ・図5.3 ・図5.4
・図示による（ ）

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ (5.3.4)
・図示による（ ）

耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(イ)表3.1 ）
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ウ) ）
・図示による（ ）

⊙ 鉄筋の定着

(5.3.4)
鉄筋の定着の長さ
⊙図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(2)(ア)表3.3及び図3.2 ）
・

・機械式定着工法 (5.3.4)
適用箇所
・図示による（ ） ・
種類
・摩擦圧接接合 ・螺合グラウト固定
・嵌合グラウト固定 ・
工法
※第三者機関の評定等を取得している工法とする
必要定着長さ
※評定等の評価内容による
補強筋形状
※評定等の評価内容による
かぶり厚さ
※評定等の評価内容による
品質確認
※評定等の評価内容による
検査
※評定等の評価内容による

⊙ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）

最小かぶり厚さ（ 目地底から算出を行う ） (5.3.5)
⊙図示による（ 構造関係共通図（配筋標準図）4(1)表4.1 ）
・

柱及び梁の主筋にD29以上の使用
・あり 使用箇所（ ）
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する

耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・適用箇所（ ）
・最小かぶり厚さに加える厚さ （ ）mm
・

⊙ 各部配筋

各部配筋 (5.3.7)
※図示による ・

・ 圧接完了後の圧接部の試験

外観試験 (5.4.10)
※行う（全ての圧接部）

※超音波探傷試験 (5.4.10)

・引張試験
試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200か所を超えるときは200か所ごととする。
試験の箇所数：１ロットに対して（・３本 ・５本）とする。

・ 機械式継手

(5.5.3)
適用箇所
・図示による（ ） ・
H12建告第1463号に適合する性能 (5.5.3)
・A級 ・
種類 (5.5.3)
・ねじ式鉄筋継手
充填方式
・無機グラウト方式 ・有機グラウト方式 ・
・端部ねじ加工継手
・モルタル充填式継手
・
工法 (5.5.3)
※第三者機関の評定等を取得している工法
鉄筋相互のあき (5.5.3)
※評定等の評価内容による
品質の確認
※評定等の評価内容による
検査
※評定等の評価内容による
施工完了後の継手部の試験 (5.5.5)
・外観試験
試験対象
※全数
試験項目及び合否判定
※標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による
・評定等の評価内容による
不合格となった場合の措置
※標準仕様書5.5.6(1)(ア)～(ウ)による
・評定等の評価内容による
・超音波測定試験
試験対象
・抜取り
ロット
・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。
・
試験の箇所数
1ロットに対して（ ）箇所
・全数
試験項目
※挿入長さ
不合格となった場合の措置
・図示による（ ） ・

・ 溶接継手

適用箇所 (5.6.3)
・図示による（ ） ・
H12建告第1463号に適合する性能 (5.6.3)
・A級 ・
溶接継手の工法 (5.6.3)
・図示による（ ） ・
鉄筋相互のあき (5.6.3)
・標準仕様書5.3.5(4)による
・評定等の評価内容による
・図示による（ ）
施工完了後の溶接部の試験 (5.6.5)
・外観試験
試験対象
※全数
・超音波探傷試験
試験対象
・抜取り
・標準仕様書5.6.5（イ）による
・全数

6 コンクリート工事

⊙ コンクリートの種類等

コンクリートの類別 (6.2.1)
※Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（Ⅰ類以外でJIS A 5308に適合したコンクリート）

※普通コンクリート (6.2.1～6.2.4)

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m³)	適 用 箇 所
⊙24	⊙15又は18 ・18	2.3程度	立上壁、屋根
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

構造体強度補正値 (6.3.2)
※標準仕様書表6.3.2による
・

⊙ セメント

種 類 (6.3.1)
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種（普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g 以下、かつ28日目で 402J/g 以下のものとする）
適用箇所 （※下記以外全て ・ ）
・高炉セメントB種 G
適用箇所（・1FLより下部（立上り部含む） ・ ）
・フライアッシュセメントB種 G
適用箇所（ ）
・

⊙ 骨 材

アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)
※A ・B（コンクリート中のアルカリ総量が3.0 kg/m³以下）

⊙ 混和材料

⊙混和剤 (6.3.1)
混和剤の種類
※標準仕様書 6.3.1(4)(a)による ・

・混和材 (6.3.1)
混和材の種類
※標準仕様書 6.3.1(4)(b)による ・

⊙ 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

打継ぎの位置 (6.6.4)
梁及びスラブ
※スパンの中央又は端から1/4の付近
・図示による（ ） ・
柱及び壁
※スラブ、壁梁又は基礎の上端
・図示による（ ） ・

目地の寸法 (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)
⊙標準仕様書 9.7.3(1)(ア)による
※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
・図示による（ ） ・

ひび割れ誘発目地の位置・形状 (6.8.1)(11.1.3)
・図示による（ ）

⊙ 構造体コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)

種 別	適 用 箇 所
・ A種	※図示による（ ）
⊙ B種	※図示による（ S-08図参照 ）
・ C種	※図示による（ ）

コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5)

種 別	適 用 箇 所
・ a種	※図示による（ ）
⊙ b種	※図示による（ S-08図参照 ）
・ c種	※図示による（ ）

⊙ 打増し厚さ（打放し仕上げ部）

打増し厚さ
⊙打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) (6.8.1)
⊙20mm ・

・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm ・20mm ・

・外装タイル後張り面の打増し処理
・20mm ・

打増し範囲
・図示による（ ） ・

⊙ 型枠

せき板の材料及び厚さ (6.8.2)
⊙合板(※12mm ・) G ・
・断熱材を兼用した型枠材
使用箇所
・図示による（ ） ・
・ＭＣＲ工法用シート
適用箇所
・図示による（ ） ・

打増し厚さ
・20mm ・
打増し範囲
・図示による（ ） ・
スリーブの材種・規格等 (6.8.2)
・図示による（ ） ・

・ 無筋コンクリート

コンクリートの種類 (6.14.1)
※普通コンクリート ・

セメントの種類 (6.14.1)
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントB種 G

設計基準強度 (6.14.1)
※18 (N/mm²) ・

スランプ (6.14.1)
※15cm又は18cm ・

適用箇所 (6.14.1)
・標準仕様書 6.14.1(4)(ア)～(ホ)による
・図示による（ ） ・

⊙ コンクリートの単位水量測定

実施要領
(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(イ)(c)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³以内であることを確認する。更に、設計値±15kg以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

【上屋工の部】
A-08

工 事 名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その８）		
縮 尺	令和 ８年 １月 日		
年 月 日	―	図面番号	54の26
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

7 鉄骨工事

⊙ 鉄骨製作工場

鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.3)
建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場
評価の区分
⊙（ R ）グレード以上　　・グレードの指定はしない

⊙ 鉄骨製作工場における施工管理技術者

※配置する (7.1.4)

⊙ 鋼　材

種類等 (7.2.1)

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規　格
SN400B	大梁	⊙JIS規格による　・
SN490C	ダイアフラム	⊙JIS規格による　・
SS400	間柱、小梁	⊙JIS規格による　・
BCR295	柱	⊙JIS規格による　・
		・JIS規格による　・

溶融亜鉛めっき工法の適用箇所
・
・

板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)
・行う　適用箇所（　　）　・行わない

⊙ 高力ボルト

高力ボルトの種類 (7.2.2)
⊙トルシア形高力ボルト
・JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト
・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
※図示による（ 構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔 ）
・

JIS形高力ボルトの締付け（本締め） (7.4.7)
ナットの回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量
・図示による（　　）　・

溶融亜鉛めっき面以外
摩擦面の処理方法等 (7.4.2)
※標準仕様書7.4.2(1)による
・
・すべり試験の実施 (7.4.2)
・すべり係数試験　　・すべり耐力試験
すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.4.2(1)(イ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

溶融亜鉛めっき面
摩擦面の処理方法等 (7.12.5)
・ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・りん酸塩処理
・

・すべり試験の実施 (7.4.2)
・すべり係数試験　　・すべり耐力試験
すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(ヲ)又は(イ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

⊙ 普通ボルト

ボルト及びナットの材料 (7.2.3)
⊙JIS B 1180（六角ボルト）及びJIS B 1181（六角ナット）による
⊙JIS B 1180（六角ボルト）附属書JA（規定）及びJIS B 1181（六角ナット）附属書JA（規定）による

座金 (7.2.3)
※JIS B 1256による　・

戻り止め (7.5.2)
※二重ナット　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
※図示による（ 構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔 ）
・

母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8)
※ねじの呼び径+1.0mm　・

⊙ アンカーボルト

⊙構造用アンカーボルト (7.2.4)
種類
・ABR400　⊙ABR490　・

⊙建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルト
種類
⊙SS400　・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※標準仕様書 表7.2.3による
・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
※図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図） 1-1 縁端距離及びボルト間隔）
・

⊙ 溶接材料

溶接材料 (7.2.5)
※標準仕様書 7.2.5(1)(2)による
・標準仕様書 7.2.5(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所　・図示による（　　）　・

・ ターンバックル

種類 (7.2.6)
建築用ターンバックルボルト
※羽子板ボルト　・

建築用ターンバックル胴
※割枠式　・

ねじの呼び (7.2.6)
・図示による（　　）　・

⊙ 床構造用のデッキプレート

材質、形状及び寸法 (7.2.7)

	適用箇所	材質・形状・寸法	備　考
・デッキプレート単独の構法			
⊙デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			
・			

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
・図示による（　　）　・

鉄骨部材への溶接方法 (7.7.8)
⊙図示による（ S-11 ）　・

耐火認定
・あり
耐火時間　　・図示による（　　）　・
⊙なし

⊙ スタッド

種類等 (7.2.8)

呼 び 名	呼び長さ (mm)	適 用 箇 所
⊙16	110	大梁(G1)
・19		
・22		

⊙ 柱底均しモルタル

無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 (7.2.9)
※標準仕様書 7.2.9(2)(ヲ)から(エ)による　・

⊙ 製作精度

鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］に加えて、次による (7.3.3)
通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法
※平12建告第1464号第二号イ(2)による
・

アンダーカットの寸法
※平12建告第1464号第二号イ(3)による
・

食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
⊙「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・

・ 溶接作業を行う技能資格者の技量付加試験

試験の要領 (7.6.3)
・図示による（　　）　・

⊙ 溶接接合

開先の形状 (7.6.4)
⊙図示による（ 構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2 ）
・

・鋼製エンドタブの切断する部分 (7.6.7)
切断する箇所
・図示による（　　）　・
切断範囲
・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5mm 以下残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する
・
切断面の仕上げ
・標準仕様書7.6.7(1)(ホ)(b)②による
・

スカラップの形状 (7.6.7)
⊙図示による（ 構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(4)改良型スカラップ ）
・

⊙ 入熱、パス間温度の管理

適用箇所
・図示による（　　）
⊙柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
入熱30kJ/cm以下、かつパス間温度250℃以下

⊙ 溶接部の試験

平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 (7.6.12)
⊙「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
※抜き取り検査②
・抜き取り検査①

JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験方法等 (7.6.12)
⊙JASS 6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

完全溶込み部の超音波探傷試験 (7.6.12)
・工場溶接の場合
・AOQL　※レベルⅡ　・レベルⅠ

節	・全て	・	・	・
検査水準	※第6水準	・	・	・

・全数
・工事現場溶接の場合
※全数　・

⊙ 錆止め塗装

塗装の範囲 (7.8.2)
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示による（　　）　⊙高力ボルト摩擦接合部の摩擦面以外
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
※標準仕様書7.8.2(1)(ヲ)～(オ)による部分以外
・図示による（　　）

塗料の種別 (7.8.4)(18.3.2)
・下記以外の鉄鋼面は、18章［塗装工事］による
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※As種　・
・耐火被覆が接着する面の塗料の種別
・

・ 耐火被覆

種類、材料、工法等 (7.9.2～7.9.8)

種　類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール		
	・半乾式吹付けロックウール		
	・湿式ロックウール		
	・		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	_		
・耐火塗料	・		

⊙ アンカーボルトの設置等

構造用アンカーボルトの形状及び寸法 (7.10.3)
⊙図示による（　　）　・

構造用アンカーボルトの保持及び埋込み (7.10.3)
※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法
⊙図示による（ S-11図参照 ）　・
・

建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法
⊙図示による（ S-11図参照 ）　・

建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.10.3)
種別　・A種　⊙B種

柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 **(7.10.3)**
厚さ　⊙50
種別　※A種　⊙B種

【上屋工の部】
A-09

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	特記仕様書（その９）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	ー	図面番号	54の27
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

別　　表

乾式保護材

(品質・性能)

分類・規格		窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	窯業系パネルⅡ類（一般的な仕様）	金属複合版
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
外観		割れ、貫通、き裂がない。欠け、ねじれ、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上支障がない。		
含水率		出荷時において10%以下		―
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ（ｽﾊﾟﾝ40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	標準時	550 N･cm以上	450 N･cm以上	300 N･cm以上
	凍結融解完了時（ｻｲｸﾙ数）	400 N･cm以上（300）	320 N･cm以上（200）	250 N･cm以上（300）
吸水率(%)		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		300サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	200サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量1,000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落として、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量が1/100以下
剛性（=E×Ⅰ）ｽﾊﾟﾝ40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		―	―	80,000 N･cm以上

(試験方法)

(1) 寸法の試験方法

(厚さ)

供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mm まで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。

(幅)

供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。

(2) 曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。

幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。

測定項目については、凍結融解試験前と同試験 100,200,300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。(窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。)なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。

(3) 吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。

(4) 難燃性の試験は、JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。

(5) 吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40 mm×長さ160 mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後、取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140 mmになるように標線を刻む。

その後、1/150 mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。次に試験片の長さ方向を水平にこ配立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。

24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ(L2)を測る。

吸水による長さ変化率（ΔL)は、次式によって求める。

（ΔL）＝（L2 － L1)／ L1 ×100　　ΔL：吸水による長さ変化率（%）

L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　L2：吸水時の標線間の長さ（mm）

(6) 耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。

100,200,300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、－20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。

(7) 耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S2対辺単純支持方法による。

試験体の大きさは、4号（長さ400 mm、幅300 mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（Ⅲ－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。

金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

既調合モルタル

(品質・性能)

項　目		品質・性能
保水率		70.0 %以上
単位容積質量		1.80 kg/L以上
接着強さ	標準時	0.60 N/mm以上
	温冷繰り返し後	0.40 N/mm以上
長さ変化率		0.20 %以下
曲げ強さ		4.0 N/mm以上

(試験方法)

(1) 試料の調製

製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。

練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

(2) 保水率の試験方法

JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5 A ろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、(1)で調製した試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。

保水率 ＝ 50/平均値×100　　（注）　50：リング型わくの内径　mm

(3) 単位容積質量の試験方法

JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の規定に準ずる。

(4) 接着強さ（標準時）の試験方法

イ) 適用タイルが「モザイクタイル」の場合

(試験体の作製)

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに(1)で調製した試料を厚さ5mm になるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。

その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。

(試験方法)

JIS A 6909「建築用仕上塗材」に規定する7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び、抜き取る。また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。

T ：タイルの母材破断

TM：既調合モルタルとタイルの界面破断

M ：既調合モルタルの母材破断

MG：既調合モルタルと下地板の界面破断

G ：下地板の母材破断

（なお、標準時の接着強さは、抜取った試験片5箇所ともすべて、0.60 N/mm以上確保していること。）

ロ) 適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合

(試験体の作製)

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに(1)で調製した試料を厚さ7mm になるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×タイル」に60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。

その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。

(試験方法)

「モザイクタイル」の場合と同様に行う。

(5) 接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法

(試験体の作成)

「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々(4)接着強さ(標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。

(温冷繰返し試験)

「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909「建築用仕上塗材」に規定する7.11温冷繰返し試験に準じて行う。

試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の 恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。

(温冷繰返し後の接着強さ試験方法)

「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。

なお、温冷繰返し後の接着強さは、抜取った試験片5箇所ともすべて 0.40 N/mm以上を確保していること。

(6) 長さ変化率の試験方法

JIS A 6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」に規定する9.9長さ変化率に準ずる。

(7) 曲げ強さの試験方法

JIS A 6916「建築用下地調整塗材」7.11 曲げ強さ試験に準ずる。

試験室の状態 ： 試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既調合目地材

(品質・性能)

項　目	品質・性能
保水率	30.0 %以上
長さ変化率	0.2 %以下(収縮)
吸水量	50 g以下
単位容積質量	1.80 kg/L以上

(試験方法)

(1) 試料の条件

試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、あらかじめ24時間以上標準状態に置いた後使用する。

(2) 試料の調整

正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2Lの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。

練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。

(3) 保水性(ろ紙法)

JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径18.5cm）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、(2)で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。

試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。

保水率 ＝ 50/平均値×100　　（注）　50：リング型わくの内径(mm)

(4) 単位容積質量

(2)で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。

(5) 長さ変化率

(2)で調整した試料を用いて JIS A 1171の 7.8 長さ変化率試験に従って行う。

(6) 吸水量

(2)で調整した試料を用いて JIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。

試験体数は3個とし、その平均値で示す。

錠前類

【シリンダー箱錠及びシリンダー本締り錠】

(品質・性能)

デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。

鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

使用頻度による性能	ラッチボルト開閉繰返し強　度	ラッチボルトの開閉繰返し試験(40万回以上)を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の開閉操作力およびラッチング力の2倍未満であり、かつ、ハンドルでの開扉操作およびラッチング動作に支障がないこと。
	キーによるデッドボルトの施解錠繰返し強　度	キーによるデッドボルトの施解錠繰返し試験(10万回以上)を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がなく、かつ、確実に施錠状態が維持されていること。
	キーの抜差し繰返し強度	キーの抜差し繰返し試験(10万回以上)を行なった後、キーの抜差しに要する力は10N以下であること。また、未使用の合鍵でシリンダーが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダーが回転しないこと。(キーに加えるトルクは、150N･cmとすること。)
外力に対する性能	デッドボルトの押込強度	デッドボルトの押込強度試験（10KN以上）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上である。
	デッドボルトの側圧強度	デッドボルトの側圧試験(10KN以上)で荷重を加えた時、加圧板がデッドボルトを通過しないこと。
	デッドボルトの押込強度（衝撃荷重）	デッドボルトの押込試験(58.8J以上)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態(デッドボルトの突出量が8mm未満)にならないこと。
	デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）	デッドボルトの側圧試験(58.8J以上)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態(加圧板がデッドボルトを通過した状態)にならないこと。
	ストライクの仕　　様	厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製または同等以上の強度をもつもの。枠類の厚さが1.5mm以上の場合は、適用しない。
	トロヨケの仕　　様	厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとすること。または、それと同等以上の強度をもつもの。枠類の厚さが1.5mm以上の場合は適用しない。
使用扉の質量に対する性能	ラッチボルトの側圧強度	ラッチボルトの側圧試験(4kN以上)を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作およびラッチングに支障がないこと。
ハンドルの強度	レバーハンドルのねじり強度	レバーハンドルのねじり試験(3.5KN･cm)を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	握り玉のねじり強度	握り玉のねじり試験(3KN･cm)を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉操作に支障がないこと。また施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	ハンドルの引張強度	ハンドルの引張試験(2KN以上)を行った後、荷重を除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
	ハンドルの垂直荷重強度	ハンドルの垂直荷重試験(2KN以上)を行った後、荷重を除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
鍵違い	鍵違い数	1.5万以上とすること。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効鍵違い数とみなさないものとすること。
	同一タンブラーの使用数等	同一タンブラーの使用数は、60%以下とすること。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとすること。

(試験方法)

1．ラッチボルトの開閉繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.3扉の開閉繰返し試験」による。

2．キーによるデッドボルトの施解錠繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.1.1キーによる施解錠繰返し試験」による。

3．キーの抜差し繰返し試験は、JIS A 1541-1の「7.1.2シリンダーのキー抜差し繰返し試験」による。

4．デッドボルトの押込試験は、JIS A 1541-1の「7.2.1.1デッドボルトの押込試験」による。

5．デッドボルトの側圧試験は、JIS A 1541-1の「7.2.1.2デッドボルトの側圧試験」による。

6．デッドボルトの押込試験（衝撃荷重）JIS A 1541-1の「7.2.1.6デッドボルトの押込試験（衝撃荷重）」による。

7．デッドボルトの側圧試験（衝撃荷重）JIS A 1541-1の「7.2.1.7デッドボルトの側圧試験（衝撃荷重）」による。

8．ラッチボルトの側圧試験は、JIS A 1541-1の「7.2.2ラッチボルトの側圧試験」による。

9．レバーハンドルのねじり試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.1ハンドルのねじり試験」による。

10．握り玉のねじり試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.1のハンドルのねじり試験」による。

11．ハンドルの引張試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.2ハンドルの引張試験」による。

12．ハンドルの垂直荷重試験は、JIS A 1541-1の「7.2.3.3ハンドルの垂直荷重試験」による。

13．耐食性試験は、JIS A 1541-1の「7.3耐食性試験」による。なお、試験時間は、120時間とする。

14．耐じん性試験は、JIS A 1541-1の「7.6シリンダの耐じん性試験」による。なお、試験は、1サイクル行う。

クローザ類

(品質・性能)

性能試験項目			番手	① ドアクローザ 閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	① 効率(%)	② ヒンジクローザ 閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	② 効率(%)	③ フロアヒンジ 閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	③ 効率(%)
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1)(注2)	Grade2	1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
			2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
			3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
			4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
			5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
			6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度			常温(5～35 ℃)無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8 秒に調整できること。					
	温度依存性（緩衝油の流動点）			－15℃以下					
	ストップ力	ストップ入力		60N･m以下 ただし、ｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は200N･m以下		100N･m以下		100N･m以下	
		ストップ解除力		8N･m以上		3N･m以上		10N･m以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60 N/m²を開扉50°から負荷すること。バックチェック開始角度(70～85°)からさらに20°まで開く間の時間は、0.8秒以上とすること。		―		―	
	ディレードアクション性能（秒）ディレードアクション解除角度(60～70°)（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保できること。また、その時間の調整が可能であること。		―		―	
	戸の閉鎖位置			―		―		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じﾓｰﾒﾝﾄ(N･m)	Grade2		耐久試験後も初期値を満足していること。		耐久試験後も初期値を満足していること。		耐久試験後も初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率(%)	Grade2		同　上		同　上		同　上	
	繰返し開閉後の閉じ速度(秒)			同　上					
	繰返し開閉後のバックチェック性能(秒)			同　上		―		―	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能(秒)			同　上		―		―	
	繰返し開閉後の戸閉鎖位置			―		―		±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰返し開閉回数）		Grade2		20万回		10万回		30万回	

注1. パラレル取付けは、上記の閉じﾓｰﾒﾝﾄの70%程度までとする。

注2. ｺﾝｼｰﾙﾄﾞ型は右記の閉じﾓｰﾒﾝﾄの50%程度までとする。

Grade1を選定する場合は、図示による。

(試験方法)

(1) 試験の条件等は、JIS A 1510-3の「 5. 試験の一般条件」、「 6.1 試験の概要」および「 6.2 試験装置」による。

(2) 閉じ速度試験、ストップ力試験、バックチェック機能試験およびディレードアクション機能試験は、JIS A 1510-3の「 6.3.2 ドアクローザの開閉試験」による。

(3) 温度依存性（流動点試験）は、JIS K 2269による。

(4) 試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。

防水剤

(品質・性能)

項　目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5 %以下
凝結及び安定性	凝結時間　始発：1時間以上　終結：10時間以内
	安定性　収縮性、膨張性のひび割れ及びそりが無いこと。
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの比： 曲げ強度比及び圧縮強度比　70 %以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの比： 吸水比　95 %以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの比： 吸水比　80 %以下

(試験方法)

JIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による。

ただし、透水試験における水圧は、3.0×10^{5}Paとし1時間行う。

現場発泡断熱材

(品質・性能)

項　目	品質・性能
吹付け硬質ウレタンフォーム	JIS A 9526 によるA種またはA種１H
密　度 (kg/m3)	25　以上
難　燃　性	次のいずれかによること。 (1) 難燃2級または難燃3級 (2) 準不燃相当品または難燃材料相当品

(試験方法)

1．原液の粘度試験は、JIS A 9526の「6.1 吹付け硬質ウレタンフォーム原液の試験」による。

2．発泡品の性能試験の一般事項等は、JIS A 9526の「6.2.1 材料の作製」、「6.2.2 試料の状態調節」、「6.2.3 試験片の作製」および「6.2.4 試験場所」による。

3．密度の測定は、JIS A 9526の「6.2.5 密度」による。

4．熱伝導率試験は、JIS A 9526の「6.2.6 熱伝導率」による。

5．透湿率試験は、JIS A 9526の「6.2.7 透湿率」による。

6．圧縮強さは試験は、JIS A 9526の「6.2.8 圧縮強さ」による。

7．接着強さ試験は、JIS A 9526の「6.2.9 接着強さ」による。

8．難燃性試験は、次の難燃性試験または発熱性試験による。

（1）難燃性試験は、JIS A 1321による試験方法に準ずる。

（2）発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価に使用している試験方法に準ずる。

9．難燃２級または難燃３級の判定は、次による。

（1）試験の結果、次のａ．～ｅ．に適合していること。

ａ．試験体の全厚にわたる溶融、試験体の裏面に対する亀裂（裏面における亀裂の幅が全厚の1/10以上であるものに限る。）、その他防火上著しく有害な変形などのないこと。

ｂ．加熱終了後30秒以上残炎がないこと。

ｃ．試験結果の排気温度曲線は、加熱試験中、標準温度曲線を超えないこと。ただし、難燃２級または難燃３級については、試験を開始して3分を経過した後は、次の４．の条件の範囲内で超えることができる。

ｄ．排気温度曲線が標準温度曲線を超えている部分の排気温度曲線と標準温度曲線で囲まれた部分との面積（単位×分）が、難燃２級にあっては100以下、難燃３級にあっては350以下であること。

ｅ．単位面積当たりの発煙係数が、難燃２級で60、難燃３級で120を超えないこと。

10．準不燃材相当品または難燃材料相当品の判定は、次による。

（1）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法を使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）による試験で、準不燃材料相当品において上加熱時間10分、難燃材料相当品においては加熱時間は5分の結果、次のａ．～ｃ．に適合していること。

ａ．総発熱量が8MJ/m2以下であること。

ｂ．防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。

ｃ．最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m2を超えないこと。

フリーアクセスフロア

(性能)

標準仕様書表20.2.2にはるほか以下による。

(1) 耐震性能

イ) 固定台試験による耐震性能(設計床高さ H=300mmを超え、600mm以下の場合)

項　目	性　能
① ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき若しくはコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の＜適用地震時水平力＞以上
② 上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の＜適用地震時水平力＞以上
③ 適用地震時水平力(0.66Zは1.0G)を加力した時の支柱頂部の変位	構造床面からの高さの1/50以下であること。

＜適用地震時水平力＞

・3,000N 0.6Gタイプ

支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6

・3,000N 1.0Gタイプ

支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0

・5,000N 0.6Gタイプ

支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×0.6

・5,000N 1.0Gタイプ

支柱一本が負担する床加重[(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数]×1.0

ロ) 振動試験による耐震性能(設計床高さ≦300mmの場合のみ)

パネルの脱落や使用上又は避難上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動しない。

(2) 歩行感

通常の歩行において、空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない。

(3) メンテナンス性

交換が必要な部品については、交換ができるよう設計されている。

構造、形状は配線の変更及び増設に対して支障がないこと。

(試験方法)

(1) 耐震性能

イ) 設計床高さ≦300mmの場合

試験体ユニット1000mm×2500mm程度

所定の重りの質量　3000N：200kg　5000N：350kg

加振　0.6G：所定加速度600cm/S²　1.0G：所定加速度1000cm/S²

ロ) 300mm＜設計床高さ≦600mmの場合

① 固定台による耐震性能試験

1) 支柱調整式ー支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法-1　又は、試験方法-2による。

2) 原則として、試験方法-1はパネル単体設置(Aタイプ)に適用し、試験方法-2はパネル連結設置(Bタイプ)に適用するものとする。

② 試験方法-1

1) 試験は、コンクリート(JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」種類：N300)に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。

2) 加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。

③ 試験方法-2

1) 試験は、コンクリート(JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」種類：N300)に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。

2) 最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。また、800mm×800mmの荷重板に1,920 N(3,000N/1㎡相当)、3,200 N(5,000 N/1㎡相当)を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。

④ 常点補正及び測定記録

試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“0”にした状態を零点とする。また、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。

ハ) 共通事項

試験に使用する表面仕上げ材

種類：タイルカーペット　　繊維素材：ナイロン100%

パイル形態：ループパイル　　パイル長：3.0mm～4.0mm

バッキング素材：塩化ビニル樹脂　　全厚：6.0mm～7.0mm

単位質量：4.0kg/㎡～6.0kg/㎡　　人体耐電圧：2KV以下

【上屋工の部】

A-10

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	別表（その１）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	―	図面番号	54の28
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

移動間仕切

標準仕様書20.2.4によるほか以下による。

(品質等)

(1) パネル(表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び補強材)及びハンガーレールは、JIS A 6512「可動間仕切」に規定する表9 材料又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食を起こさないもの、又は防食処理を施したもの。

(2) 外観は、JIS A 6512に規定する 5.要求事項a)～c) による。

(性能)

(1) パネルの操作性
パネルの操作の初動力は98 N以下とする。

(2) パネル圧着装置の耐久性
パネル圧着装置の固定・解除は、7,500回の繰返し耐久試験において異常がないものとする。

(3) 耐衝撃性
パネル圧着装置の耐久性試験後、質量50kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接床部が外れないこと及び、多少のずれがあっても圧接装置の調整で元に戻せるものとする。

(4) レールの耐久性
レールは普通パネルで、吊り車の通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。

(5) 吊り車の耐久性
吊り車は、走行距離60kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。

(6) ランナーの引張強度
引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。

(7) 吊りボルトの引張強度
一本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があるものとする。

(8) 遮音性能
JIS A 6512に規定する透過損失単位に基づく区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合すること。遮音性能試験は 、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に規定する試験方法又はJIS A 1441-1「音響－音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法－第１部：実験室における測定」による。

(9) ホルムアルデヒド等
JIS等の材料規格において放散量が規定されているものについては、F☆☆☆☆とする。

トイレブース

標準仕様書20.2.5によるほか以下による。

(品質・性能)

(1) 付属金物

項　目	品質・性能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。

(2) 外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.要求事項b)による。

(3) パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項　目	品質・性能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板 及び メラミン樹脂系単一材	JIS K 6903「熱硬化性樹脂高圧化粧板」に規定する表6 品質の耐汚染性(C法)を満足していること。又はこれと同等の性能を有するものであること。	－	JAS A 4702「ドアセット」9.4 開閉繰返し試験による スイングドア(開閉回数10万回)を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みがないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	下記項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、化粧MDF及び化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の農林規格」第9条(特殊加工化粧合板の規格)に規定する耐汚染性B試験を満足していること。	JAS「合板の農林規格」第9条(特殊加工化粧合板の規格)に規定する引っかき硬度B試験を満足していること。	
ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。		

(試験方法)

(1) ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」に規定による。

(2) 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定による。

天井点検口

(品質・性能)

(1) 内外枠の材質は、アルミニウム製とする。

イ) JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定する A6063S-5 又は同等の性能を有するものとする。

ロ) 表面処理は、JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜」に規定する AA6 又は同等の性能を有するものとする。

(2) 外枠及び内枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。

(3) 外枠の取付け金具

イ) 吊り金具
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。

ロ) 吊り金具取付けボルト
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。

(4) 内枠の仕上材留付金具
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類及びこれらと同等以上の品質並びに仕上げ材を固定する性能を有するものとする。

(5) 寸法の許容差(枠の許容差)
枠のす法許容差　±0.5mm
外枠と内枠のクリアランス(片側) 2.0mm以内

(6) 耐久性能(繰り返し開閉試験)

イ) 300回の繰返し開閉試験後の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内とする。

ロ) 開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。

(試験方法)

内蓋(内枠)の繰返し開閉試験

(1) 試験体は、一般事務室用とし、枠見込み40mm程度のものとする。

(2) 吊り金具は、外枠を天井下地の取付用補強材に直接留付ける方式(天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式)とする。
標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。

(3) 野縁の種類は19形とし、仕上げ材はせっこうボード厚さ9.5mm (JIS A 6901「せっこうボード製品」に規定するGB-Rの難燃2級又は発熱性2級以上)二重張りとする。

(4) 試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。

(5) 測定は、上記繰返し試験を300回行い、試験後の内蓋の垂れ下がり寸法を測定する。

床点検口

(品質・性能)

材質

項　目				材質等
受け枠材 および 蓋枠材	屋内外用	［アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合］		
		材質		JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定する A6063S-T5、またはこれと同等の性能を有するもの。
		表面処理		JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」のB又は JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜」に規定するAA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430JIL、SUS443J1 またはこれらと同等の性能を有するもの。
	屋内用	［アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合］		
		材質		屋内外用に同じ。ただし、その他の構成材（底板、補強材、コーナーピース等）は、屋内用の材質のものとする。
		表面処理		屋内外用に同じ。
		［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		屋内外用に同じ。
		［鋼板の場合］		
		材質		鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。
		防錆処理		JIS G 3313または鋼板等に標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。
	二重蓋の場合の中蓋用	［アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合］		
		材質		屋内外用または屋内用に同じ。
		表面処理		屋内外用または屋内用に同じ。
		［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		屋内外用または屋内用に同じ。
		［鋼板の場合］		
		材質		屋内用に同じ。
		防錆処理		屋内用に同じ。
		［鋳鉄製の場合］		
		材質		JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」に規定するFC150、FC200。
		［上記以外の場合］		
		材質		塩化ビニル樹脂製等
目地材		［黄銅製の場合］		
		材質		JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」に規定するC2600、C2720、C2801またはJIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定するC3602、C3604、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430JIL、SUS443J1、またはJIS G 4308「ステンレス鋼線材」に規定するSUS304、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
底板材、受け枠材、蓋枠材のコーナーピース、底板補強材	屋内外用	［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		JIS G 4305に規定する SUS304、SUS430JIL、SUS443J1、またはJIS G 4308に規定するSUS304、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		［アルミニウム板の場合］		
		材質		JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P- H24、または同等の性能を有するもの。
		表面処理		JIS H 8602に規定するBまたはJIS H 8601に規定するAA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		［ステンレス鋼板またはアルミニウム板以外の場合］		
		充填用は、補強材およびコーナーピースの類がモルタル内に埋め込まれる場合は、鋼板も可とする。		
	屋内用	［ステンレス鋼板の場合］		
		材質		JIS G 4305 に規定するSUS304、SUS430JIL またはSUS443J1、もしくは同等の性能を を有するもの。
		［鋼板の場合］		
		材質		鋼板はJIS G 3313 に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの、またはこれと同等の性能を有するもの。
		防錆処理		JIS G 3313 または鋼板等に標準仕様書　表18.3.1 および表18.3.2 の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
パッキン材				塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等外枠と蓋枠の材質、形状に適する弾力性及び密着性を有するもの。
アンカー材				鋼板に電気亜鉛めっき又は防錆塗装を行ったもの。または同等の防錆性能を有するもの。
取手				黄銅鋳物製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳物製、ステンレス鋼鋳鋼品、ステンレス鋼材製等の堅牢な材質のもの。ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合製樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じない構造のもの。
錠				黄銅製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製(クロムめっき)の類。

品質

項　目	品質等
構造	1．加工は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 2．組立は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部を溶接接合および留付補強材などにより留付けた堅牢な構造であること。 3．閉鎖状態において蓋枠と受け枠に面外の目違いのない構造であること。又蓋と受け枠の接触部は、歪みがなく歩行などに際してがたつきその他の支障が生じない構造であること。 4．錠付きの場合の施錠・開錠は、鍵または開閉用ハンドル式とする。 5．アンカーは、四周均等かつ堅固に固定できる位置にあること。
許容差	製品の許容差 ・受け枠基準寸法　600mm角程度まで ・受け枠寸法の許容差　±0.5mm ・蓋枠寸法の許容差　±0.5mm ・受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内

性能

蓋の耐荷重性能

イ) 加圧する加重値Pn=1,000N

ロ) 蓋中央部の残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内

ハ) 受け枠・蓋その他に使用上の支障がないこと

ニ) 破壊荷重が、加圧荷重値Pnの2倍以上

(試験方法)

耐荷重試験

(1) 試験体
試験体は、受け枠・蓋枠ともアルミニウム製を含む場合は、アルミニウム製（目地材にステンレス製等を使用したもの可）を優先する。また、仕上げ材を張付けないもの（底板面）とする。

イ) 貼物用とし、600mm角程度とする。

ロ) 枠見込みは、40mm以下とし、蓋の底板は単層の製品で、補強材は各製品のうち断面係数が小さいものとする。
また、材質、厚さ、形状及び位置は常時生産品とする。

(2) 試験

イ) 試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。

ロ) 本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。

ハ) 本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。

(3) 測定
測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返し、荷重ごとに記録。また、終局荷重を記録する。

グレーチング

(品質・性能等)

〈鋼製グレーチング〉

項　目	品質・性能
メインバー、サイドバー及びエンドバー	JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に規定する SS400またはこれと同等の性能を有すること。
クロスバー	JIS G 3101に規定する SS400 及び JIS G 3505「軟鋼線材」に規定するSWRM またはこれと同等の性能を有すること
受け枠用アングル材	JIS G 3101に規定する SS400 及び JIS G 3132「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定する SPH　またはこれと同等の性能を有すること。
溶融亜鉛めっき膜厚	JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定する溶融亜鉛めっきの付着量が HDZT 56 以上又は、HDZT 70 以上のもの
受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料

〈ステンレス製グレーチング〉

項　目	品質・性能
メインバー	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JISG 4308「ステンレス鋼線材」、もしくはJIS G 4318「冷間仕上ステンレス鋼棒」に基づくSUS304又はJIS G 4304、もしくはJIS G 4305に基づくSUS430JIL
クロスバー	JIS G 4303、G 4304、G 4305、G 4308もしくはG 4318に基づくSUS304、またはJIS G 4304もしくはG 4305に基づくSUS430JIL
サイドバー、エンドバー	メインバー及びクロスバーの材質並びにJIS G 4317「熱間成形ステンレス鋼形鋼」もしくは、JIS G　4320「冷間成形ステンレス鋼形鋼」に基づくSUS304又は JIS G 4304もしくはJIS G 4305に基づくSUS430JIL
受け枠用アングル材	JIS G 4304、JIS G 4305、JIS G 4317もしくはJIS G 4320に基づく SUS304又は JIS G 4304、JIS G 4305 に基づくSUS430JIL
アンカー	JIS G 3101に規定する SS400の類とし、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行っているもの

HL又は表面仕上げは、No.2B程度とする。

	項　目	品質・性能
加工・組立	溶接	溶接は、融合不良、溶込み不良、スラグ巻き込み、ピット、ブローホール等の有害な欠陥がないこと。
	アンカーの間隔	側清の場合は、500mm内外とすること。
	平坦性	変形がなく据付支障がないこと。
	製品許容差	幅・長さ・ふた ±3.0mm
性能	強度	強度計算書により、応力度及びたわみ量を確認している。
	荷重試験方法及び性能	荷重試験を行い、設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないことを確認している。

(荷重試験)

(1) 荷重条件

イ) 横断溝用の設計荷重は、下表に示す衝撃を考慮した荷重とする。

ロ) 側溝用の設計荷重は、下表に示す後輪一輪荷重とする。

歩車道区分	荷重種別	後輪一輪荷重 (kN)	衝撃を考慮した荷重(kN)	後輪接地面積 (cm)
車道	T-20	78.5	109.8	20×50
	T-14	54.9	76.9	20×50
	T-6	23.5	33.0	20×24
	T-2	7.8	11.0	20×16
歩道	4,903 N/㎡(500kgf/㎡)の等分布荷重			

(2) 許容曲げ応力度
許容曲げ応力度は、実施する試験体のメインバー材と同じ材で行った材料強度試験耐力 N/㎟（kgf/㎠）データにより設定する。

(3) 荷重試験
試験方法　試験体への加力

イ) 設計荷重を基準として一方向に繰返し加力を行う。加力速度は、原則として4903 N/s (0.5tf/秒) とする。

ロ) 繰り返し加力は、３回行った後、残留ひずみ等がないか確認する。

ハ) 上記ロ) を行った後、設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部のはずれ等の異常について確認する。

性能基準

イ) 設計荷重時の３回繰返し荷重後のひずみ度の判定基準は、「（2）許容曲げ応力度」より定める。
（この時のヤング係数は、鋼材…206 KN/㎟ (2.1×10^6 kg f /㎠)、ステンレス鋼材…212 KN/㎟ (2.16×10^6 kg f /㎠)を用いる。

ロ) 設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないこと。

(4) 試験体
溝ふた、U字溝ふたとし、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。

イ) 溝ふた　横断用　T-20～T-2のうち1体
歩道用　1体
側溝用　T-20～T-2のうち1体

ロ) U字溝用　側溝用　T-14～T-2のうち1体
歩道用　1体

(5) 材料強度試験について
グレーチングの荷重耐力試験に先立ち、グレーチングの試験体に用いたメインバー材の耐力を確認するため、下記のイ) の試験またはロ) の試験データを提出する。

イ) 試験供試体に使用したものと同材のグレーチングの荷重耐力試験に先立ち下記による材料強度試験を行う。
・材料試験供試体：　試験片は、JIS Z 2241「金属材料引張試験方法」による。また、試験片数は、各3本とする。
・試験方法：　JIS Z 2241に基づく耐力および引張り強さとする。ただし、ステンレス材の耐力は、JIS Z 2241に示すオフセット法で算出した0.2%耐力とする。

ロ) 試験供試体に使用したものと同材の試験を上記（１）と同様の試験を行ったデータがある場合は、そのデータを提出する。

(6) グレーチング荷重試験の試験供試体の大きさについて
溝幅に直角方向のす法は、原則として、1m程度とする。

屋上緑化システム

屋上緑化システム(板状成形品タイプ)

(品質・性能)

項　目	品質・性能
透水フィルターの材質及び透水性能試験専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数(cm/S)の時間変化	材質は、合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるもの。透水性能は、その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること。
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。 （保水層を有する場合は、保水層共）
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造であること。
排水層の鉛直方向の排水性能	240 L/㎡･h以上
耐荷重性能 排水槽の許容圧縮強度	最大有効土壌層厚の単位面積当たりの重量の1.5倍以上、かつ3×10^4N/㎡以上の載荷重で破損・有害な変形のないこと。また、一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能(貫通防止能力)を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるもの。
耐根層保護層	材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護できること。ただし、耐根層を保護コンクリート(絶縁シートも含む)の下に設ける場合は省略することができるものとする。

(試験方法)

(1) 透水フィルタの透水性能

イ) JIS A 1218「土の透水試験方法」に規定する定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂（JIS A5308「レディミクストコンクリート」付属書Aに規定する砂)及びシルト＃250を容積比9：1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に加圧せずに均一に充填する。(試験体1体)

ロ) 常温で1日置いた後、上部より給水する。給水5日間連続後取り出して自然水切り2日とした給水サイクルを繰り返す。週2回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、1分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお、乾燥工程の試験室は室温20±3℃　湿度60±5%とする。

ハ) 水切り工程は、試験体の入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で保管する。

ニ) 各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、6週間を過ぎるまでにその週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。

ホ) 試験開始後6週間、流水時間合計が30日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。

(2) 排水層の耐荷重性能

イ) 最大土壌層の単位面積当たりの重量の1.5倍かつ3×10^4N /㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。保水層を有する場合は保水層も対象とする。

ロ) 試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。

屋上緑化軽量システム

(品質・性能)

項　目	品質・性能
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。 （保水層を有する場合は、保水層共）
透水層	目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植え込み用土を流出させない構造であること。
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をであること。
排水層の鉛直方向の排水性能	240 L/㎡・h以上
耐荷重性能 排水層の許容圧縮強度	3×10^4N/㎡ 以上の載荷重で破損・有害な変形がないこと。また一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能(貫通防止能力)を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるもの。
耐根層保護層	材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護できること。ただし、耐根層を保護コンクリート(絶縁シートも含む)の下に設ける場合は省略することができるものとする。

(試験方法)

(1) 排水層の耐荷重性能

イ) 3×10^4N /㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。
またその時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。保水層を有する場合は保水層も対象とする。

ロ) 試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。

ポリマーセメントモルタル

(性能)

項　目			品質・性能
だ　れ	下がり量(mm)		5 以内
	表面の状態		ひび割れの発生がないこと。
曲げ強さ(N/㎟)			6.0 以上
圧縮強さ(N/㎟)			20.0 以上
接着強さ(N/㎟)	標準条件		1.0 以上
	特殊条件	湿潤時	0.8 以上
		低温時	0.5 以上
透水性			表面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
その他			1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 高分子エマルションは、常温常湿において製造後6か月保存しても、変質しないこと。

(試験方法)

(1) だれの試験方法は、JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板 N300の表面をワイヤブラシ等で清浄し、その上に厚さ10mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にポリマーセメントモルタルを塗り付け、塗り付け開始から5分後に、平らにおかれていた平板を直角に立て起し、そのままの状態で静置する。24時間後のポリマーセメントモルタルの変形状態を観測し、その形状の以上の有無とだれ長さを測定する。

(2) 曲げ強さ、圧縮強さの試験方法は、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に規定する7.3による。

(3) 接着強さの試験方法は、JIS A 5371に規定する普通平板 N300の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄し、その上に厚さ10mmになるようポリマーセメントモルタルを塗り、14日間経過した後にその上面に縦40mm、横40mm、厚さ10mmの鉄片を張り付けて単軸引張りを加える。最大荷重(P)を断面積(A)で除し、接着強さを求める。
接着強さの養生は、下表による。

項目	舗装用平板の養生	
	塗り付け前	塗り付け後
標準条件	温度20±2℃、湿度65±10%	温度20±2℃、湿度65±10%で14日間
湿潤状態	温度20±1℃の清水中に24 時間浸漬	温度20±2℃、湿度65±10%で14日間
保温状態※	温度5±1℃で24時間	温度5±1℃で14日間

※低温時では、平板同様に試料も低温状態で養生を行う。

(4) 透水性試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に規定する8.6に定める方法による。

(5) 接着耐久性試験（温冷繰返し後)は、JIS A 1171に規定する7.5による。

(6) 透水量試験は、JIS A 6916「建築用下地調整塗材」に規定する7.15による。

(7) 吸水量試験は、JIS A 1171に規定する7.6による。

(8) 長さ変化率試験は、JIS A 1171に規定する7.8による。

(9) 試験室は、温度 20±2℃、湿度 60%以上とする。

【上屋工の部】
A-11

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	別表（その２）		
年 月 日	令和　８年　１月　日		
縮　尺	－	図面番号	54の29
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

工事区分表

躯体関係

区分	項目	A	E	M	EV	備考
1．ＲＣ造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通孔のスリーブ材及び取付け	○	○	○	○	
	補強を要する型枠材及び取付け	○				
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	
	貫通孔・開口部の補強	○				
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
2．Ｓ､ＳＲＣ造のはり貫通孔	Ｓ・ＳＲＣ造貫通鋼管スリーブ・補強	○				
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
3．設備機器の基礎	屋内の基礎（建築設計図に記入あるもの）	○				
	屋内の基礎（設備設計図に記入のあるもの）		○	○		
	屋外・屋上の基礎	○				
	屋上基礎で躯体等にアンカーしない軽微なもの		○	○		
	機器取付け用アンカー・架台		○	○		
	屋内受水タンク用の基礎	○				
	太陽電池アレイ用架台、架台取付け用アンカー	○	○			ＡとＥの区分は図示
4．昇降機関連	昇降路の躯体	○				
	機械室の躯体	○				
	機械室の床開口	○				
	機械室の床配管ピット・蓋	○				
	機械室の上げ床コンクリート打設・仕上	○				
	機械室内換気設備			○		
	巻上機周囲のチェッカープレート敷				○	
	昇降路内ピット防水・集水桝	○				
	点検用タラップ				○	
	各階出入口穴あけ・同補強	○				
	三方枠取付・枠廻り埋戻し・同補修				○	
	出入口扉，三方枠及び幕板				○	
	出入口扉，三方枠及び幕板の各補強鉄骨	○				
	昇降路がＳ造の時の出入口扉・三方枠及び幕板の受け	○				
	昇降路の中間ビーム、ブラケット、レールブラケット支持柱他昇降路内の鋼製部材一式				○	
	昇降路がＳ造の時の中間ビーム及びブラケット受けピース	○				
	機械室内大梁又は昇降路内にフックの取付（フックを含む）	○				
	ホール押釦・インジケータ・鋼索などの壁開口	○				
	点検用コンセント、煙感知器（壁付け感知器用点検ボックス含む）		○			
	ＥＶ制御盤への動力・照明用電源、アース、火災時間制運転用信号、非常用発電時管制運転用信号、拡声設備（館内放送用）の配管・配線工事		○			
	ＥＶ制御盤から、ＥＶ内監視カメラまでの配管・配線工事				○	監視カメラ含む
	ＥＶ制御盤から、監視カメラ用の監視装置までの配管・配線工事		○			電気設備のモニタ装置に映像を表示する場合
	ＥＶの保守遠隔監視用（電話回線）及び緊急地震速報受信用の配管工事		○			
	ＥＶ制御盤からＥＶ監視盤又は警報盤までの制御及びインターホンの配管・配線工事				○	
	動力計測用電力計から自動制御盤までの配管・配線工事			○		
5．その他	トラフ・ピット類（ふたを含む）	○				
	湧水・汚水ピット・ＲＣ造各種水槽	○				
	同上用防水・マンホール・タラップ等	○				
	避雷設備・同接地工事		○			
	ＡＬＣ板の壁開口・補強	○				
	厨房排水溝	○				
	厨房グリース阻集器			○		
5．その他（続き）	オイルサービスタンクの防油堤	○				
	フリーアクセスフロア内の防水堤	○				
	既設埋設配管配線調査（X線探査含む）	○	○	○		

仕上げ関係

区分	項目	A	E	M	EV	備考
1．軽鉄天井・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の補強	○				
	補強を要しないボードの切り込み		○	○		
	開口部の墨出し		○	○		
2．可動間仕切り	切り込み及び補強	○				
	位置ボックス	○				
3．つりボルト及びインサート	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用		○	○		
4．外壁まわり	外壁ガラリ及びダクト接続用フランジ	○				
	ウエザーカバー、ベンドキャップ(シール共)			○		
	換気扇（取付枠共）			○		
	サッシパネル開口	○				
5．台所・湯沸室まわり	流し台・つり戸棚・水切り棚・コンロ台	○				
	フード（建築工事標準詳細図のもの、シール共）	○				その他はM
	ミニキッチン（照明、水栓を含む）	○				
6．浴室まわり	浴室ユニット、複合浴室ユニット、シャワーユニット			○		
	既製浴槽（ふたを含む）			○		
	浴室及び便所の床排水金物			○		
7．便所まわり	洗面カウンター	○				洗面器カウンター一体タイプの場合はM
	鏡	○				規格寸法の場合はM
	衛生器具ユニット			○		
	手すり、背もたれ	○				衛生器具ユニットの場合はM
	ベビーチェア、ベビーベッド	○				
8．事務室まわり	ファンコイルカバー	○				
	家具組み込みの洗面器			○		切り込みはＡ
9．フリｰアクセスフロア	コンセント		○			
	床パネルの切り込み加工	○				
10．自動扉・電動シャッターまわり	防火戸の自動閉鎖装置		○			
	上部電動シャッター 本体・制御盤・手動開閉装置・ヒューズ装置	○				
	排煙窓本体・自動開閉装置	○				
	防煙たれ壁本体・駆動装置	○				
	上部電動シャッター，排煙窓及び 防煙たれ壁連動制御装置の感知器		○			
	自動扉の本体・駆動装置・検出装置（センサー）	○				
	自動扉の手元電源スイッチ		○			
	自動閉鎖装置を取りつける防火戸の切り込み補強及びドアクローザー、フロアヒンジ	○				
	自動扉・電動シャッターからセンサー（付属スイッチ）への配管・配線工事	○				
	自動扉・電動シャッター本体までの配管，配線		○			
	電気錠の本体，扉内配線	○				
	電気錠の扉までの配管及び配線		○			
11．その他	２重ピット及びトレンチのマンホールふた	○				
	機器搬入用フック　ビーム	○				ＥＶ用フック含む
	チェーンブロック		○	○		
	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ	○				
	点検口（天井・床下）	○				
	排煙口等の天井仕上材	○				排煙口はM
	消火器ＢＯＸ設置工事	○				
	誘導標識（誘導灯を除く）	○				
	煙突底部排水目皿・排水管	○				
	くつふきマット・玄関マット・自動扉マット部床排水金物（目皿共）・排水管	○				
	くつ洗い流し部排水金物・排水管	○				
	ルーフドレン	○				
	雨水流入配管	○				
	雨水利用設備集水管			○		電動遮断弁以降はM
	屋上緑化	○				屋上緑化用灌水装置までの配管はM
	ポンプ及びポンプアップ配管			○		

屋外排水設備・構内配電線路・構内通信線路・外構

区分	項目	A	E	M	EV	備考
1．雨水	屋外雨水排水設備	○				
	桝及び桝ふた	○				
	マンホールの化粧上ふたの表面仕上げ	○				
	雨水公設桝	○				公共下水道が分流式の場合
2．雑排水・汚水・電力・通信	屋外雑排水及び屋外汚水排水設備			○		
	桝及び桝ふた			○		
	マンホール、ハンドホールの化粧上ふたの表面仕上げ	○				
	排水公設桝			○		公共下水道が合流式の場合
3．植栽	植栽及び客土	○				
4．ユニット型浄化槽	タンク室の躯体	○				浄化槽本体はM
	タンク室の砂充てん			○		
	上記以外のユニット型浄化槽本体・配管及び据付等			○		
5．屋外オイルタンク	タンク室の躯体	○				タンク本体はＥ又はM
	タンク室の砂充てん		○	○		
	上記以外のオイルタンク本体・配管及び据付等		○	○		自家発用はＥ、熱源用はM
	配管トレンチ及びふた	○				トレンチ内架台等はＥ又はM
6．その他	駐車場ガソリントラップ（コンクリート造）	○				

電気配線配管

区分	項目	A	E	M	EV	備考
	機器附属の制御盤以降の２次側配管配線（接地線共）			○	○	
	機器附属の制御盤への１次側電源供給配管配線（接地線共）		○			
	自動制御盤（M）と制御盤（Ｅ）との電源用の渡り配管配線（接地線共）		○			
	機器と附属操作スイッチの渡り配管配線			○	○	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパ・防火防煙ダンパに至る配管配線		○			
	注油口内アース端子よりのアース用配管配線		○	○		
	ＡＣＰ屋外機と屋内機の渡り電源・信号・アース用配管配線			○		
	ＡＣＰマルチ形屋内機の電源・アース用配管配線		○			
	機器・電極棒用の電源配管配線		○			電極棒はM
	屋内消火栓ポンプ制御盤から消火栓ポンプ始動装置の電源、信号線の配管・配線		○			

凡例	
Ａ	建築工事
Ｅ	電気設備工事
Ｍ	機械設備工事
ＥＶ	エレベーター設備工事

この工事区分表は、建築工事（Ａ）、電気設備工事（Ｅ）、機械設備工事（Ｍ）、エレベーター設備工事（ＥＶ）といった施工上密接に関連する各工事において、材料や作業がどの工事に含まれているかを明確にするために共通事項として添付しているものである。よって、本工事の設計図書に記載されていない、工事範囲外の項目も含んでおり、本工事の具体の工事内容を示すものではないことに留意すること。

【上屋工の部】
A-12

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	工事区分表		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮尺	ー	図面番号	54の30
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

共　通　事　項

(1) 本仕上表の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
2) 記載の（○－○○－○）内の数字は建築工事標準詳細図（令和4年版）の詳細番号を示す。
3) 略号は下表による。（[ ]はＪＩＳ旧略号及び名称を示す）

略　号	仕上材等	略　号	仕上材等
RC（　）	コンクリート打放し（種別）	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
CB	コンクリートブロック積み	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
ＦＳ／ＴＳ	複層ビニル床シート／単層ビニル床シート	EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
［ＮＣ］	［ビニル床シート］	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
ＫＴ	コンポジションビニル床タイル	DP-1	耐候性塗料塗り（1級）
［ＣＴ，ＣＴＳ］	［コンポジションビニル床タイル（半硬質、軟質）］	DP-2	耐候性塗料塗り（2級）
ＦＴ	複層ビニル床タイル	DP-3	耐候性塗料塗り（3級）
［ＨＴ］	［ホモジニアスビニル床タイル］	WP	木材保護塗料塗り
ＫＴ（Ｅ）	帯電防止コンポジションビニル床タイル	CL	クリヤラッカー塗り
［ＶＴ（Ｅ）］	［帯電防止ビニル床タイル］	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
FOA	置敷きビニル床タイル	S-PR	せっこうプラスター塗り
FOB	薄型置敷きビニル床タイル	D-PR	ドロマイプラスター塗り
VB	ビニル幅木		
WB	木製幅木		
GB-R	せっこうボード		
GB-NC	不燃積層せっこうボード（化粧無し：下地張り用）		
GB-NC(T)	不燃積層せっこうボード（化粧有り：トラバーチン模様）		
GB-D	化粧せっこうボード		
GB-S	シージングせっこうボード		
GB-F	強化せっこうボード		
ケイカル板	けい酸カルシウム板（ﾀｲﾌﾟ2）		
ケイカル板(P)	吸音用穴あき無石綿ｹﾞﾙﾏﾝﾄけい酸ｶﾙｼｳﾑ板		
DR	ロックウール化粧吸音板（ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ）		
DR(凹凸)	ロックウール化粧吸音板（凹凸ﾀｲﾌﾟ）		
DR(軒天)	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ）		
DR(軒天凹凸)	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：凹凸ﾀｲﾌﾟ）		
PF板	押出法ポリスチレンフォーム断熱材		
RW-B	ロックウールガラスクロス張り		
GW-B	グラスウールガラスクロス張り		

4) 特記以外の鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面は、SOP（F☆☆☆☆）とする。
5) 特記以外の建物内部の木部は、EP-G（水系）とする。ただし、和室まわりは塗装なしとする。
6) 備考欄の「測定対象室（　　）」は特記仕様書の「室内空気中の化学物質の濃度測定」を行う対象室を示し、（　）内数値は測定箇所数を示す。

外　部　仕　上　げ

	種　別	施工箇所
床	・コンクリート直均し仕上げ（ 1-01-3 ）（増打厚さ　※10mm　・　）	
	・タイル張り仕上げ　（ 1-01-6 ）（張り代　※30mm　・　）	
	・天然石（ひき石）（ 1-01-9 ）	
	・モルタル、防水モルタル（1-01-1）	※図示
	・視覚障害者用床タイル（1-01-7）	※図示
	・	
壁・柱・梁	⊗RC(B)増打厚さ20mm（ 2-02-8～11)(※出隅面取り20mm　・出隅角面取20×20mm）のうえ	
	⊙複層塗材（Ｅ）　・外装薄塗材（　）　・塗装なし　・	
	・外装タイル密着張り（ 2-01-4 ）	
	・外装タイルマスク張り（ 2-01-7 ）	
	⊙押出成形セメント板　t=60	
腰	※壁・柱・梁に同じとする	
	⊙RC(B)増打厚さ20mm（ 塗装無し ）	
屋　根	※下地コンクリート直均し仕上げのうえ	
	・アスファルト防水（ A-2 ）、保護コンクリート直均し仕上げ、伸縮目地	
	・アスファルト防水（ AI-2)、保護コンクリート直均し仕上げ、伸縮目地	
	⊙アスファルト防水（ D-1 ）	
軒　天	・	
庇	施工箇所：出入口ドア上部：アルミ既製品	
	上　端：アルミ	
	は　な：アルミ	
	下　端：アルミ	
外部詳細	⊙屋上パラペット	・コンクリート笠木：保護防水（ ・5-01-3　・5-02-3 ）
		・コンクリート笠木：露出防水（ ・5-03-1　・5-04-1　・5-05-1 ）
		・アルミニウム笠木：保護防水（ ・5-01-1　・5-01-5　・5-01-7　・5-02-1　・5-02-5　・5-02-7 ）
		⊙アルミニウム笠木：露出防水（ ⊙5-03-2　・5-04-2　・5-05-2 ）
	・塔屋取合い	・コンクリート笠木（ ・5-01-4　・5-02-4　・5-03-3　・5-04-3　・5-05-3 ）
		・アルミニウム製水切（ ・5-01-2　・5-01-6　・5-03-4 ）
	・屋上点検口	※（ 5-21-1：ステンレス製ふた）　・
	・屋上換気塔	※（ 5-21-2 ）　・
	・屋上管類取出し口	※（ 5-22-1 ）　・
	・屋上基礎	・（ 5-22-2 ）　・（ 5-22-3 ）　・
	・煙突	※煙突用成形ライニング材（ 7-21-1 ）径（　　）mm　天板（※有り　・無し）
		・ボイラー用　・冷温水発生機用　・自家用発電機用
		・コジェネレーションシステム用　・
		煙突用成形ライニング材の適用安全温度（　　）℃
		・
	⊙雨とい及びルーフドレン	※鋼管とい（ 5-32-1 ）径（　　）mm　・横型　・たて型
		⊙硬質ポリ塩化ビニル管（5-32-1）径＝100mm　⊙横型　・たて型
	⊙タラップ	・（ 8-31-1 ）　・（ 8-31-2 ）　※安全ｶﾞｰﾄﾞ付（ 8-31-3 ）　・
	・屋上手すり	※（ 5-23-1 ）　・
	・庁名文字	・（ 8-41-1 ）　・
	・くつふきマット	※排水付き（ 8-21-2 ）　・排水なし（ 8-21-1 ）
		・泥だまり、排水付き（ 8-21-3 ）
	・くつ洗い流し	・一槽型（ 8-22-1 ）　・二槽型（ 8-22-2 ）
	・ウッドデッキ	・（ 8-12-3 ）　・（ 8-12-4 ）　・図示による

内　部　仕　上　げ

下地の区分欄の略号

Ｃ：コンクリート下地、ALC下地、押出成形セメント板下地　　CB：コンクリートブロック下地
Ｓ：軽量鉄骨下地
Ｗ：木造下地　　FA：フリーアクセスフロア

床

特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	詳細番号
FS，KT，FT［NC］，［CT，CTS］，［HT］	（ 1-01-4)(増打厚さ　※10mm　・　）
タイル	（ 1-01-6)(張り代　※30mm　・　）
カーペット	（ 1-02-4又は5 ）
畳	（ 1-02-3)（・ポリスチレンフォーム床下地t=(40)を省略する）
天然木化粧複合フローリング	（ 1-02-8又は9 ）
RC，床用塗料，防塵用塗料	（ 1-01-3)(増打厚さ　※10mm　・　）
モルタル，防水モルタル	（ 1-01-1 ）防水モルタル厚さ　※15mm　・30mm　・
フリーアクセスフロア	（ 1-02-14：※ H=100　・ H=　）
	ＲＣ躯体面の指定仕上材（※ なし　・ 防塵用塗料塗り）
	指定仕上材（※ タイルカーペット　・ ＫＴ（Ｅ））

幅　木

特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	高さ(mm)	詳細番号
VB	※60　・75　・100　・	（ 2-11-1)（ 2-11-9 ）
WB(樹種　※杉　・　)	※60　・75　・100　・	（ 2-11-4)（ 2-11-10)CL仕上げ
FS(ビニル床シート立ち上げ)	※60　・75　・100　・	（ 2-11-2 ：アルミ製ジョイナー ）

壁・柱

特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	詳細番号
ボード張り(RC又はCB下地)	（ 2-03-6又は7)(GL工法　接着材の厚さ ※11～13mm ）
ボード張り（軽量鉄骨壁下地：一般壁）	（ 2-22-1)（ 2-24-5,6：継目処理の場合 ）
ボード張り（軽量鉄骨壁下地：遮音壁）	（ 2-23-1)（ 2-24-5,6：継目処理の場合 ）
内装タイル(RC又はCB下地)	（ 2-01-2 ）
モルタル	（ 2-02-12 ）
吸音材張り(RC又はCB下地)	（ 2-02-13 ）
地下二重壁	（ 2-41-1 ）

特記以外のボード類は下表による。

種別	厚さ(mm)	備　　考
GB-R	12.5	塗装仕上げ及び、壁紙張りの場合は継目処理（ 2-03-6又は7)（ 2-03-10又は11 ）ただし、仕上げ等行わない場合は突き付け（ 2-03-8又は9)（ 2-03-12又は13 ）とする。（二重張りは特記無き限り下張りは上張りと同厚のボードとする。）
ケイカル板	8	突付け（Ｖ目地）（ 2-03-17：下地張りはGB-S ） （ 2-03-12：下地張りは　・GB-S　・ケイカル板 ）

(1) 特記以外のコンクリート打放しの出隅面取りは10mmとする。（梁型とも）
(2) 特記以外の下がり壁（ 3-12-1 ※塩ビ製見切縁　・アルミ製見切縁）の仕上げは壁と同じとする。ただし下地張りは無しとする。
(3) 軽量鉄骨下地とRC又はCB下地のボード壁との一般壁の取合いは（ 2-24-4又は7 ※目透し ・継目処理 ）とする。
(4) ボード壁とサッシ取合いは（ 2-24-8 ）とする。
(5) 押入れ（ 6-46-1 ）の壁はGB-R厚さ12.5mm塗装なし突付けとする。
(6) 化粧ケイカル板を使用する場合の目地処理は
（・目地シーリング工法　・アルミジョイナー工法　・　　）とする。
(7) タイルを、軽量鉄骨壁下地のボード面に接着張りを行う場合のボードは、下地張りをＧＢ－Ｓ、上張りをケイカル板（突付け）とする。（ 2-03-13 ）

天　井

特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	厚さ(mm)	詳細番号
DR(フラットタイプ)	・9　・12	・（ 3-01-4 ）・
DR(凹凸タイプ)	・12　・15	・（ 3-01-4 ）・
ケイカル板	・6	・（ 3-01-2 ）・
GB-NC(T)	・9.5	・（ 3-01-2 ）・
RW-B又はGW-B張り	・25	・（ 3-01-12 ）・

(1) 軽量鉄骨天井下地は（ 3-21-1,2)（ 3-21-3)（ 3-41-1,2)（ 3-42-1,2 ）とする。
(2) 押入れ（ 6-46-1 ）の天井は　　厚さ12.5mm塗装なし突付けとする。
(3) 壁～天井の取合いは天井付き目地（ 3-11-3,4,7,8　※塩ビ製見切縁　・アルミ製見切縁 ）とする。
(4) DRの下張りは　※GB-R 12.5mm　・GB-NC 9.5mmとする。
(5) GB-NC(T)の大きさは　※910×455mm　・910×910mmとする。
(6) 塗装仕上げ及び壁紙張りの場合はGB-R厚さ12.5mm（継目処理）とする。
(7) 外部のDR(軒天)の下地張りはGB-S厚さ12.5mmとする。

内部詳細

・断熱材	種　別　※PF板打ち込み　・現場発泡断熱材 窓まわりなどの補修材は現場発泡断熱材とする。
	施工範囲　外壁　※内面がGB-R張り（GL工法）の床面から梁型下端まで（階段は除く）の部分（ 7-01-2 ） ・内面がGB-R張り（GL工法）の床面から屋根スラブ下面まで（階段は除く）の部分（ 7-01-1 ） ・図示による スラブ　・土層接地スラブ下面（機械室、電気室、自家発電機室は除く及び図示の範囲（ 7-01-2)(ただし、屋根スラブ下面を除く） ・図示による
・雨とい及び掃除口	※鋼管とい（ 5-32-1,2 ）　・
・カーテンボックス及びブランドボックス	※アルミニウム製（ 3-31-3 ）　・木製（ 3-32-1 ） ・
・扉	（１）壁当たりとなる開き戸の取付位置は壁面からの逃げ寸法を100mmとする。 （２）ＲＣまたはＣＢ壁に取付く建具は室外側枠納まりとする。
・階段手すり	※集成材（ 7-12-2～4,8 ）　・ ・ビニル製（ 7-12-5～7：通しのFBは38×9.0とする ）
・トラフ	・しま鋼板SOP、EP-G 又は溶融亜鉛めっき（ 1-21-3 ） ・ビニル床タイル（ 1-21-4 ）　・
・トイレブース	※既製品（へだての補強が必要な場合には、製造所の仕様による ）
・便所手すり	※（ 6-23-1～3)（ 6-25-1)（ 6-26-1～3 ）　・
・便所防水	※塗膜防水（ 1-31-2 ）　・
・流し台およびコンロ台	・（ 6-11-1 ）　・図示による
・流し上部水切り	・奥行き55mm（ 6-11-3 ）　・奥行き（　　mm)（ 6-11-4 ）
・吊戸棚	・（ 6-11-5 ）　・図示による
・フード	・（ 6-11-2 ）　・図示による
・和室出入口	※（ 6-42-1,2 ）　・（ 6-41-1 ）　・（ 6-41-2～5 ）　・図示による
・押入れ	※（ 6-46-1 ※天袋なし　・天袋あり））　・図示による
・脱衣箱	・（ 6-32-1 ）　・図示による
・くつふきマット	※排水付き（ 8-21-2 ）　・排水なし（ 8-21-1 ）
	・泥だまり、排水付き（ 8-21-3 ）
・タラップ	※（ 8-31-1 ）　・
・表示標識	・（ 8-42-1 ）　・（ 8-42-2 ）　・（ 8-43-1 ）　・（ 8-43-2 ）　・（ 8-43-3 ） ・（ 8-44-1 ）　・（ 8-44-2 ）　・（ 8-44-3 ）　・（ 8-44-4 ）
・木製受付カウンター	※（ 8-11-1 ）　・図示による
・コーナーカウンター	※（ 8-11-2 ）　・図示による
・木製コーナーガード	・（ 8-12-1 ）　・図示による
・木製腰壁	・（ 2-12-1 ）　・（ 2-12-2 ）　・図示による

階	室　名	床 下地	床 仕上げ	幅木 下地	幅木 仕上げ	壁・柱 下地	壁・柱 仕上げ	天井 下地	天井 仕上げ	備　考
1	機械室	－	－	C	ＲＣ	S	壁材素地のまま 鉄骨部ＤＰ（胴縁含む）	S	天井材表しのまま	

（設計者等表示欄）　※

※　設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

【上屋工の部】
A-15

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	仕上表		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮　尺	－	図面番号	54の31
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

共　通　事　項

表示略号

(1)本建具表の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
2) 記載の（○－○○－○）内の数字は建築工事標準詳細図（令和4年版）の詳細番号を示す。

略　号	建　　具	略　号	建　　具
AD	アルミ製戸	P	紙障子
AW	アルミ製窓	WD	木製戸
AG	アルミ製がらり		
S	鋼製三方枠	略　号	ガ　ラ　ス
SD	鋼製戸	P	フロート板ガラス
SW	鋼製窓	F	型板ガラス
SG	鋼製がらり	NF	網入型板ガラス
SS	重量シャッター	WF	線入型板ガラス
LD	鋼製軽量戸	NP	網入磨き板ガラス
LS	軽量シャッター	WP	線入磨き板ガラス
SSD	ステンレス製戸	HAP	熱線吸収フロート板ガラス
SSW	ステンレス製窓	Low-E	低放射ガラス
SSG	ステンレス製がらり	T（ ）	強化ガラス（材料板ガラス）
OHD	オーバーヘッドドア	IG（ ）	複層ガラス（材料板ガラス）
ACW	アルミ製カーテンウォール	HR（ ）	熱線反射ガラス（材料板ガラス）
PD	樹脂製戸	DS（ ）	倍強度ガラス（材料板ガラス）
PW	樹脂製窓	L（ ）	合わせガラス（材料板ガラス）
H	ふすま		

平面図表示建具金物記号

	ドアクローザー（ストップ付）
	ドアクローザー（ストップなし）
FH	フロアヒンジ
HC	ヒンジクローザ

平面図表示建具符号

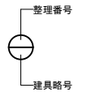

扉見込み寸法(mm)の目安

鋼製戸(SD)及びステンレス製戸(SSD)
40: H=2,400以下かつ扉1枚の幅=1,050以下(4-47,48-1の防火戸：H=2,100の場合扉1枚の幅=1,300以下)
50: H=2,400超2,700以下、又は扉1枚の幅=1,050超1,400以下(4-47,48-1の防火戸：H=2,400の場合扉1枚の幅=2,300以下、H=2,600の場合扉1枚の幅=2,100以下)
60: H=2,700超2,900以下、かつ扉1枚の幅=1,050超1,400以下(4-47,48-1の防火戸：H=3,000の場合扉1枚の幅=3,600以下)

鋼製軽量戸(LD)　36（製造所によっては40）
ふすま(H)　20（戸ふすまは30cm）
紙障子(P)　24

木製戸(WD)
30: H=1,000未満、扉1枚の幅＝950以下
36: H=2,000未満、扉1枚の幅＝950以下
40: H=2,400未満、扉1枚の幅＝950以下

形　状

(1) AW(H1,600以下)は中桟なしとする。
(2) 鋼製戸(SD)のうち、点検扉は特記以外は片面フラッシュ戸とする。
(3) 鋼製戸(SD)及び鋼製軽量戸(LD)のドアがらりは、鋼板 t=1.2（防火戸の場合 t=1.6 ダンパー付）とする。
(4) がらりは、内部は Ⅲ型とし、外部は Ⅰ型とする。
(5) ダクト接続のがらりには四方枠（ 4-52-7 ）を付ける。
(6) 排煙窓の適用は「備考」欄による。
(7) 特殊な性能（簡易気密、防音、断熱、耐震等）の建具の適用は（性能は特記仕様書による）「備考」欄による。
(8) 水切りの幅は、「備考」欄による。

仕上げ

(1) 特記以外の鋼板面は、合成樹脂調合ペイント塗り SOP(F☆☆☆☆) とする。
(2) LDの召合わせおよび縦小口包み板は（ ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ ）とする。
(3) 簡易気密型扉のクロロプレンスポンジゴム取合い部（扉側）はステンレス（SUS304）鋼板1.5mmとし、形状は建具製作所の仕様による。
(4) 特記以外のSDおよびLDのドアがらりは、合成樹脂調合ペイント塗り SOP(F☆☆☆☆) とする。
(5) ふすまの上張りの種類は、「備考」欄による。

建具金物

(1) ドアクローザー及びフロアヒンジの適用は、建具配置図（平面図等）による。なお、ドアクローザーの取付は原則として室内側とする。
(2) 壁当たりとなる開き戸は、壁面からの逃げ寸法を100mm程度とし、ドアクローザーの有無にかかわらず戸当たりを設ける。
(3) クレセント及び排煙窓の操作レバーの位置は、床面から1,500mm以下とする。
(4) 扉の把手は、原則としてレバーハンドルとし、握り玉の適用は「建具金物」欄による。
(5) 扉の把手類の取付位置は、床面から900mmとし、押板類は1,000mmとする。
(6) 自動ドアのセンサーの適用は、「備考」欄による。
(7) 防犯建物部品の適用は、「備考」欄による。
(8) 下表以外の建具金物は、「建具金物」欄による。ただし、既製建具は製造所の指定するものとする。

外部	一般扉	丁番、 シリンダー箱錠（片面サムターン）
	自由開き扉	フロアヒンジ（片自由、ストップ付き）、シリンダー本締り錠（片面サムターン）、押棒（引手）（内外共）はステンレス押棒（HL又はNo.2B仕上）（L≒400）程度
	自動ドア（ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ）	引戸用本締り錠（片面サムターン）
内部	一般室	ピボットヒンジ、シリンダー箱錠（片面サムターン）
	湯沸室	ピボットヒンジ、錠なし
	便所、洗面所	ピボットヒンジ、錠なし 押棒（引手）（内外共）はステンレス押棒（HL又はNo.2B仕上）（L≒400）程度
	鋼製軽量自閉装置付引戸	自閉・制御装置（ストップ付）、ステンレス製振れ止め軸 表示装置・非常開装置・大型サムターン付引き戸錠（ロッド式） 押棒（引手）（内外共）はステンレス押棒（HL又はNo.2B仕上）（L≒400）程度
	随時閉鎖式防火戸	ヒンジクローザー（ピボット型、ストップなし）、ケースハンドル錠
	点検扉	軸吊りヒンジ、点検口錠
	自由開き扉	押棒（引手）（内外共）はステンレス押棒（HL又はNo.2B仕上）（L≒400）程度
	窓	クレセント

防火戸

(1) ヒューズ装置、熱感知器、煙感知器との連動は「備考」欄による。
(2) 防火戸の種類は下表により、適用は「防火戸の種類」欄による。

種類		性　　能
特	特定防火設備（遮炎1時間）	耐火建築物及び準耐火建築物（以下「耐火建築物等」という）の各階において、特定の床面積以内ごとに設ける防火設備
		11階以上の各階において内装に不燃又は準不燃材料を用いた場合に、特定の床面積ごとに設ける防火設備
		耐火建築物等において用途が異なる部分の相互間に設ける防火設備
防	防火設備（遮炎20分）	耐火建築物等の外壁に設ける防火設備
		防火地域及び準防火地域以外の建築物の外壁に設ける防火設備
		11階以上の各階において内装に難燃材料を用いた場合に、特定の床面積ごとに設ける防火設備
		準耐火建築物に形成された竪穴の周囲に設ける防火設備
		木造建築物等において用途が異なる部分の相互間に設ける防火設備

自動ドア開閉装置

(1) 自動ドア開閉装置の適用及び引き戸用検出装置の種類の適用は、「備考」欄による。
(2) センサーの種類は、「備考」欄による。

車椅子使用者用便房の引き戸

※（ 6-27-1 ）　・（ 6-27-2 ）　・図示による

防火・防煙シャッター

※（ 4-49-1 ）　・図示による

建具枠・くつずり詳細図

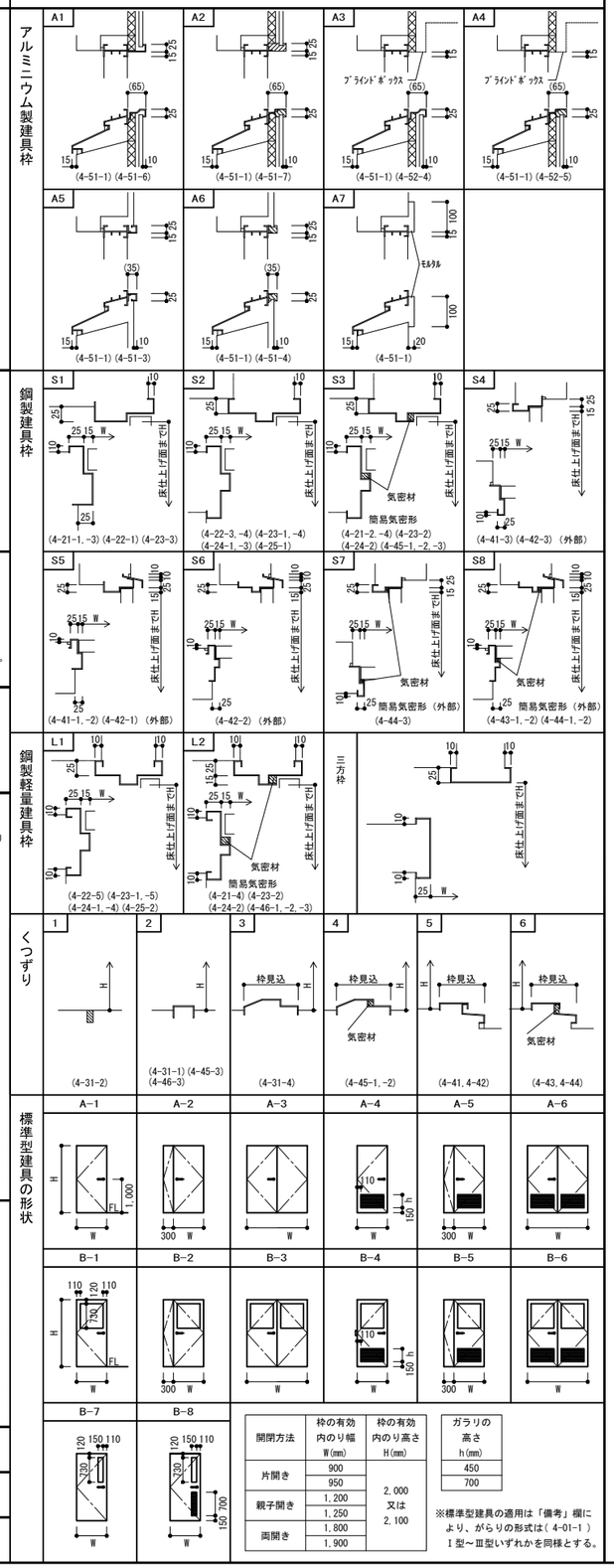

開閉方法	枠の有効内のり幅 W(mm)	枠の有効内のり高さ H(mm)
片開き	900	2,000 又は 2,100
	950	
親子開き	1,200	
	1,250	
両開き	1,800	
	1,900	

ガラリの高さ h(mm)
450
700

※標準型建具の適用は「備考」欄により、がらりの形式は（ 4-01-1 ）Ⅰ型～Ⅲ型いずれかを同様とする。

【上屋工の部】
A-18

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	建具表（１）		
年月日	令和　８年　１月　日		
縮　尺	―	図面番号	54の32
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

符号	建具形状 ( )内はらんまを示す 形状番号	建具分類	数量	寸法(mm) ( )内はらんまを示す 幅(W)	高さ(H)	建具枠 枠見込(mm)	枠廻り記号 枠ーくつずり	ガラス 種類	厚さ(mm)	防火戸の種類	建具金物	備考
1 SD		片開きフラッシュ戸	1	900	2,000	100	S8 — 4				付属金物一式、シリンダー箱錠 ドアクローザー：ストッパー付 レバーハンドル	標準型建具 塗装：ＤＰ塗
							—					
1 AW	C-2	アルミ引き違い窓	1	5,900	1,200	70	図示	P	5		付属金物一式	標準型建具 飛散防止ﾌｨﾙﾑ(3Mｽｺｯﾁﾃｨﾝﾄ SH2CLARX程度) 材質：ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙﾌｨﾙﾑ50μ～80μ程度
2 Aw	C-2	アルミ引き違い窓	2	4,100	1,200	70	図示	P	5		付属金物一式	標準型建具 飛散防止ﾌｨﾙﾑ(3Mｽｺｯﾁﾃｨﾝﾄ SH2CLARX程度) 材質：ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙﾌｨﾙﾑ50μ～80μ程度
							—					
1 SS		管理用重量シャッター	2	4,500	3,000		図示				非常時チェーン手動巻き上げ式 耐風圧仕様　特記仕様書による	スラットt=2.3　形状は製造業者による 製品には3方枠（水切り）含む 塗装：ＤＰ塗
							—					
1 AG		アルミ縦形ガラリ	2	1,080	1,200	100	図示					開口率30%
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					

符号	建具形状 ( )内はらんまを示す 形状番号	建具分類	数量	寸法(mm) ( )内はらんまを示す 幅(W)	高さ(H)	建具枠 枠見込(mm)	枠廻り記号 枠ーくつずり	ガラス 種類	厚さ(mm)	防火戸の種類	建具金物	備考
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					
							—					

AW-1
C-2

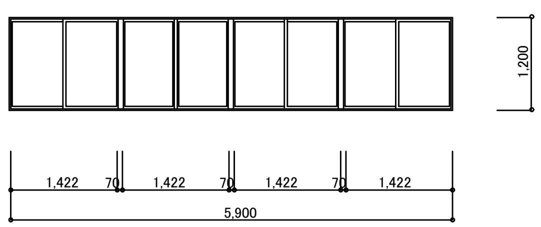

AW-2
C-2

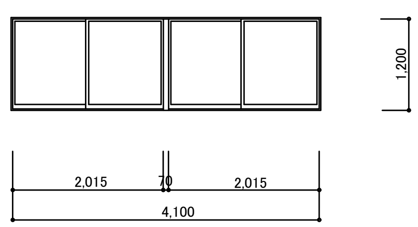

AG-1

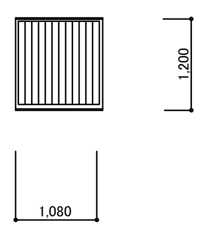

【上屋工の部】
A-19

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	建具表（２）		
年月日	令和　８年　１月　日		
縮尺	ー	図面番号	54の33
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

構造関係共通事項

1 総則

1.1 適用範囲

(1) 構造関係共通事項は、総則、構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図、耐震改修標準図、木造標準図）から構成される。
(2) 構造関係共通図(配筋標準図)は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。
(3) 構造関係共通図(鉄骨標準図)は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。

1.2 優先順位

(1) 設計図書の図面のうち配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
1. 構造図
2. 構造関係共通図（配筋標準図、鉄骨標準図、耐震改修標準図、木造標準図）

1.3 用語の定義

(1) 構造図とは、建築構造図のうち構造関係共通事項以外の図面をいう。
(2) 異形鉄筋の径(本文、図、表において「d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。
(3) 長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.4 記号等

図面で使用する記号等は、表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1 異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	●	×	⌀	■	○	⊙	⊗	◎

表1.2 各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S*	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
D0	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（ＣＢ壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（土　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別 片持スラブ形階段を受け、かつ耐力壁の種別 土圧を受け、かつ耐力壁の種別	W○○ KW○○	一般壁の種別 片持スラブ形階段を受け、かつ一般壁の種別

表1.3 梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築															

表1.4 スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質ポリ塩化ビニル管	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SGP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

表1.5 高力ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト（F10T、S10T）	●	●	●	●	●
溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）					

表1.6 普通ボルト径の記号

区分＼径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト	○	⊕	⊕	⊕	⊕

表1.7 溶接継手及び溶接面の分類別記号

分	類		記号
溶接継手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	B
		T型継手	T
		かど継手	C
	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	重ねアーク溶接（フレア溶接）		FL
溶接面	片面溶接		1
	両面溶接		2

表1.8 溶接の補助記号

区　分	補助記号
現場溶接	⚑
全周溶接	○
全周現場溶接	⚑○
断続溶接の長さ及び間隔	L － P

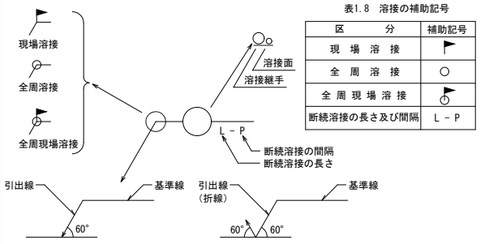

※特記無き限り、完全溶込溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

図1.1 溶接記号の記載例

構造関係共通図(配筋標準図)

1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径は、表1.1を標準とする。

表1.1 鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	鉄筋の種類	折曲げ内法直径(D) SD295、SD345		SD390
		呼び名	D16 以下	D19 ～ D38	D19 ～ D38
180°	4d 以上		3d 以上	4d 以上	5d 以上
135°	6d 以上				
90°	8d 以上				
135°及び90°（幅止め筋）	4d 以上 / 4d 以上				

1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は 4d 以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は構造図による。

2 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
(1) 柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

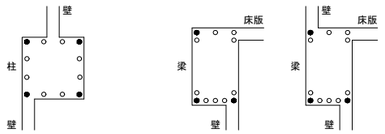

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

(2) 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
(3) 杭基礎のベース筋
(4) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3 継手及び定着

(1) 鉄筋の重ね継手
(ｱ) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(ｲ) 柱及び梁主筋並びに耐力壁の鉄筋を除き、鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	L_1（フックなし）	L_{1h}（フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

（注）1. L_1, L_{1h}: 重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図3.1に示すようにフック部分 Ω を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

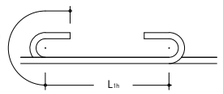

図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

(ｳ) 耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は表3.1の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値とする。

(ｴ) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、スラブ筋で D16以下の場合及び壁筋の場合は除く。

表3.2 隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	$a = 0.5\,L_{1h}$ / $a \geqq 0.5\,L_{1h}$
	フックなしの場合	$a = 0.5\,L_1$ / $a \geqq 0.5\,L_1$
溶接継手 ガス圧接継手	－	ガス圧接継手・溶接継手　$a \geqq 400$mm
機械式継手	－	カップラー　$a \geqq 400$mm、かつ、$a \geqq (b+40)$mm

(2) 鉄筋の定着
(ｱ) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	直線定着の長さ L_1	L_2	L_3 小梁	L_3 スラブ	フックあり定着の長さ L_{1h}	L_{2h}	L_{3h} 小梁	L_{3h} スラブ
SD295	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	－
	21	40d	35d			30d	25d		
	24, 27	35d	30d			25d	20d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d	（片持小梁の場合25d）	（片持スラブの場合25d）	35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24, 27	40d	35d			30d	25d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24, 27	45d	40d			35d	30d		
	30, 33, 36	40d	35d			30d	25d		

（注）1. L_1, L_{1h}: 2.から4.まで以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
2. L_2, L_{2h}: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
3. L_3　: 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4. L_{3h}　: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
5. フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Ω を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

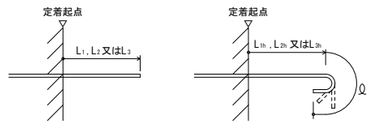

直線定着の長さ　　フックあり定着の長さ

図3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

(ｴ) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(a)、(b)及び(c)をすべて満足するものとする。
(a) 全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
(b) 余長は 8d 以上
(c) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは、表3.4に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上とする。

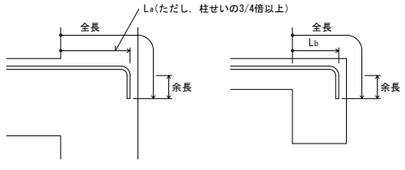

梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ　　小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ

図3.3 折曲げ定着の方法

表3.4 鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	L_a	L_b
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

（注）1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ
（基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。）
2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ
（片持小梁及び片持スラブを除く。）
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

(ｵ) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L_1は表3.1に、L_2及びL_3は表3.3による。

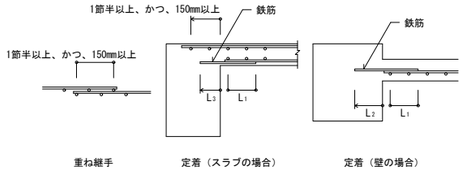

図3.4 溶接金網の継手及び定着

(ｶ) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

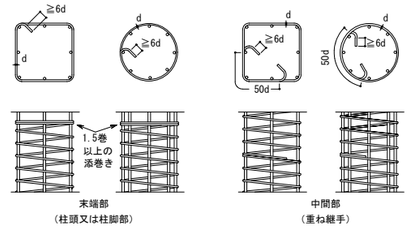

図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

(1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

構造部分の種別				最小かぶり厚さ(mm)
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。
また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。
2.「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合の基礎下端筋のかぶり厚さは、杭天端からとする。

(2) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

(3) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

(4) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
(ｱ) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(ｲ) 25mm
(ｳ) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値）の平均の1.5倍

Dは、鉄筋の最大外径

図4.1 鉄筋相互のあき及び間隔

(5) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(4)による。

(6) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

5.1 基礎梁

(1) 一般事項
(ｱ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。
(ｲ) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(2)(ｴ)による。

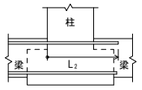

図5.1 梁筋の基礎梁内への定着

(2) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

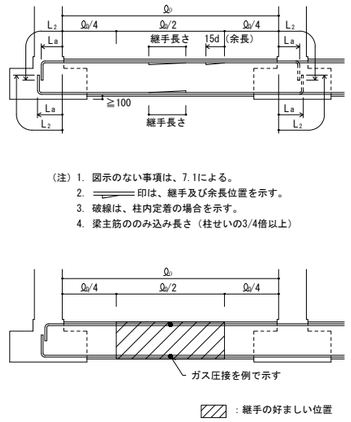

図5.2 主筋の継手、定着及び余長（その１）

（注）1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

(3) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、（4）による。

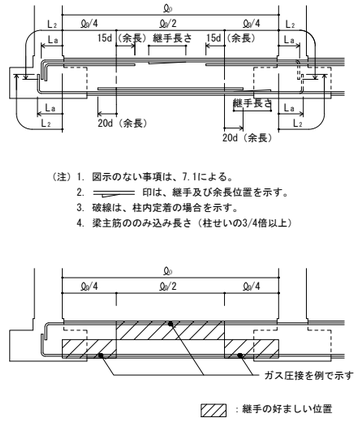

図5.3 主筋の継手、定着及び余長（その２）

（注）1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

【上屋工の部】
S-01

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	構造関係共通事項（その１）		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮　尺	－	図面番号	54の34
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

(4) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。
（耐圧スラブがつく場合を含む）

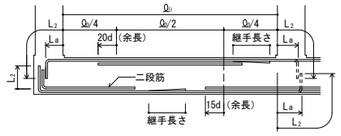

（注）1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

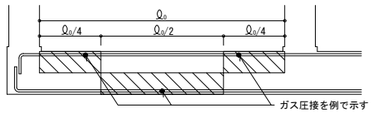

：継手の好ましい位置

図5.4　主筋の継手、定着及び余長（その３）

5.2　基礎梁のあばら筋等

(1) 一般事項
(ｱ) あばら筋の径および間隔は、構造図による。
(ｲ) あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(2)による。
また、副あばら筋組立の形及びフックの位置は7.2(3)による。
ただし、梁の上下にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

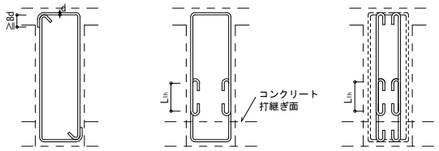

図5.5　あばら筋組立の形及びフックの位置

(2) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は構造図による。

(3) あばら筋の割付けは、7.2(4)による。

6.1　柱

(1) 一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、かつ、ho/4（hoは柱の内法高さ）以上離した位置とする。
(ｲ) 継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は、構造図による。

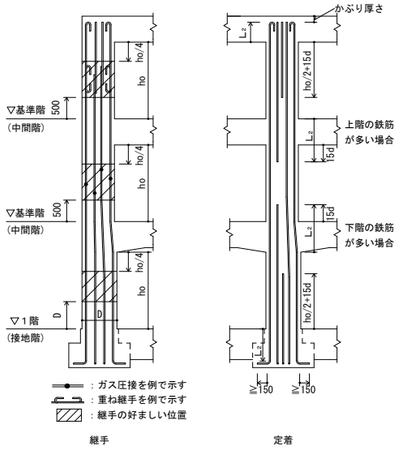

（注）1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表3.2［隣り合う継手の位置］による。
3. 継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1　柱主筋の継手、定着及び余長

(2) 柱打増し部
(ｱ) 打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
(ｲ) 土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

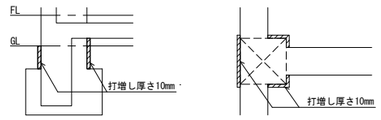

図6.2　柱打増し部

6.2　帯筋

(1) 帯筋の種類及び間隔は、構造図による。

(2) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。構造図に記載がなければ次による。
(ｱ) 形は、図6.3①とする。
ただし、H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-Ⅰ形とする。
(ｲ) 溶接する場合の溶接長さ L は、両面重ねアーク溶接の場合は 5d 以上、片面重ねアーク溶接の場合は 10d 以上とする。
(ｳ) SP形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

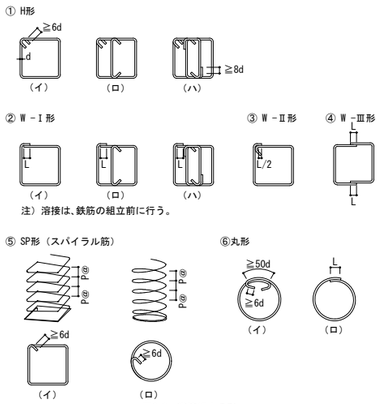

図6.3　帯筋組立の形

(3) フック及び継手の位置は交互とする。

(4) 帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は構造図による。

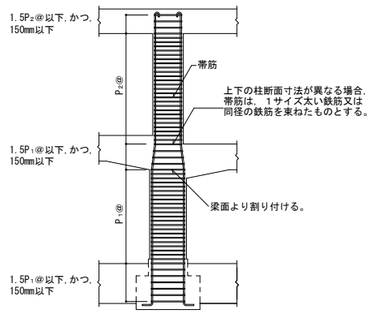

（注）1. 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@または1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
2. 図中のP1@、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4　帯筋の割付け

7.1　大梁

(1) 一般事項
(ｱ) 梁の上がり下がりは FLを基準とした寸法値とする。
(ｲ) 地中梁下の砂利地業厚及び捨てコンクリート地業厚は特記による。
(ｳ) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さは、打増し部分を含まない。

(2) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項
(ｱ) 継手中心位置は、次による。
上端筋：中央 ℓ0/2以内
下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、ℓ0/4を加えた範囲以内
(ｲ) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。
(ｳ) 梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

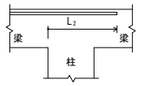

図7.1　梁主筋の梁内定着

(ｴ) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は3(2)(ｲ)による。
上端筋：曲げ降ろす
下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。
下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。
(ｵ) 梁にハンチをつける場合、その傾斜は構造図による。
(ｶ) 段違い梁は、図7.2による。

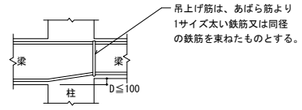

図7.2　段違い梁

(3) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

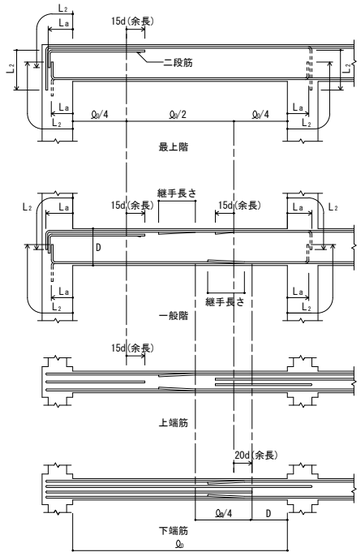

（注）1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.3　大梁の重ね継手、定着及び余長

(4) ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

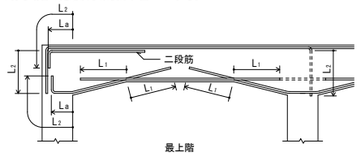

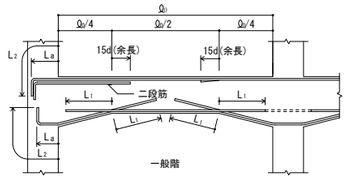

（注）1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
2. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、＝＝＝ のように引き通すことができる。
4. 破線は、柱内定着を示す。
5. 梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.4　ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2　あばら筋等

(1) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項
(ｱ) あばら筋の種類、径及び間隔は、構造図による。
(ｲ) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。
ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは構造図による。
(ｳ) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10 -1,000@程度とする。

(2) あばら筋組立の形及びフックの位置
(ｱ) 形は、図7.5.1 ①とする。
ただし、L形梁の場合は②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。
(ｲ) フックの位置
(a) ①の場合は交互とする。
(b) ②の場合は L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
(c) ③の場合は床版の付く側を 90°折曲げとする。

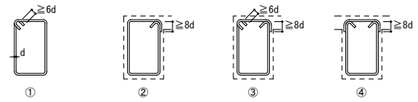

図7.5.1　あばら筋組立の形

(3) 副あばら筋組立の形及びフックの位置
形は、図7.5.2 ⑤または⑥とする。
ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。

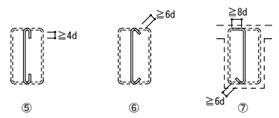

図7.5.2　副あばら筋組立の形

(4) あばら筋の割付け
(ｱ) 間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

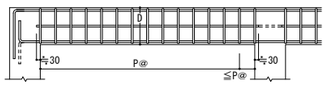

（注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、構造図のあばら筋の間隔を示す。

図7.6　あばら筋の割付け（その１）

(ｲ) 間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

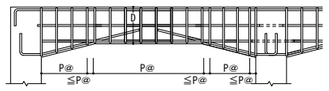

（注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、構造図のあばら筋の間隔を示す。

図7.7　あばら筋の割付け（その２）

(ｳ) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

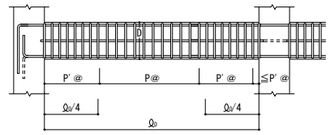

（注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@、P'@は、構造図のあばら筋の間隔を示す。

図7.8　あばら筋の割付け（その３）

(5) 腹筋及び幅止め筋
一般の梁は、図7.9による。

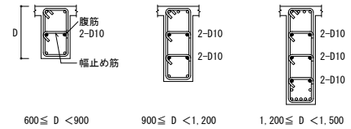

1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

図7.9　腹筋および幅止め筋

7.3　小梁

(1) 小梁主筋の継手、定着及び余長
連続小梁の場合は、図7.10による。

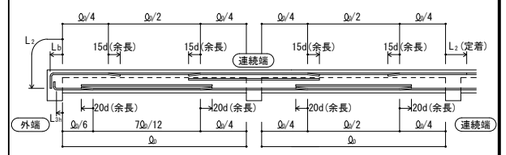

（注）1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。

図7.10　小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

(2) 単独小梁の場合は、図7.11による。

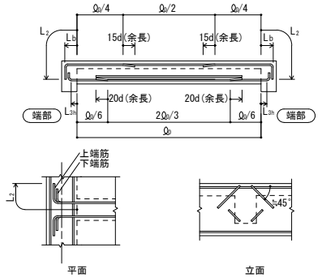

（注）1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。

図7.11　小梁主筋の継手、定着及び余長（その２）

(3) あばら筋は、7.2による。

7.4　片持梁

(1) 片持梁主筋の定着及び余長
(ｱ) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。

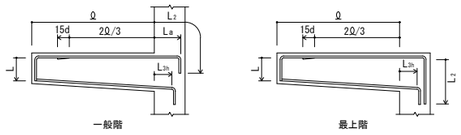

（注）1. 図示のない事項は、7.1による。
2. ═══ 印は、余長位置を示す。
3. 先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12　片持梁主筋の定着及び余長

【上屋工の部】
S-02

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	構造関係共通事項（その２）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	―	図面番号	54の35
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

(ｲ) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。

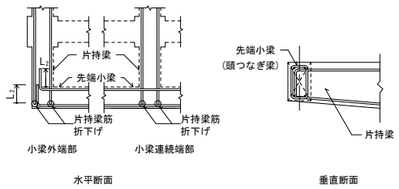

(注) 1. 図示のない場合は、(ｱ)による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13 片持梁主筋の定着

(2) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

(1) 一般事項
(ｱ) 一般壁筋の重ね継手の長さはL_1とし、耐力壁筋の重ね継手の長さは特記による。また、定着の長さは、L_2とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。
(ｲ) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。
(ｳ) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

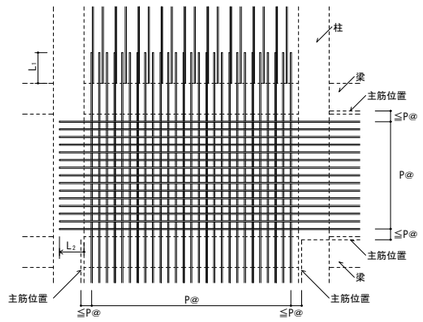

(注) 図中のP@は、構造図の壁筋の間隔を示す。

図8.1 壁の配筋

(2) 壁の配筋は表8.1により、種別は構造図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(3) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は構造図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋		断面図 (mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1 KA3
	横筋	D10-200@ダブル		
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2 KA4
	横筋	D10-200@ダブル		

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(4) 土圧を受ける壁の配筋は、構造図による。

(5) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

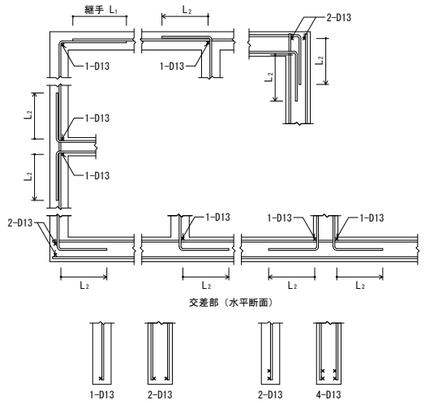

図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(1) 壁開口部の補強
(ｱ) 耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋（A形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋（B形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(ｲ) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

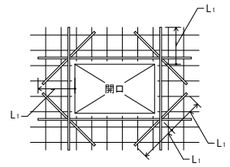

図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(2) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。
(2) 土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は特記による。
(3) 土間コンクリート補強筋(D0)の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。
(4) スラブの配筋（S形配筋）は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 1	D13-100@	D13-100@
S 2	同 上	D13-150@
S 3	同 上	D10,D13-150@
S 4	D13-150@	D13-150@
S 5	同 上	D10,D13-150@
S 6	同 上	D10-150@
S 7	D10,D13-150@	D10,D13-150@

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 8	D10,D13-150@	D10-150@
S 9	同 上	D10-200@
S10	D10,D13-200@	D10,D13-200@
S11	同 上	D10-200@
S12	同 上	D10-250@
S13	D10-200@	D10-200@
S14	同 上	D10-250@

(注) 上端筋，下端筋とも同一配筋とする。

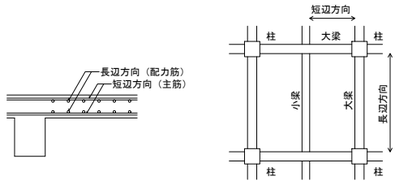

図9.1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
(6) 原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さは L_1とする。
(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

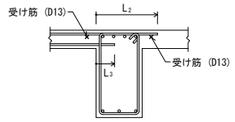

図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その１）

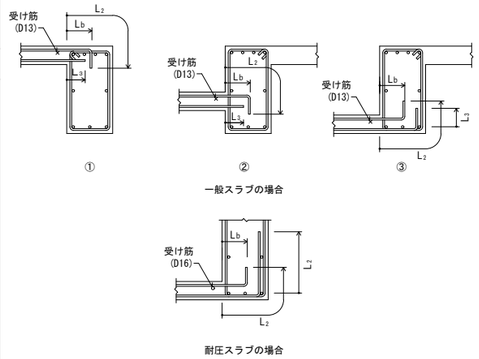

図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その２）

9.2 片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材または現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は、構造図による。
片持スラブの配筋は、次による。
(1) 片持スラブの配筋（CS形配筋）は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別、配力筋及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10,D13-150@
	下	D10,D13-300@
CS4	上	D10,D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10,D13-200@
	下	——
CS7	上	D10-200@
	下	——

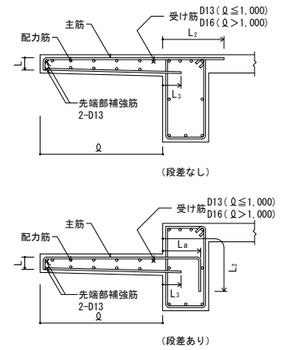

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋（CS1からCS5）

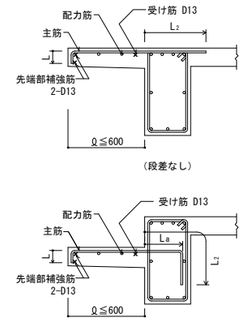

(注) 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5 片持スラブの配筋（CS6及びCS7）

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

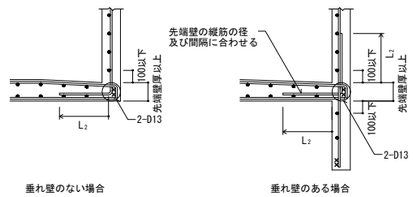

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隔部
(ｱ) 出隔部の補強筋は構造図により、配筋方法は、図9.7による。
(ｲ) 出隔受け部分（図9.7の斜線部分）の補強筋は構造図による。

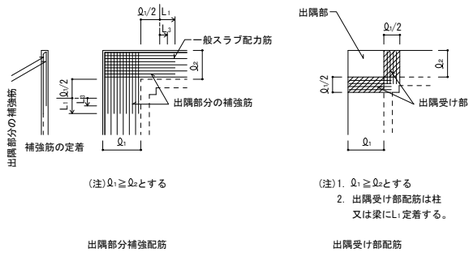

図9.7 片持ちスラブ出隔部の補強配筋

9.3 スラブ等の補強

(1) スラブ開口部の補強
スラブ開口部の補強方法は、構造図による。構造図になければ、(ｱ)(ｲ)による。
(ｱ) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13（Ω=2L1）シングルを上下筋の内側に配筋する。

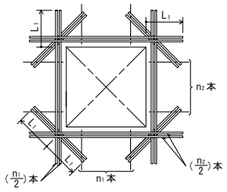

図9.8 スラブ開口部の補強配筋

(ｲ) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(2) 屋根スラブの補強
屋根スラブの出隔及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

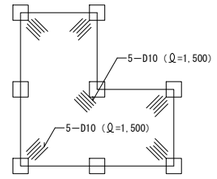

図9.9 出隔及び入隅部の補強配筋

(2) 土間スラブの打継ぎ補強
基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S形の配筋によるものをいう。

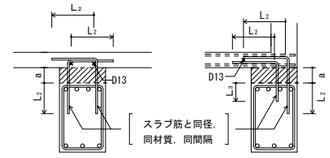

(注) a ≦300の場合

図9.10 打継ぎ補強配筋

(4) 土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、構造図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

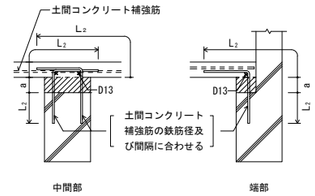

(注) a ≦300の場合

図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

t：スラブ厚さ

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	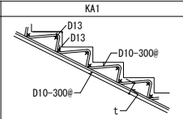	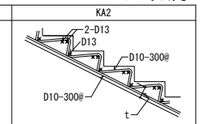
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	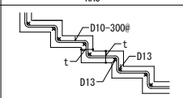	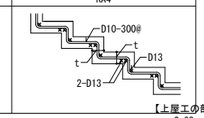

【上屋工の部】
S-03

工 事 名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	構造関係共通事項（その３）		
年 月 日	令和 ８年 １月 日		
縮 尺	―	図面番号	54の36
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

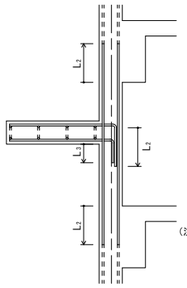

（注）1. 壁配筋は、8.1(3)による。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3［鉄筋の定着の長さ］のL_2とする。

図10.1　片持スラブ形階段配筋の定着

10.2　二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材または現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は構造図による。
二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.2　二辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200@
KB2	D13-150@
KB3	D13-100@
KB4	D13, D16-150@
KB5	D16-150@
KB6	D16-125@
KB7	D16-100@

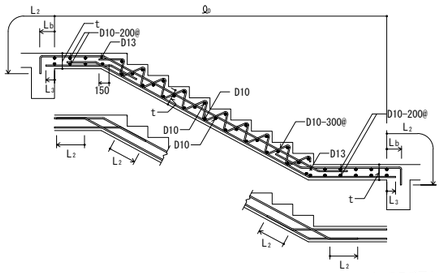

t：スラブ厚さ

図10.2　二辺固定スラブ形階段配筋（その１）

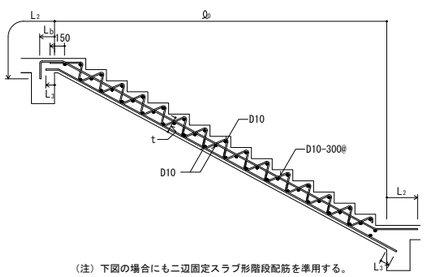

（注）下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

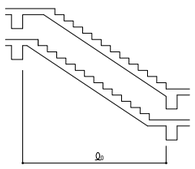

t：スラブ厚さ

図10.3　二辺固定スラブ形階段配筋（その２）

11.1　梁貫通孔

(1) 梁貫通孔は、次による。
(ｱ) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。
(ｲ) 孔の径は、梁せいの1/3以下とする。
(ｳ) 孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3（Dは梁せい）の範囲には孔を設けてはならない。
(ｴ) 孔は、柱面から原則として、1.5D 以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
(ｵ) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の 3倍以上とする。
(ｶ) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
(ｷ) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。
(ｸ) 溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
(ｹ) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13φのリング筋を取り付ける。
なお、リング節は、溶接金網に 4箇所以上溶接する。
(ｺ) 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。
(ｻ) 他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。

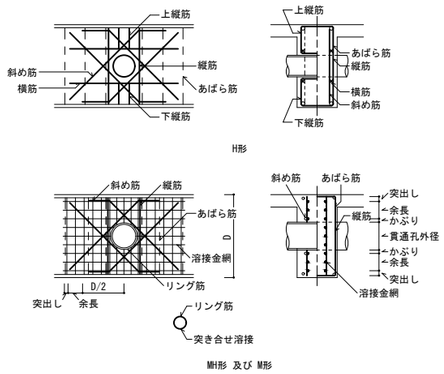

図11.1　梁貫通孔補強筋の名称等

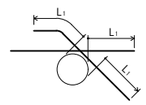

図11.2　補強筋の定着長さ

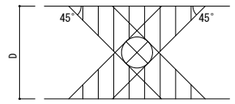

図11.3 他の開孔を設けない範囲

(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は構造図による。

表11.1　H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

（注）― ― ― は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2　MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH1	2-2-D13	なし	なし	
MH2		2-2-D13		
MH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH4	4-2-D13			
MH5	4-2-D16			
MH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100@	
MH7	4-2-D19			

（注）― ― ― は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2　コンクリートブロック帳壁との取合い

(1) 控壁は、次による。
(ｱ) 控壁の配置は、構造図による。
(ｲ) 配筋は、図11.4による。

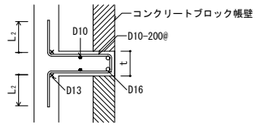

図11.4　控壁の配筋（水平、垂直とも）

(2) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

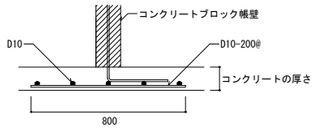

図11.5　壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3　パラペット

パラペットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

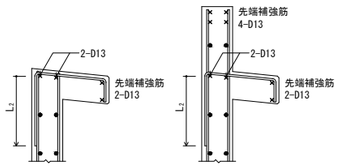

図11.6　パラペットの先端補強筋

【上屋工の部】
S-04

工 事 名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図 面 名	構造関係共通事項（その４）		
年 月 日	令和　８年　１月　　日		
縮　　尺	―	図面番号	54の37
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

構造関係共通図(鉄骨標準図)

1-1 縁端距離及びボルト間隔

(1) 縁端距離及びボルト間隔
縁端距離及びボルト間隔は、表1.1による。ただし、引張材の接合部分において、せん断力を受けるボルトが応力方向に3本以上並ばない場合の縁端距離は、構造図による。構造図になければ、ボルト軸径の2.5倍以上とする。
また、アンカーボルトの縁端距離は構造図による。

表1.1　縁端距離及びボルト間隔　（単位mm）

ねじの呼び	縁端距離 e	ボルト間隔 p
M12 M16 M20 M22	40	60
M24	45	70

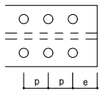

(2) 千鳥打ちのゲージ及びボルト間隔
千鳥打ちのゲージ及びボルト間隔は、表1.2による。

表1.2　千鳥のゲージ及びボルト間隔　（単位mm）

ゲージ g	千鳥打ちのボルト間隔　Pt ねじの呼び M16,M20,M22	M24
35	50	65
40	45	60
45	40	55
50	35	50
55	25	45
60	－	40

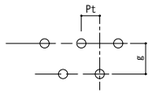

(3) 形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径
形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径は、表1.3による。

表1.3　形鋼のゲージ及びボルトの最大軸径　（単位mm）

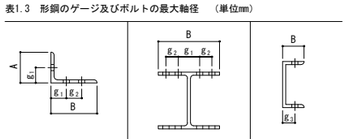

A又はB	g_1	g_2	最大軸径	B	g_1	g_2	最大軸径	B	g_3	最大軸径
45	25		12	100	60		16	50	30	12
50	25		12	125	75		16	65	35	20
60	35		16	150	90		22	70	40	20
65	35		20	175	105		22	75	40	22
70	40		20	200	120		24	80	45	22
75	40		22	250	150		24	90	50	24
85	45		22	300	150	40※1	24	100	55	24
90	50		24	350	140	70	24			
100	55		24	400	140	90	24			
125	50	35	24							
130	50	40	24							
150	55	55	24							
175	60	70	24							
200	60	90	24							

※1　千鳥打ちとした場合

1-2 溶接継手の種類別開先標準

本標準図に記載の無い開先標準は、JASS6の付則5「完全溶込み溶接・部分溶込み溶接の開先標準」による。

隅肉溶接(F)の開先標準

（単位：mm）

H（被覆アーク溶接、ガスシールドアーク溶接及びセルフシールドアーク溶接）		
1（片面溶接）	2（両面溶接）	
t ≦16	t ≦16	16＜ t ≦40

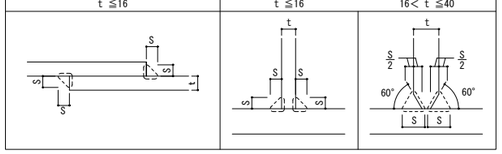

隅肉溶接のサイズ

（単位：mm）

t	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	19	22	25	28	32	36	40
s	3	4	5	5	6	7	8	8	9	10	10	11	12	11	13	15	17	19	21	24

重ねアーク溶接（フレア溶接）(FL)の開先標準

（単位：mm）

H（被覆アーク溶接、ガスシールドアーク溶接及びセルフシールドアーク溶接）			
1（丸鋼等片面溶接）	2（丸鋼等両面溶接）	3（軽量形鋼Ｖ形溶接）	4（軽量形鋼レ形溶接）

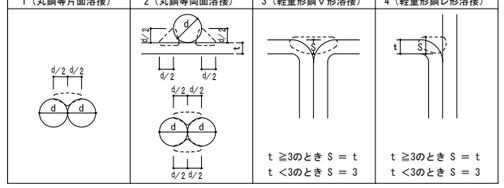

1-3 鋼管分岐継手詳細

自動機械により開先加工を行う場合はこの限りではない。　（単位：mm）

適用管厚　3.2mm≦t≦12mm
交角　30°≦θ≦150°

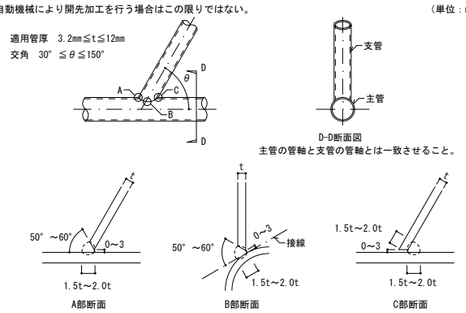

D-D断面図
主管の管軸と支管の管軸とは一致させること。

A部断面　B部断面　C部断面

1-4 鉄骨溶接施工

(1) エンドタブ・裏当て金の鋼材の種別及び引張強さによる区分は、母材と同等とする。
(2) エンドタブ
エンドタブの形状は母材と同厚・同開先のものとする。

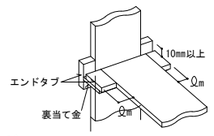

溶接方法	ℓm
手溶接	35以上
半自動溶接	38以上
自動溶接	70以上

(3) 裏当て金
(ｱ) 裏当て金の組み立て溶接は、接合部に影響を与えないように、エンドタブの位置又は梁フランジ幅の1/4の位置に行い、梁フランジ両端から10mm以内の位置には行ってはならない。
(ｲ) 完全溶込み溶接の片面溶接に用いる裏当て金は原則としてフランジの内側に設置する。

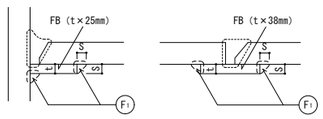

裏当て金の厚さ　（単位：mm）

溶接方法	t
手溶接	6以上
半自動溶接	9以上
自動溶接	12以上

溶接のサイズ　（単位：mm）

裏当て金の厚さ	S
t≦9	5
t＞9	9

(4) スカラップ
改良型スカラップ
(ｱ) スカラップ半径Sr_1は35mmとする。Sr_2は10mmとする。
(ｲ) スカラップ円弧の曲線は、フランジに滑らかに接するように加工し、複合円は滑らかに仕上げる。

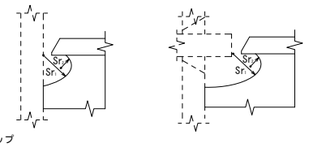

従来型スカラップ
スカラップ半径Srは35mmとする。

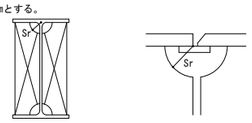

(5) スニップカット
(ｱ) スニップカット部は溶接により埋めるものとする。

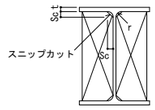

(ｲ) スニップカットの寸法は、下表による。ただし、既製形鋼のスニップカットについては、Sc=r+2により求めるものとする。

t	6	9	12	16以上
Sc	10	12	14	15

(6) 溶接部分の段差
完全溶込み溶接を行う部分の板厚の差による段違いが10mmを超える場合、又は低応力高サイクル疲労を受ける場合

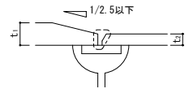

1-5 重ねアーク溶接（フレア溶接）を行う場合の溶接長さ

鉄筋又は軽量形鋼に重ねアーク溶接（フレア溶接）を行う場合の溶接長さ（L）は、ビードの始点（La）及びクレーター（Lb）を除いた部分の長さとする。

L：片面フレア溶接の場合　10d
　両面フレア溶接の場合　5d

La及びLbは 1d（軽量形鋼については 1S ）以上
　d：異形鉄筋の呼び名に用いた数値
　S：溶接のサイズ

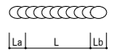

1-6 梁貫通孔補強

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨梁ウェブ部材に貫通孔を設ける場合は、次による。
(ｱ) 貫通孔の内径寸法は、鉄骨せいの1/2以下かつ鉄筋コンクリート梁せいの1/3以下とする。
(ｲ) 貫通孔間隔は、両側の貫通孔径の平均値の、鉄骨造で 2倍以上、鉄骨鉄筋コンクリート造で 3倍以上確保する。

梁貫通孔の位置の限度（単位：mm）

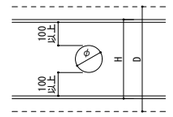

H ：鉄骨せい
D ：はりせい
φ：貫通孔内径寸法
（φ≦H/2かつφ≦D/3）

(2) 貫通孔の補強方法は、構造図による。
補強プレート法及び補強トラス法の溶接等は、以下による。
補強プレート法
(ｱ) 補強プレートが16mm以上となる場合は、必要な長さの1/2以上の補強プレートをウェブ両面から溶接する。
(ｲ) 補強プレートは丸型としても良い。上下フランジとのあき50mmについては施工性を考慮して小さくすることもできる。
補強プレート法
(ｱ) 補強プレートが16mm以上となる場合は、必要な長さの1/2以上の補強プレートをウェブ両面から溶接する。
(ｲ) 補強プレートは丸型としても良い。上下フランジとのあき50mmについては施工性を考慮して小さくすることもできる。

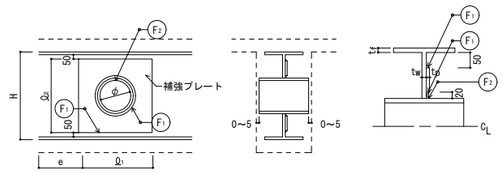

Q_1は3φまたはQ_2のうち小さい方とする。　（ e ≧ H とする）
e：材端と補強プレートの間隔

1-7 その他

(1) 広幅平鋼の取り扱いについて
BH材のフランジ及びフランジに使用する外側スプライスプレートは、PL表記であっても FB又はPLとする。

(2) フィラープレートの材質
フィラープレートを使用する場合、材質はSS400とする。

【上屋工の部】
S-05

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	構造関係共通事項（その５）		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮尺	―	図面番号	54の38
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　設計図

特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　茨城県常陸大宮市小場地先

２．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
上屋	鉄骨造	地上１階	205.96			

３．工事種目（○印のついたものを適用する）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別					屋外
⊙ 電灯設備	一式					
・ 動力設備	一式					
・ 電気自動車用充電設備	一式					
・ 電熱設備	一式					
・ 雷保護設備	一式					
・ 受変電設備	一式					
・ 電力貯蔵設備	一式					
・ 発電設備	一式					
・ 構内情報通信網設備	一式					
・ 構内交換設備	一式					
・ 情報表示設備	一式					
・ 映像・音響設備	一式					
・ 拡声設備	一式					
・ 誘導支援設備	一式					
・ テレビ共同受信設備	一式					
・ 監視カメラ設備	一式					
・ 駐車場管制設備	一式					
・ 防犯・入退室管理設備	一式					
・ 火災報知設備	一式					
・ 中央監視制御設備	一式					
・ 構内配電線路						一式
・ 構内通信線路						一式
・ テレビ電波障害防除設備						一式

４．指定部分　⊙無　・有　対象部分（　　）
指定部分工期　　年　　月　　日

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、⊙を付けたものを適用する。
⊙公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
(改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、令和7年版(電気設備工事編)とする。)
⊙公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。)

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の特記仕様書は(M-01)図、建築工事の特記仕様書は(A-01～06)図による。

２．特記仕様
項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
１ 適用区分	（１）建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速（Vo=　　m/s） 地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・ 積雪荷重 建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　） （２）地域 ・ 一般地域　・ 重耐塩地域　・ 耐塩地域
② 環境への配慮	（１）本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。
③ 機材の品質等	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 機材等：LED照明器具（一般屋内用に限る。）／照明制御装置／可変速運転用インバータ装置／分電盤／制御盤／キュービクル式配電盤／高圧スイッチギア（ＣＷ）／高圧スイッチギア（ＰＷ）／高圧交流遮断器／高圧進相コンデンサ／高圧限流ヒューズ／高圧負荷開閉器／高圧変圧器（特定機器）／交流無停電電源装置／太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）／監視カメラ装置／中央監視制御（監視制御装置）
④ 電源周波数	⊙ ５０Ｈｚ　・　６０Ｈｚ
５ 電気工事士	最大電力５００[ｋＷ]以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
６ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。 構内につくることが　・　できる　・　できない
⑦ 足場その他	⊙ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の（１）手すり据置方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場 ・ 外部足場
８ 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ・ 現場説明書による。
⑨ 設備機器の固定等	（１）下記①、②の設計用地震力に基づき設備機器の固定を行う。 ①設計用水平地震力 機器の重量に、次に示す設計用標準水平震度及び地域係数（１．０）を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階(注1) 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備　考】（※1）：水槽類にはオイルタンク、燃料小出タンクを含む。

上層階とは２階～６階建の場合は最上階、７～９階の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・ 配電盤　・ 発電装置(防災電源用)　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置
・ 交換装置　・ 自動火災報知受信機　・ 中央監視制御装置　・ 通信総合盤
②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（２）横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

項目	特記事項
⑩ 配管本数・管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の２次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数及び管径等は図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。
⑪ 金属製電線管の仕上げ	露出配管の仕上げは次による。 屋外 ・ 厚鋼電線管は、溶融亜鉛めっき仕上げ付着量300g/㎡以上のものとする。 ・ 塗装あり（場所：　　） 屋内 ⊙ 塗装なし ・ 塗装あり（場所：　　）
１２ 非常用照明装置の照度測定箇所数	測定数　　箇所以上　測定し監督職員に報告する。
１３ 盤類等の色彩計画	事務室等に設けるＯＡ盤、分電盤、端子盤の鋼板製キャビネット等、及び意匠上配慮する必要のある機器（天井面に設置する機器含む）の色彩計画を監督職員に提出するものとする。
⑭ プレートの材質	フラッシュプレート　⊙ 金属製（ステンレス、新金属を含む）・ 樹脂製（　　）
１５ 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他はニ重天井を示す。
１６ インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力[kW]		0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5

電動機出力[kW]		30	37	45	55	75
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5

備考
(1)　規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2)　0.4kWの規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
(3)　0.75kW以上の規約効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

⑰ 接地極

接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とする。
接地棒ＥＢ(10φ)はW=30mm、L=900mm（測定用は、L=1,000mm）、接地棒ＥＢ(14φ)は、W=40mm、L=1,200mm としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・ 共同接地	E_{AD}	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ 共同接地	E_{ACD}	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ Ａ種接地	E_A	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ Ｂ種接地	E_B	Ω以下	EB(14φ)×3連－1組
・ Ｃ種接地	E_C	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ Ｄ種接地	E_D	100Ω以下	EB(10φ)×1　(L=1,000mm)
・ Ｄ種接地	$E_{D(FLB)}$	100Ω以下	EB(10φ)×1　(L=1,000mm)
・ 高圧避雷用	E_{IA}	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ 交換装置用	E_t	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ 通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	EB(14φ)×3連－2組
・ 通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	EB(10φ)×1　(L=1,000mm)
・ 電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB(10φ)×1　(L=1,000mm)
・ 測定用	E_O		EB(10φ)×1　(L=1,000mm) 又は(L=900mm、W=30mm)

項目	特記事項
⑱ 取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高 [mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（バリアフリートイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ,ﾃﾚﾋﾞ端子(一般)	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800～1,300
コンセント（車椅子用）	床上～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱（低圧）	地上～中心	1,800～2,200
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500
開閉器箱	〃	1,500（上端1,900以下）
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
雷保護用接地端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス(壁掛形)	地上～給油口	1,000
端子盤（EPS・電気室）	床上～中心	1,500
壁付電話機	床上～中心	1,300
親時計	〃	1,500
子時計、スピーカ	〃	(天井高)×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	(天井高)×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
呼出ボタン（バリアフリー　トイレ）	〃	900、（400）
復帰ボタン（バリアフリー　トイレ）	〃	1,300
廊下表示灯（バリアフリー　トイレ）	〃	2,000
テレビ機器収容箱（ＥＰＳ）	〃	1,800
入退室管理装置(カードリーダ、暗証番号入力装置、ﾊﾞｲｵﾒﾄﾘｸｽ照合装置)	〃	1,300
火報受信機（複合盤）、副受信機	床上～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	(天井高)×0.9
表示灯	〃	(天井高)×0.8
連動制御器	〃	1,500
自動閉鎖装置（防火戸用）	床上～中心	1,500
ガス漏れ検知器（液化石油ガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	(天井面)-200(壁面取付の場合)

（備考）　(天井高)×0.9 及び (天井高)×0.8 は天井高が　2,500～3,000mm の場合に適用する。
注）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監督職員と協議する。
呼出ボタン（バリアフリー トイレ）の取付け高さ（４００）は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

⑲ 他工事又は他工種との取合い　　工事区分表による。　ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

２０ 施工調査
事前調査（・本工事　・別途　）
調査項目（・既存資料調査　・　）
調査範囲（・図示　・　）
調査方法（・図示　・　）
・ 石綿事前調査（貸与資料　○有　○無））
・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。

２１ ケーブルの種類　　EM-高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395「6600V 架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。

呼称(図示記号)	種類
6kV EM-CE	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET	6600V ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CET/F(EE))

（設計者等表示欄）※

※設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する

【上屋工の部】
E-01

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	特記仕様書（電気設備）		
年月日	令和　８年　１月　　日		
縮尺	―	図面番号	54の39
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　茨城県常陸大宮市小場地先

２．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	耐震安全性の分類	備考
上屋	鉄骨造	地上１階	205.96㎡		特定の施設	新築

３．工事種目（●印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 上屋					屋外
○ 空気調和設備	一式					一式
● 換気設備	新設一式					
○ 排煙設備	一式					
○ 自動制御設備	一式					一式
○ 衛生器具設備	一式					
○ 給水設備	一式					一式
○ 排水設備	一式					一式
○ 給湯設備	一式					一式
○ 消火設備	一式					一式
○ 厨房設備	一式					
○ ガス設備	一式					一式
○ 撤去工事	一式					一式

４．指定部分　● 無　○ 有

５．設備概要　（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空調方式	○
主要熱源機器	○
自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
給水方式	○ 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　○ 水道直結方式　○ 水道直結増圧方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○ 合流式　○ 分流式） ポンプ排水　○ 有（○ 汚物　○ 雑排水　○ 湧水）　○ 無 建物外放流先 （１）汚　水　○ 直放流下水管　○ （２）雑排水　○ 直放流下水管　○
消火設備の種類	○ 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（○　　）

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
- ● 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ● 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和７年版)(以下「標準図」という。)

（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（E-01）図、建築工事の特記仕様書は（A-01～06）図による。

２．特記仕様
章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
○ 一般共通事項	● 環境への配慮	（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月変更閣議決定）」による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 （２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 **①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、**保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ｼﾞｎ-ブチル及びフタル酸ｼﾞ２-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	● 材料・機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

○ 工事用仮設物　構内につくることが　○ できる　○ できない

● 足場その他
- ● 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
（● 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。）
- ○ 本工事で設置する。
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。
  - ○ 内部足場等（○単管足場　○くさび緊結式足場　○枠組足場 ）
  - ○ 外部足場等（○単管足場　○くさび緊結式足場　○枠組足場　○高所作業車 ）

○ 建設発生土の処理　○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○ 現場説明書による。

○ 埋戻し土・盛土　○ 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類

○ 運転操作説明板　系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。

○ 機材の承諾図　機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督職員の指示による。

○ 総合試運転調整　○ 本工事 ○ 別途
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
- ○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定
- ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 騒音の測定　○ 飲料水の水質の測定
- ○

○ 電動機　換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

● 電源周波数　● ５０Ｈｚ　○ ６０Ｈｚ

○ 容量等の表示
（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として機器表に表示された数値以下とする。

●設備機器の据え付け　下記（１）、（２）の設計用地震力に基づき設備機器の固定を行う。
（１）設計用水平地震力は、機器の重量（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に地域係数（　　）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	● 特定の施設 重要機器	● 特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
- ・重要機器は次による。
  - [名称：　　、記号：　　]、[名称：　　、記号：　　]
  - [名称：　　、記号：　　]、[名称：　　、記号：　　]
  - [名称：　　、記号：　　]、[名称：　　、記号：　　]
  - [名称：　　、記号：　　]、[名称：　　、記号：　　]
- ・水槽類にはオイルタンクを含む。

（２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

○ 地中埋設標等
（１）地中埋設標　○ 要（図示による。）　○ 不要
（２）埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く。）　○ 不要

○ 配　管
（１）ステンレス配管の接合は、下記による。
○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手（　　））
（２）溶接部の非破壊検査 ○ 要
（抜取率　○標準仕様書(機械設備工事編)による　　○　　%）

○ 絶縁継手　取り付け箇所及び仕様は図示による。

○ 保　温　○屋外露出部の（○機器類 ○配管類）には(○凍結防止ヒーター ○防凍保温)を行う。なお、配管類には弁類を含むものとする。
（対象機器類：○　　○　　○　　○　　）
（対象配管類：○給水管　○ 消火管　○ 膨張管　○ ドレン管 ）
凍結防止ヒーター：自己サーモ式とし、防凍保温を施すものとする。
防凍保温　　：標準仕様書第２編３．１．４及び３．１．５によるものとする。但し、保温厚さは配管の呼び径２５以下は５０mm以上、呼び径３２以上は４０mm以上とする。
○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　）を適用する。
○ 多湿箇所は下記の場所とする。(天井内共多湿箇所とする。)
（○　　○　　○　　○　　）
○ 屋内露出(○ 実験室 ○　　)の保温外装は(○ アルミガラスクロス ○　　)とする。

○ 塗装及び仕上げ　露出機材の塗装及び仕上げは下記による。
○屋外：○ドレン管　（○指定色塗装　○　　）
○金属電線管　（○溶融亜鉛メッキ仕上げ[付着量300g/㎡以上] ○指定色塗装）
○屋内：○　　（○指定色塗装　○　　）

● 電線類　電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。

○ 天井仕上区分　（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

○ 吊り及び支持　（１）（○ 槽内 ○　　）の吊り金物・支持金物類はｽﾃﾝﾚｽ鋼製(SUS304)とする。

○ 施工調査　事前調査　○ 本工事
調査項目　○ 既存資料調査
調査範囲　○ 図示
調査方法　○ 図示
○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
○ 石綿含有分析調査　○ 本工事

○ 試　験
（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

● 他工事又は他工種との取合い　工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

○ 空気調和設備

○ 設計用温湿度

		外気 温度(DB)	外気 湿度(RH)	屋内 一般系統 温度(DB)	屋内 一般系統 湿度(RH)	屋内 コンピューター室 温度(DB)	屋内 コンピューター室 湿度(RH)	屋内 一般系統(ACP系統) 温度(DB)	屋内 一般系統(ACP系統) 湿度(RH)
夏期	9時	℃	%	28℃	45%	24℃	45%	28℃(参考)	50%(参考)
	12時	℃	%						
	14時	℃	%						
	16時	℃	%						
冬期		℃	%	19℃	40%	24℃	45%	19℃(参考)	40%(参考)

○ 鋼板製煙道　伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

○ ダクト
- ○ 低圧ダクト（○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）
- ○ アングルフランジ工法）とする。
- ○ スパイラルダクト　（　○ 低圧　○　　）
- ○ 高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
- ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

○ 風量測定口　取り付け箇所は図示による。

○ チャンバー
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、リタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
（３）外壁ｶﾞﾗﾘに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。

○ ダンパー
（１）防煙ダンパー　　復帰方式（○ 遠隔復帰式　○　　）
（２）ピストンダンパー　復帰方式（○ 遠隔復帰式　○　　）

○ 配管材料
（１）冷温水管　○
（２）冷却水管　○
（３）蒸気管　給気管　○
還　管　○
（４）高温水管　○
（５）油管　○
（６）冷媒管　○
（７）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○
（８）ドレン管　○

○ 弁　類　ＪＩＳ又はＪＶ（○ ５Ｋ　○ １０Ｋ（図示部分））
６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○ 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 油面制御装置　油面制御盤には（○ 遠隔警報　○ 電磁弁制御　○　　）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

○ 保温及び消音内貼り
- ○ 外気取入れダクト（ＯＡダクト）（保温範囲は、○ 図示による　○　　）
- ○ 還りダクト（ＲＡダクト）（保温範囲は、○ 図示による　○　　）
- ○ 冷媒管の外装の種別は（○ 図示による　○　　）
- ○ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
- ○ 建物内のエア抜管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。（エア抜弁以降の配管は除く。）
- ○ 暗渠内（ピット内を含む）の空調用ドレン管は保温（○有　○無）とする。

● 換気設備

○ ダクト
- ○ 低圧ダクト（○ コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分）
- ○ アングルフランジ工法）とする。
- ○ スパイラルダクト　（　○ 低圧　○　　）
- ○ 高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
- ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
- ○ 厨房系統の長方形排気ﾀﾞｸﾄの板厚は、標準仕様書より1ﾗﾝｸ厚いものを使用する。

○ 風量測定口　取り付け箇所は図示による。

○ ダンパー
（１）防煙ダンパー　　復帰方式（○ 遠隔復帰式　○　　）
（２）ピストンダンパー　復帰方式（○ 遠隔復帰式　○　　）

○ 排気ダクトのシール　○ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　○（　　）系統

○ チャンバー
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）外壁ｶﾞﾗﾘに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。

○ 保　温
- ○ 全熱交換ユニット用の外気取入れダクト（○ 保温範囲及び仕様は図示による　○　　）
- ○ 全熱交換ユニット用の排気用ダクト（○ 保温範囲及び仕様は図示による　○　　）
- ○（○ 厨房　○ 湯沸室　　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ・(イ)・Ⅸ）とし範囲は図示による。

○ 排煙設備

○ ダクト
○ 排煙口の形式　○ 亜鉛鉄板　○
○ 図示による。
○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）　○ 電気式（遠隔操作　○ 不要　○ 要）　○ ワイヤー式
○ 排煙風量測定　建築設備定期検査業務基準書（2023年版）（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

○ システム構成その他　別図による。

○ 電気計装用機材　使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○ 衛生器具設備

○ 衛生器具付属水栓　水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
○ 衛生器具ユニット　別図による。（ユニット内配管材料共）
○ 浴室・シャワーユニット　別図による。

○ 給水設備

○ 配管材料
（１）給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定による（ ○　　）
（２）地中埋設配管　○
（３）その他の一般配管（上水）　○
○

○ 水　栓
- ○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
- ○ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。（○ ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）

○ 量水器
- ○ 親メーター(貸与品)(○ 現地表示式(直読式)○ 遠隔表示式(○ ﾊﾟﾙｽ式　○ 電文式)
- ○ 子メーター(買取)(○ 現地表示式(直読式)○ 遠隔表示式(○ ﾊﾟﾙｽ式　○ 電文式)

○ 量水器桝　○ 水道事業者指定品(○ 貸与品　○ 買い取り(材質：　　)　○ 標準図ＭＣ形

○ 弁　類　ＪＩＳ又はＪＶ　○ 水道直結部分（○ １０Ｋ　○　　）
○ その他の部分（○ ５Ｋ　○　　）
○ 逆止弁の衝撃吸収ではライニング不要とする。
○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 管の地中埋設深さ　管の上端より原則として、一般敷地は（　　cm）構内道路は（　　cm）以上とする。

○ 水栓柱　○ 合成樹脂製　○ アルミニウム合金製　○ステンレス鋼製

○ 建物導入部配管　○ 標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）　**○（ｄ）　○（ｅ）**による。

○ 引込納付金等　○ 要（○ 本工事（○ 費用を含まない ○ 費用を含む ）　○ 別途 ）　○ 不要

○ 排水設備

○ 配管材料
（１）屋　内　汚水管　○　　○
雑排水管　○　　○
通気管　○
ポンプアップ排水管　○
（２）屋　外　第一桝まで　○
○
桝間　○
○

○ 洗面器等の排水管　洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管は、ビニル管（RF-VP）とする。

○ 満水試験継手　取り付け箇所は図示による。

○ 放流納付金等　○ 要（○ 本工事（○ 費用を含まない　○ 費用を含む ）　○ 別途 ）　○ 不要

○ 給湯設備

○ 配管材料　○

○ 弁　類　○ ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。
ＪＩＳ又はＪＶ（○ １０Ｋ　○　　）

○ 消火設備

○ 配管材料
（１）屋内消火栓　一般配管　○
地中埋設配管　○
（２）連結送水管　一般配管　○
地中埋設配管　○

○ 建物導入部配管　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○（a）　○（b）　○（c）による。
○ 不活性ｶﾞｽ消火設備　別図による。
○ 泡消火設備　別図による。

○ 厨房設備

○ システム　○ ドライシステム　○
○ 機器の機能等　図示による。

○ ガス設備

○ ガス種別　○ 都市ガス（一般ガス導管事業者名：　　発熱量　　MJ/㎥（N））
○ 液化石油ガス

○ 配管材料　○ 都市ガス　一般ガス導管事業者の供給規定による。
○ 液化石油ガス　（１）一般
（２）地中

○ 充てん容器　別途（○５０ｋｇ　○　　）×　　本

○ 集合装置　標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　　本組。

○ 転倒防止等　標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（○（ａ）　○（ｂ））による。

○ メーター　○ 親メーター(貸与品)　(○ 実測式　○ パルス式(パルス発信器は ○ 買い取り))
○ 子メーター(買い取り)(○ 実測式　○ パルス式)

○ ガス漏れ警報器　○ 本工事（図示による。）　○ 別途工事

○ 漏洩検知装置　○ 要　○ 不要

○ 電気防食　○ 要　○ 不要

○ 引込負担金等　○ 要（○ 本工事（○ 費用を含まない ○ 費用を含む ）　○ 別途 ）　○ 不要

○ 雨水利用設備

○ システム構成その他　別図による。　※「雨水利用設備」が無い場合は、工事種目ごと削除する。

○ 配管材料
（１）一般配管　○
（２）集水管　○

○ 弁　類　ＪＩＳ又ＪＶ（○５Ｋ　○　　）

○ 排水処理設備

○ 仕様等　別図による。　※「排水処理設備」が無い場合は、工事種目ごと削除する。

○ 設備方式　○ 排水再利用　○ 浄化槽　○ 厨房除害

○ 撤去工事

○ 撤去内容　○ 図示による。

○ 発生材の処理　○ 現場説明書による。

別表－１

品目	機材等名

【上屋工の部】
M-01

工事名	Ｒ７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	特記仕様書（機械設備）		
年月日	令和　８年　１月　日		
縮尺	―	図面番号	54の40
設計会社名	八千代エンジニヤリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

配置図 S=1:200

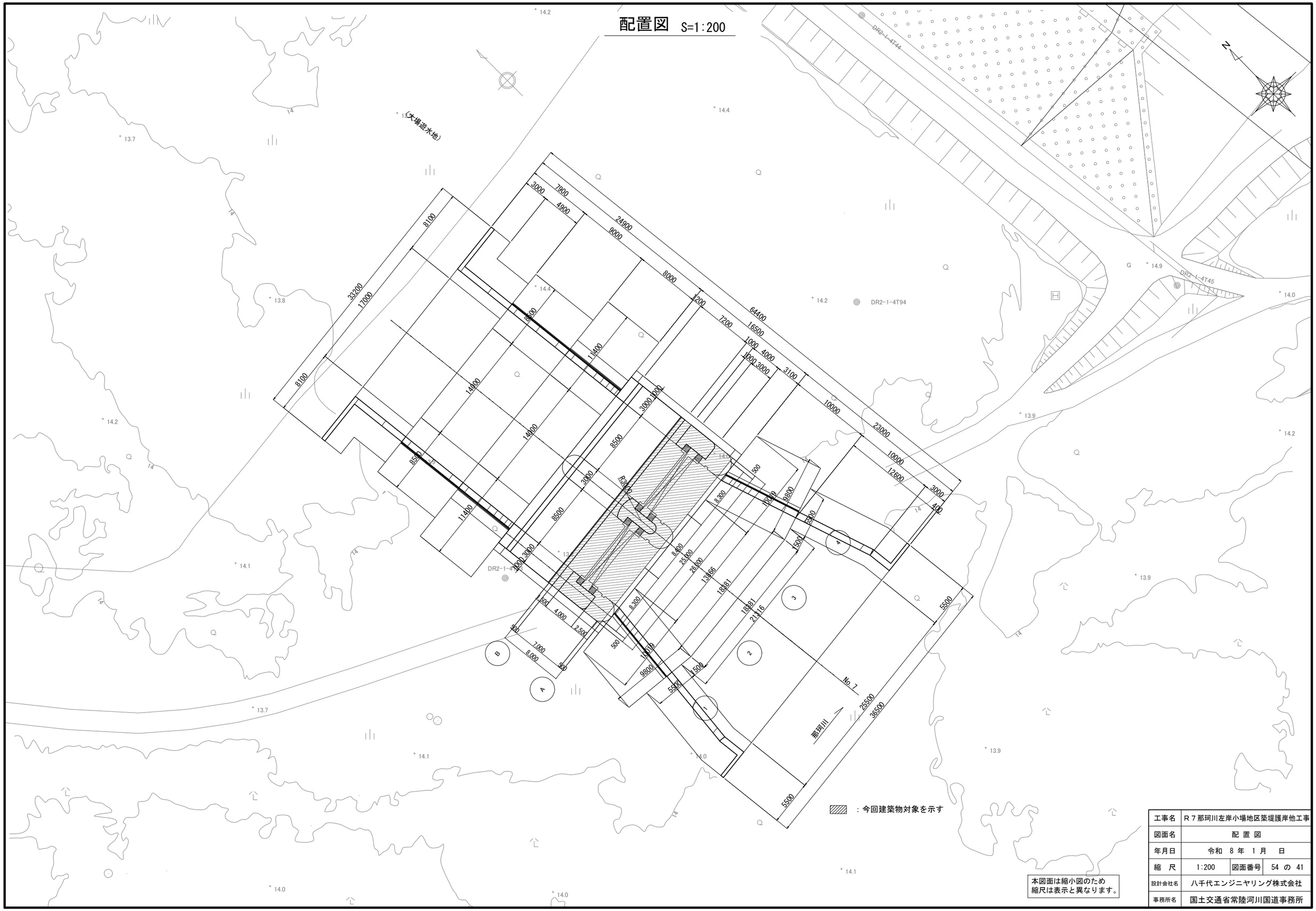

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	配 置 図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 41
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

側面図　正面図　S=1:200

側面図 1:200

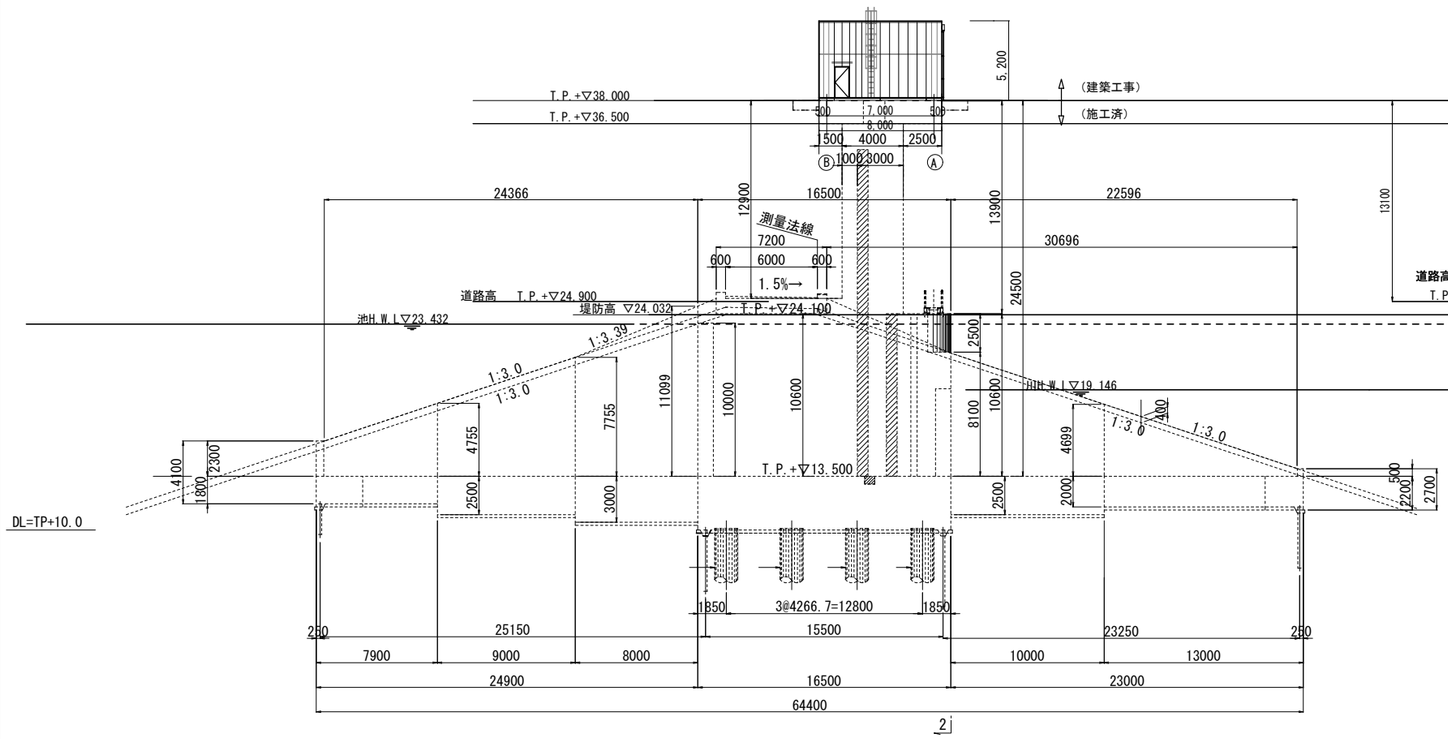

正面図 1:200

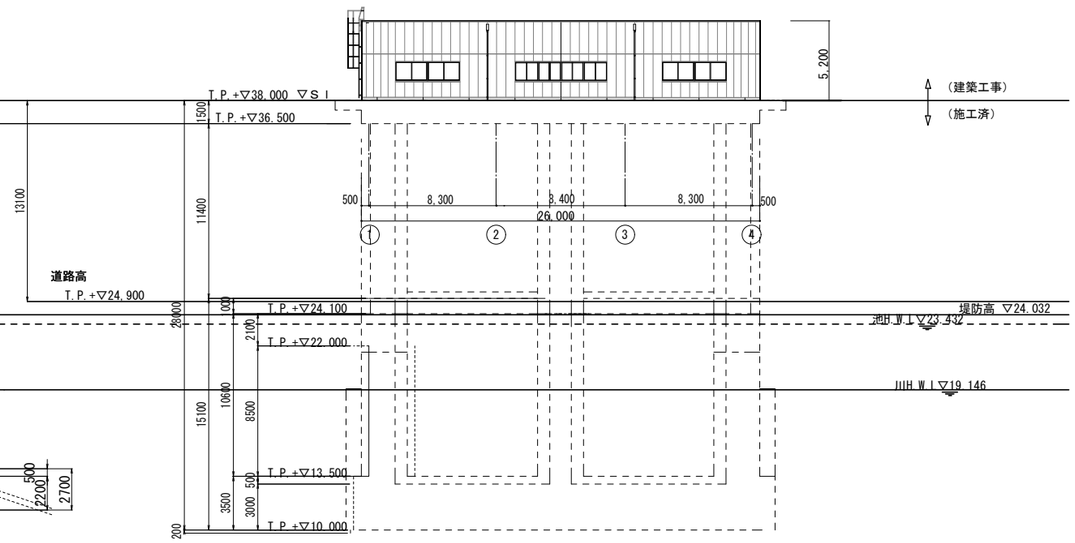

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	側面図　正面図		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:200	図面番号	54 の 42
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

平面図 屋根伏図 面積計算図

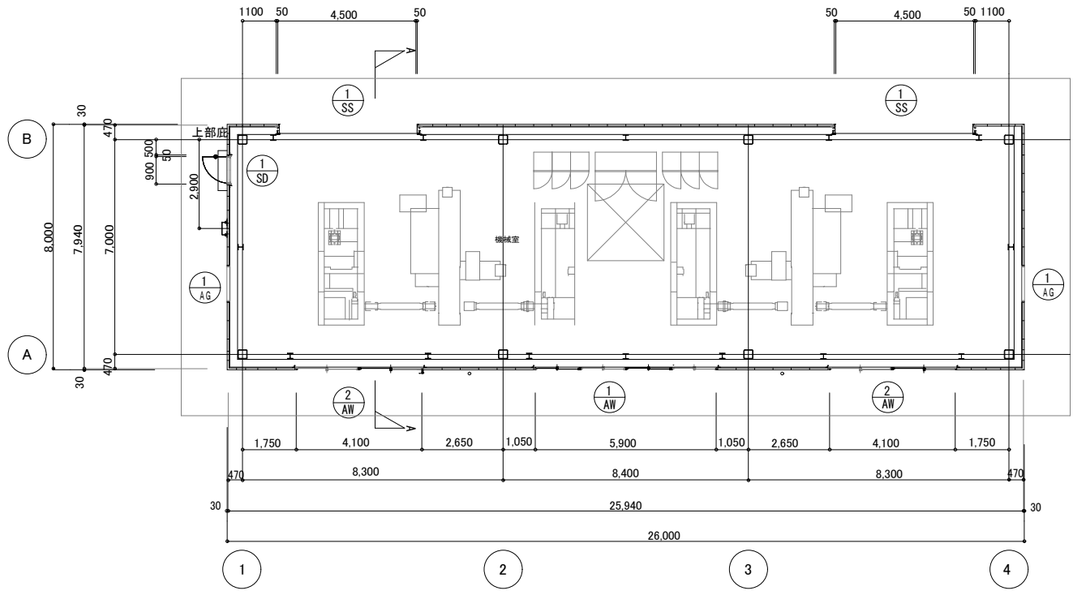

平面図 1/100

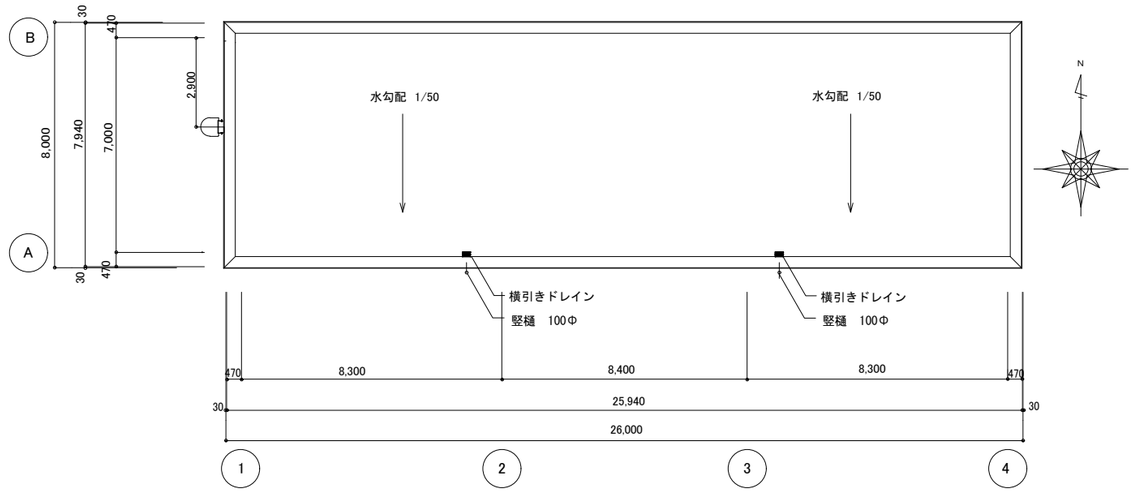

屋根伏図 1/100

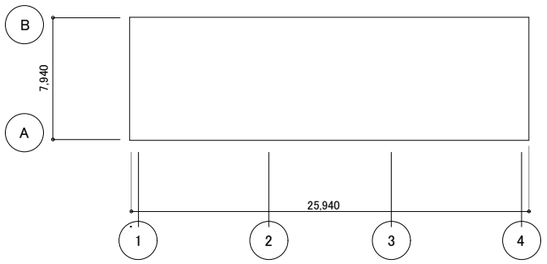

求積図 1/200

建築面積計算表									
	計算式								壁芯
機械室								小計	床面積
								(㎡)	(㎡)
	25.94	x	7.94					205.96	205.96

延床面積計算表（容積対象床面積）									
	計算式								壁芯
機械室								小計	床面積
								(㎡)	(㎡)
	25.94	x	7.94					205.96	205.96

凡例

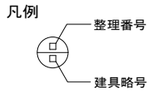

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	平面図 屋根伏図 面積計算図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 43
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

立面図 断面図 S=1:100

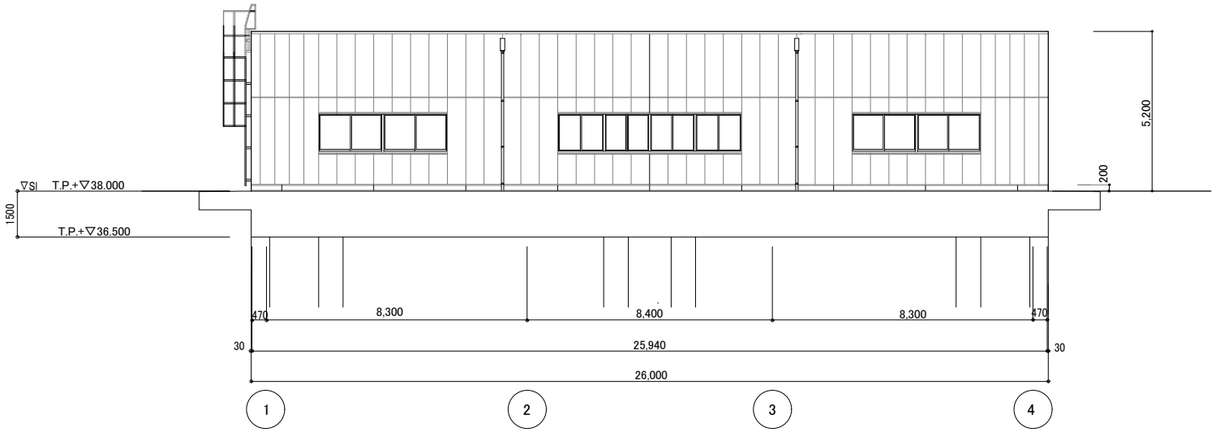

南 立面図

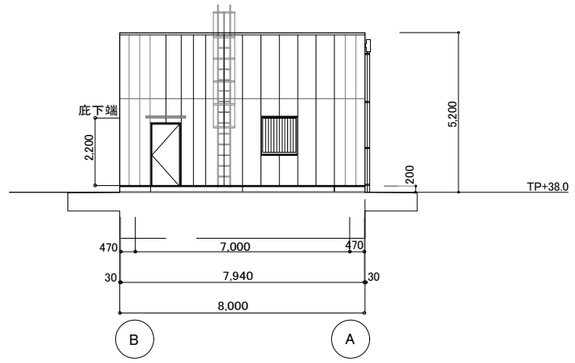

西 立面図

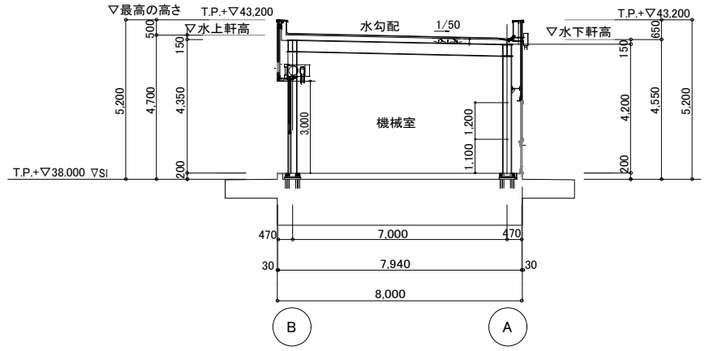

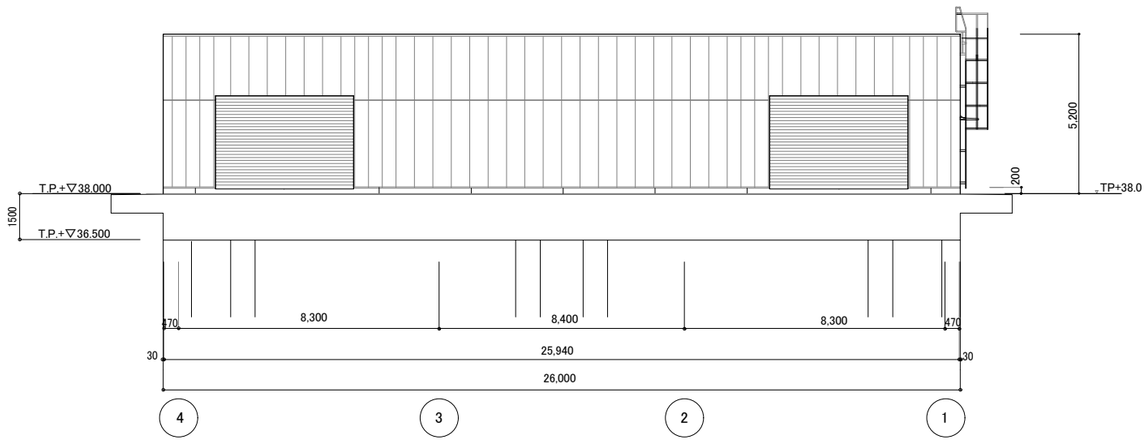

屋根伏図 1/100
北 立面図

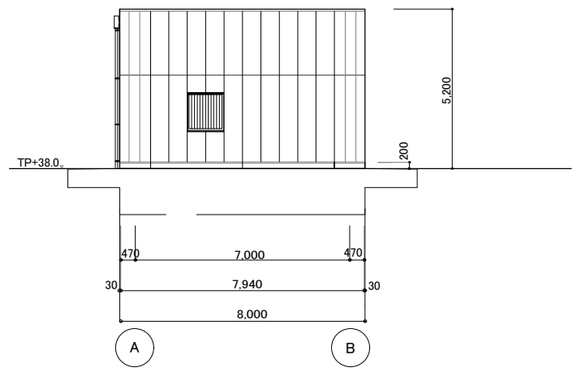

東 立面図

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	立面図 断面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	54 の 44
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

平面詳細図 S=1:50

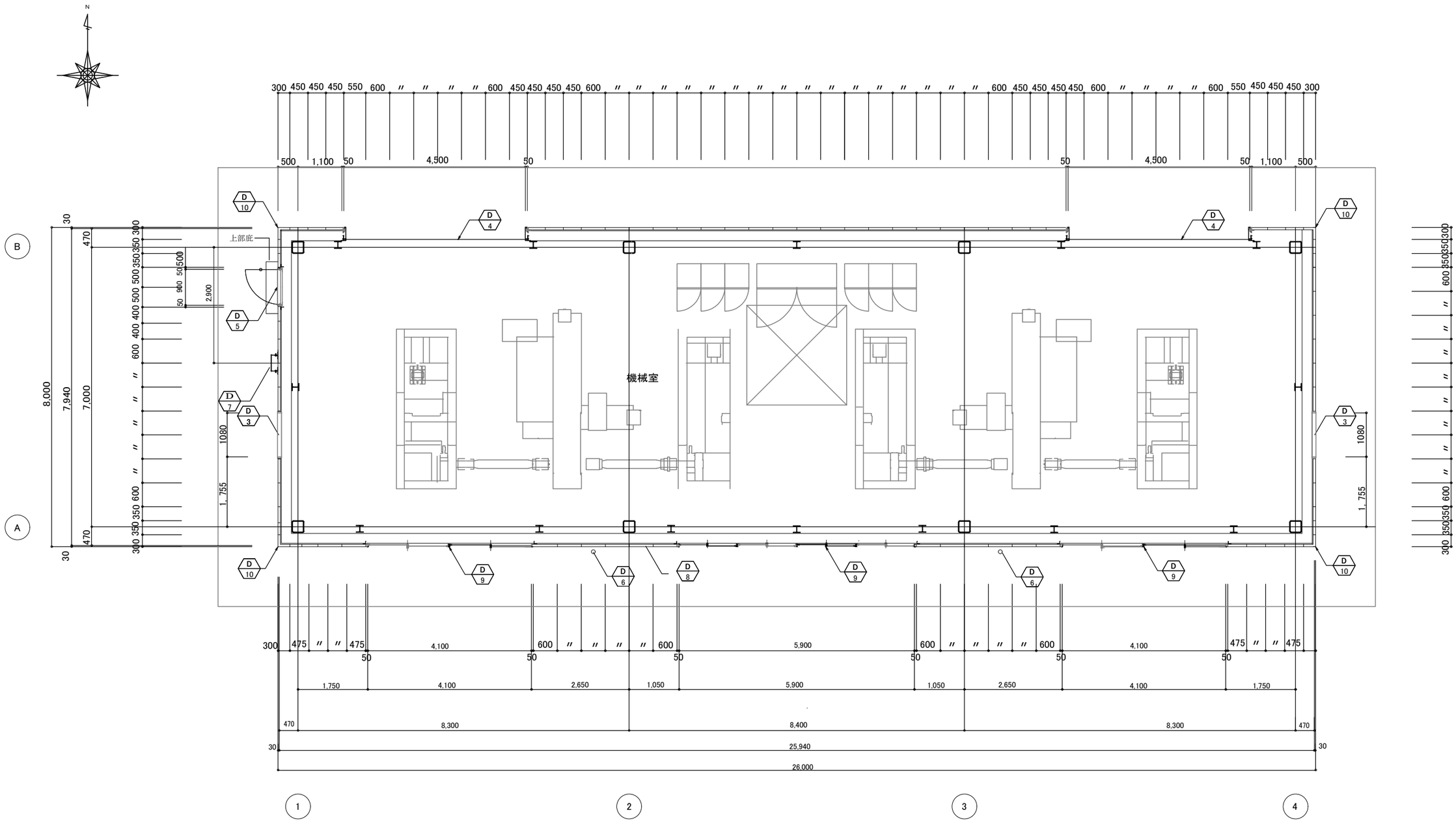

平面詳細図 1/50

凡例

詳細図記号

詳細図番号

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	平面詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:50	図面番号	54 の 45
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

矩形図 S=1:30

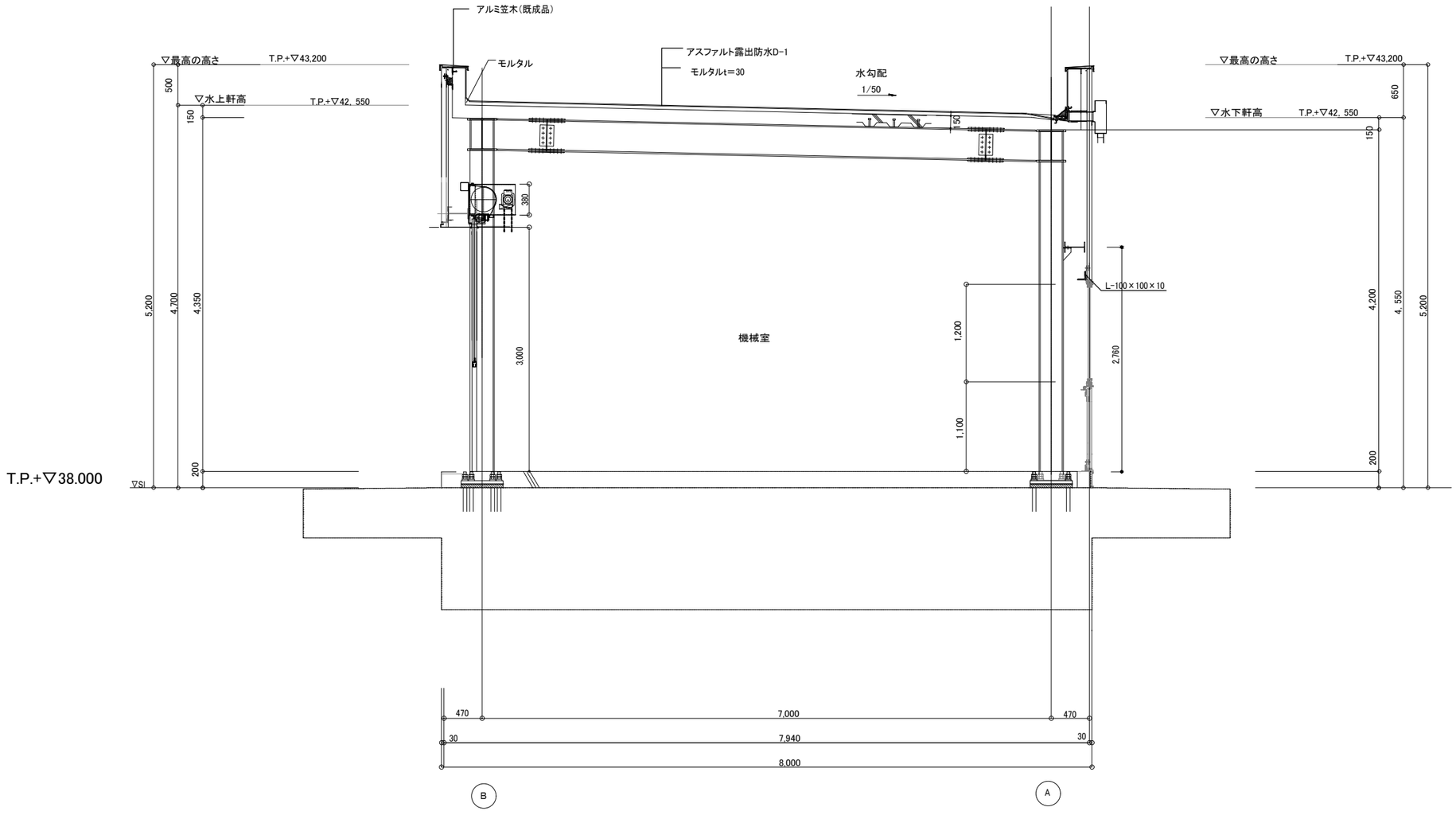

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	矩 形 図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	54 の 46
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

D 1 水上パラペット詳細図　S＝1/5

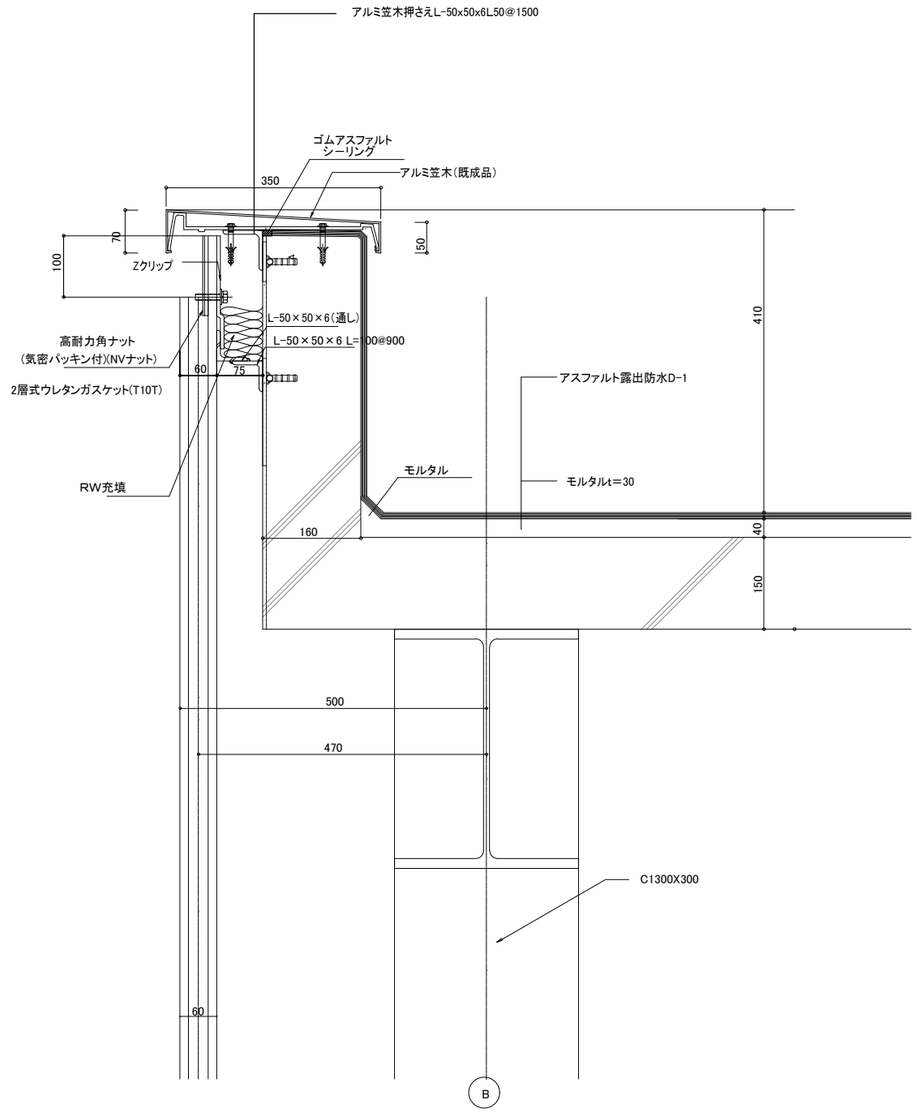

D 2 水上パラペット詳細図　S＝1/5

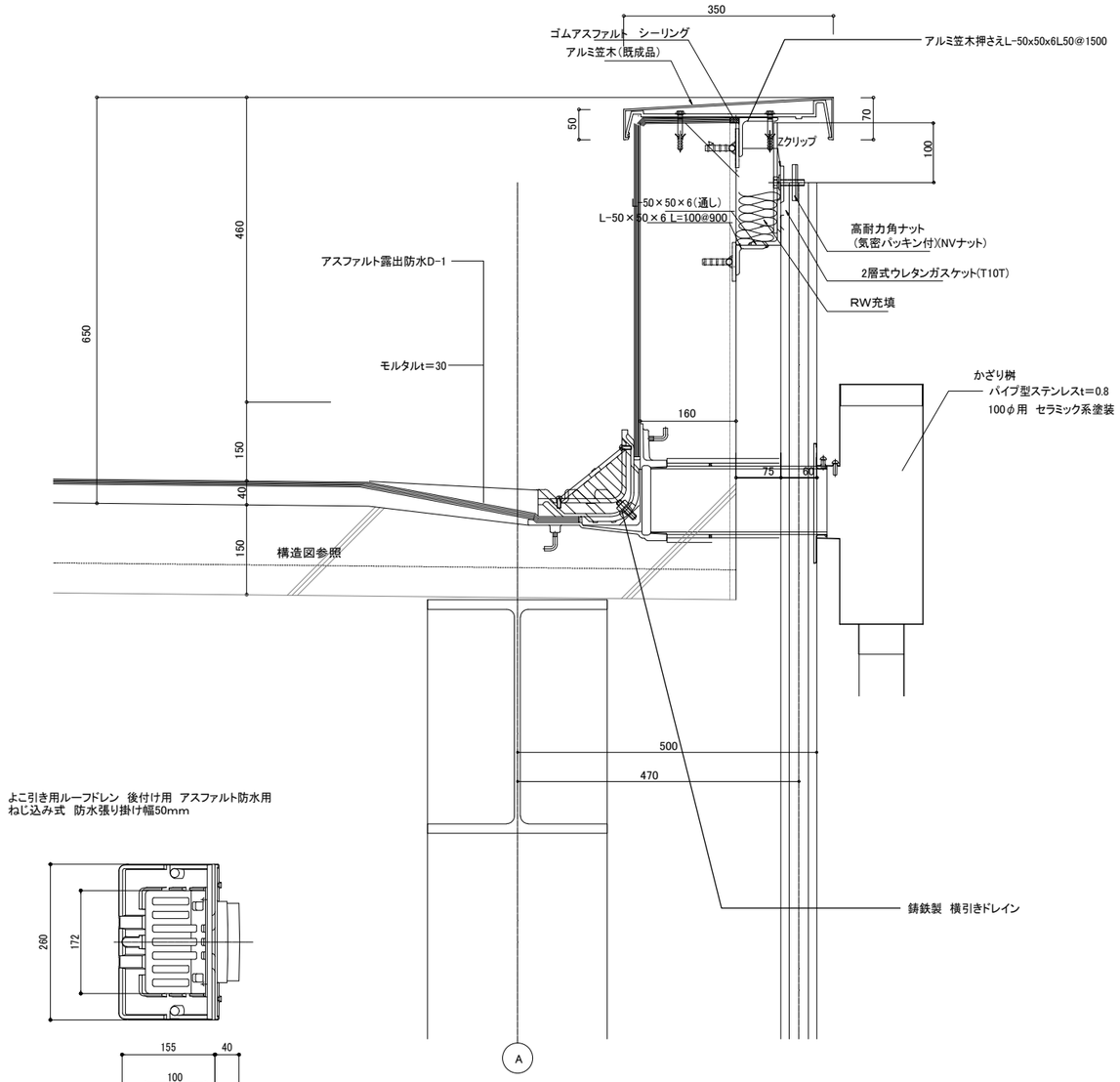

よこ引き用ルーフドレン 後付け用 アスファルト防水用
ねじ込み式 防水張り掛け幅50mm

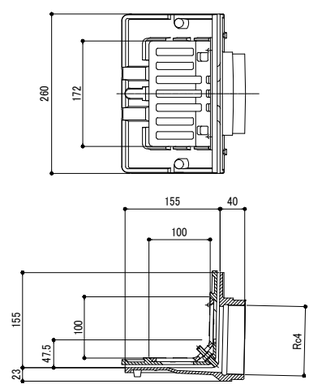

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部分詳細図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:5	図面番号	54 の 47
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

D 3 縦型ガラリ　詳細図　S＝1/3

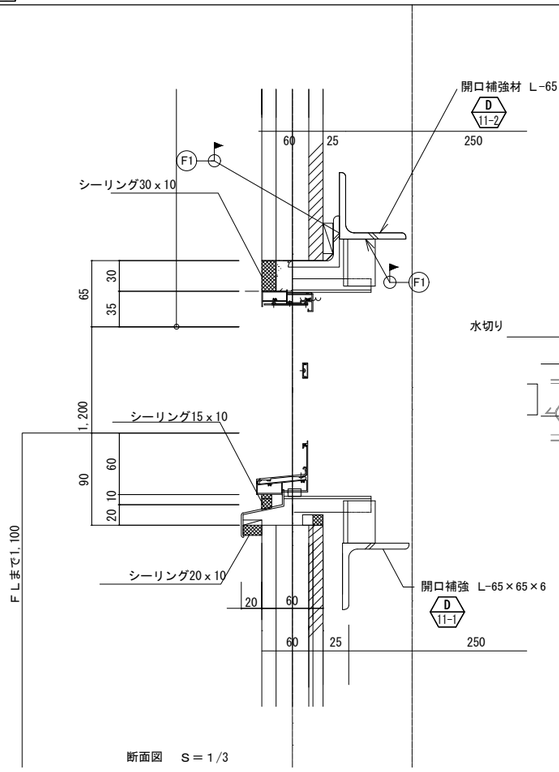

断面図　S＝1/3

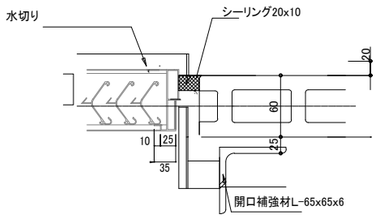

平面図　S＝1/3

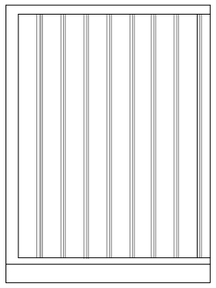

姿図　S＝1/3

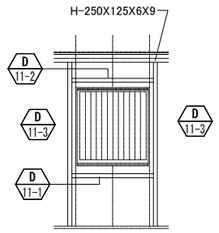

開口補強図　S＝1/50

D 4 シャッター廻り　詳細図　S＝1/5

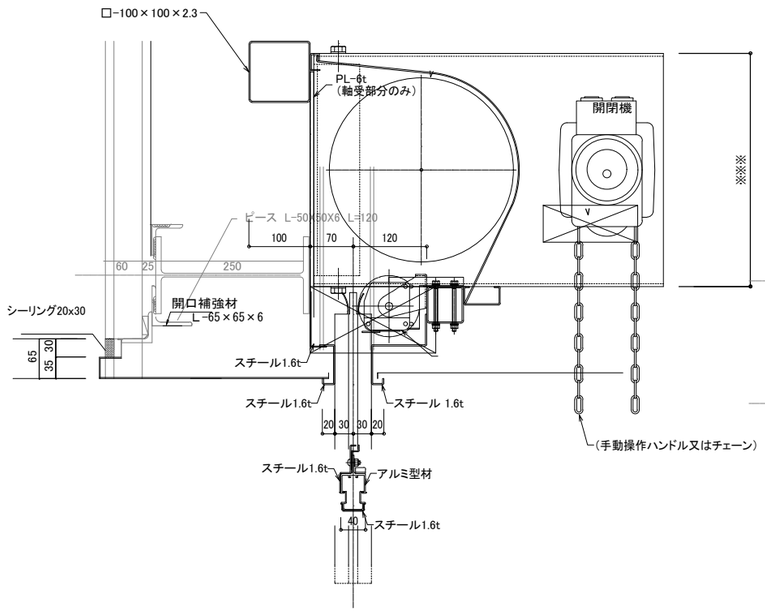

断面図

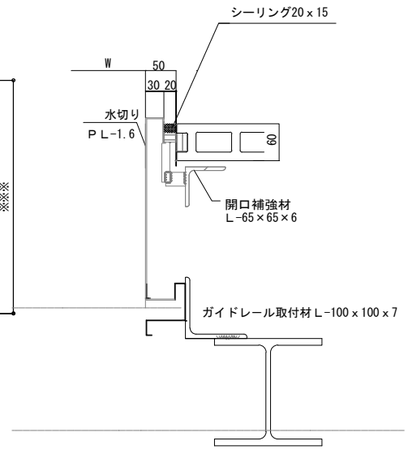

平面図

D 5 開口SD納まり詳細図　S＝1/5

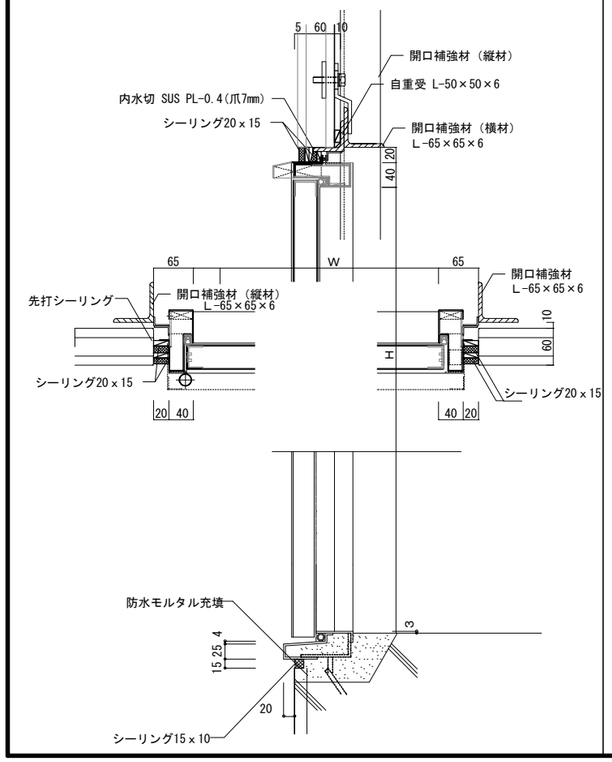

D 6 竪樋詳細図　S＝1/5

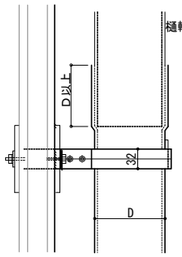

竪樋詳細図

すべり止め　塩ビ
接着止め

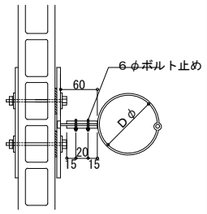

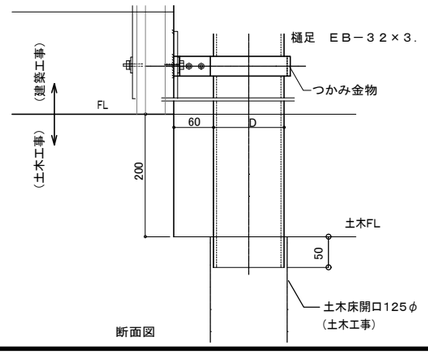

断面図

D 7 タラップ詳細図　建築工事標準詳細図（8-31-3）　S＝1/20

タラップ（ステンレス製）

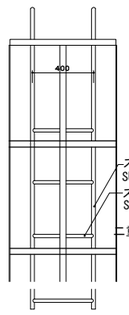

立　面　1/20

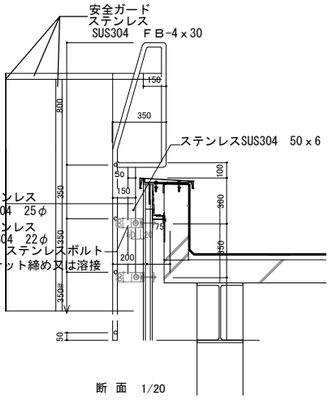

断　面　1/20

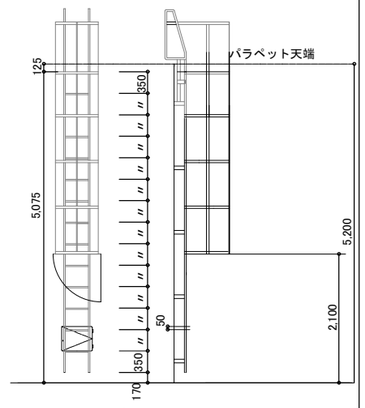

姿図1/50　60mm程度

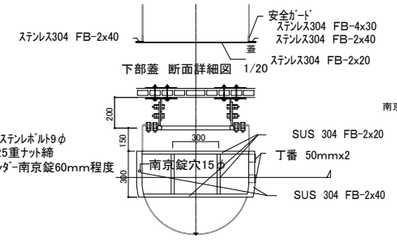

下部蓋　断面詳細図　1/20

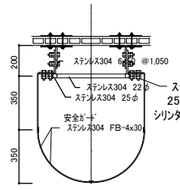

一般部　平面詳細図　1/20

下部蓋　平面詳細図　1/20

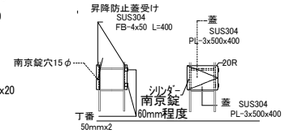

昇降防止蓋詳細図　1/50

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

D 7-2 ［illegible］　S＝1/5

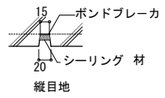

ひび割れ誘発目地の場合

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部分詳細図(2)		
年月日	令和　8　年　1　月　日		
縮　尺	図示	図面番号	54 の 48
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

D 11-1 開口補強詳細図(1) S＝1：5

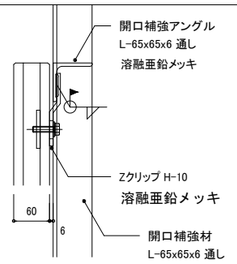

開口補強アングル下部

D 11-2 開口補強詳細図(2) S＝1：5

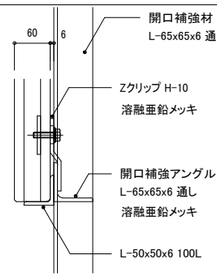

開口補強アングル上部

D 11-3 開口補強詳細図(3) S＝1：5

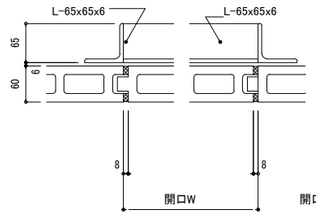

開口 左 右部 納り

D 11-4 開口補強詳細図(4) S＝1：30

開口補強と耐風梁取付図及び下部取付図

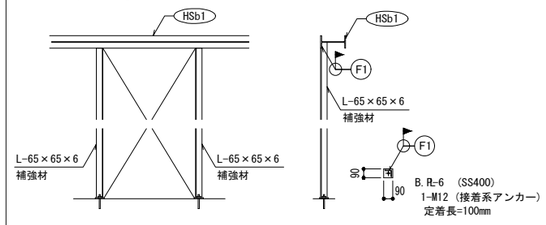

D 10 押出成形セメント板(コーナーパネル) 詳細図 S＝1：5

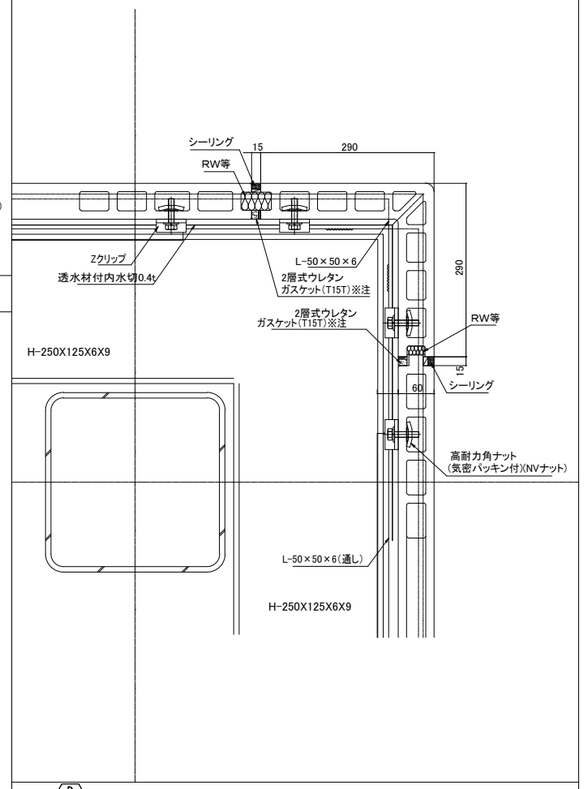

D 8 押出成形セメント板 詳細図 S＝1：5

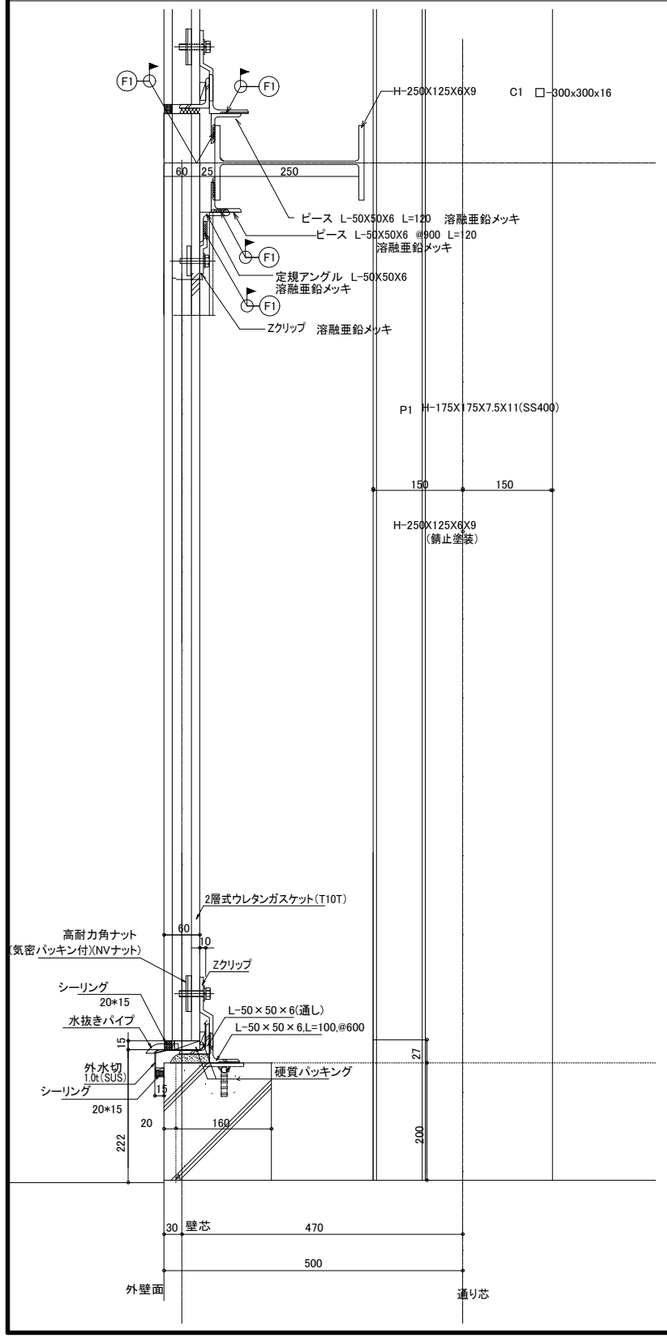

D 9 引き違い窓 詳細図 S＝1：5

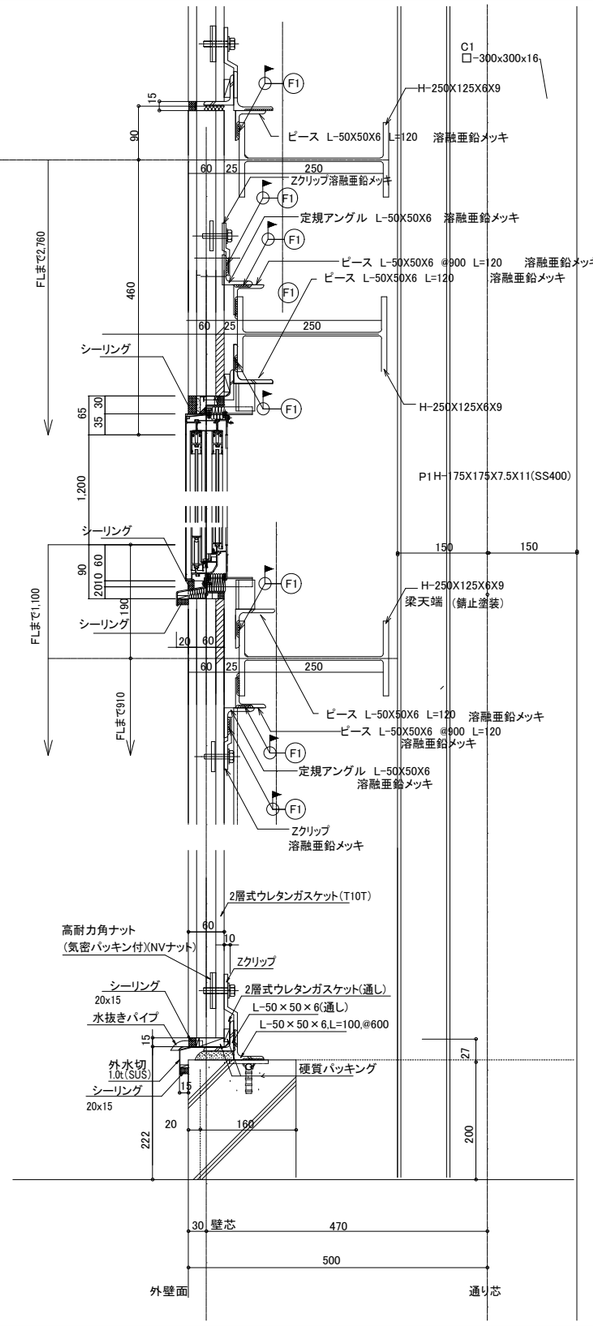

D 11 ｱﾙﾐ既製品 庇 詳細図 S＝1：5 S＝1：10

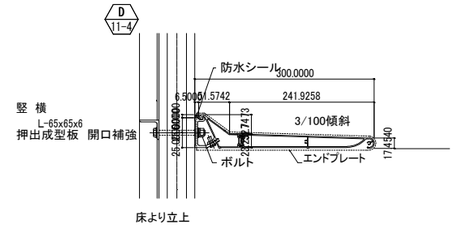

断面詳細図 S＝1:5

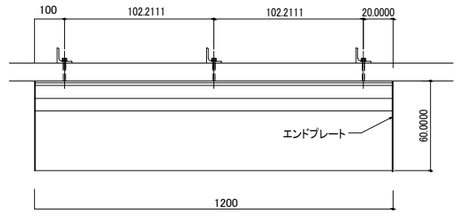

平面図S＝1：10

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部分詳細図(3)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 49
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

伏図 S=1:100

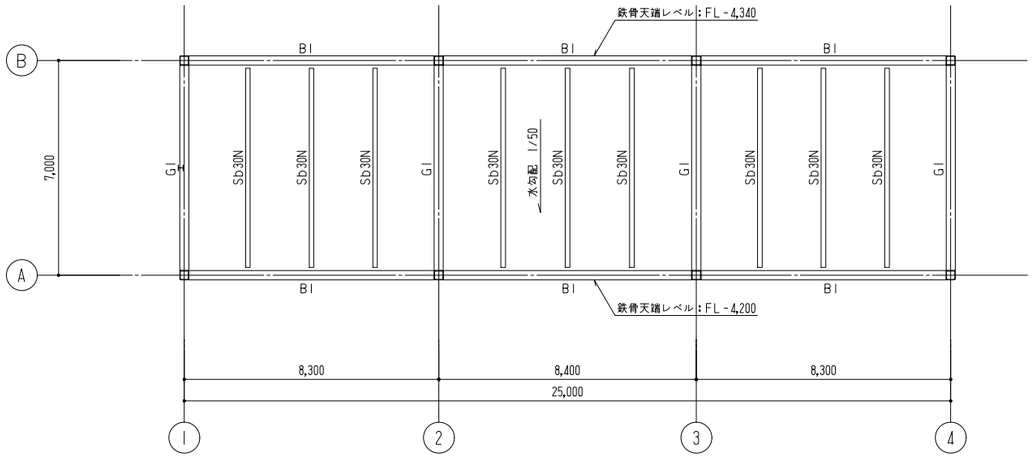

R階伏図 縮尺＝1：100(A1)
1：200(A3)

特記なき限り下記とする。
1. 鉄骨天端レベルは、RFL－150とする。
2. スラブ　：DS1(合成スラブ)
3. デッキ方向　(　⇄　)

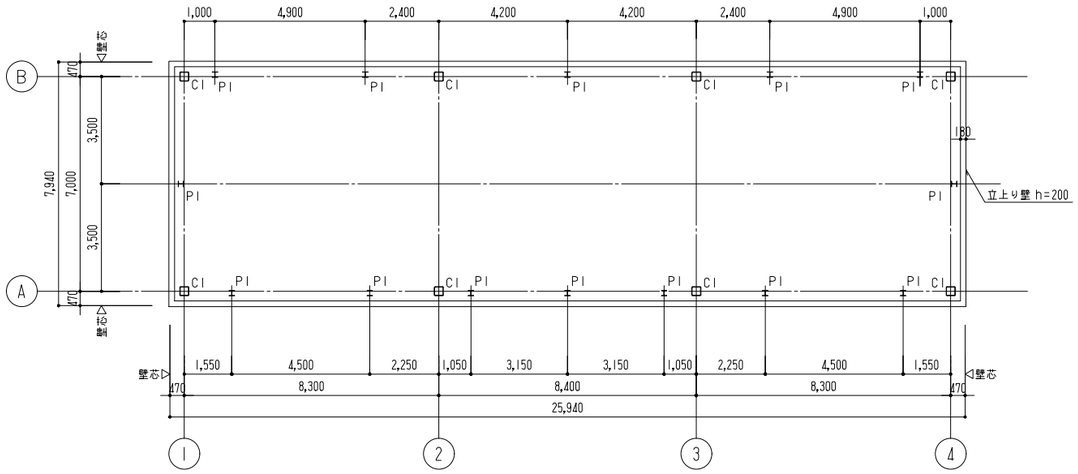

1階伏図 縮尺＝1：100(A1)
1：200(A3)

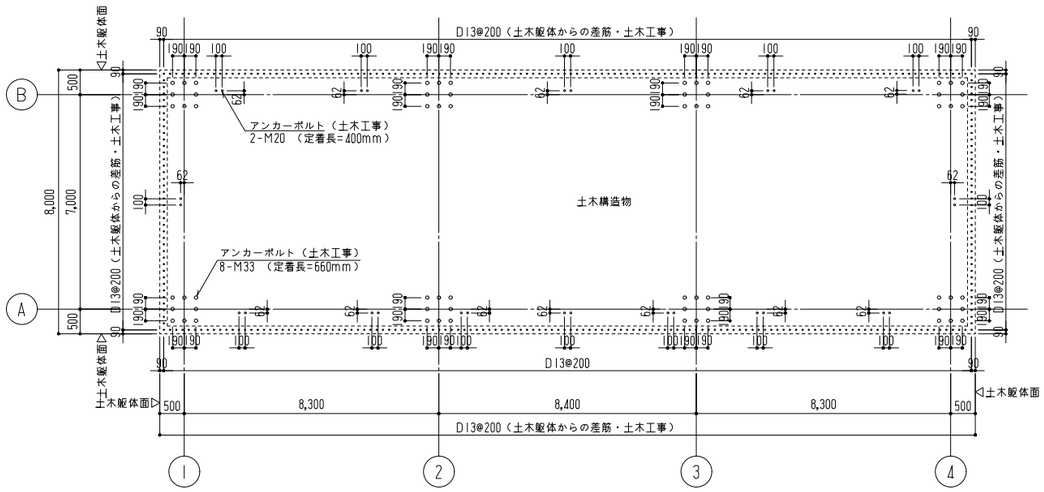

埋込アンカープラン 縮尺＝1：100,50(A1)
1：200,100(A3)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	伏　図		
年月日	令和　8　年　1　月　　日		
縮　尺	1:100	図面番号	54 の 50
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

軸組図 S=1:100

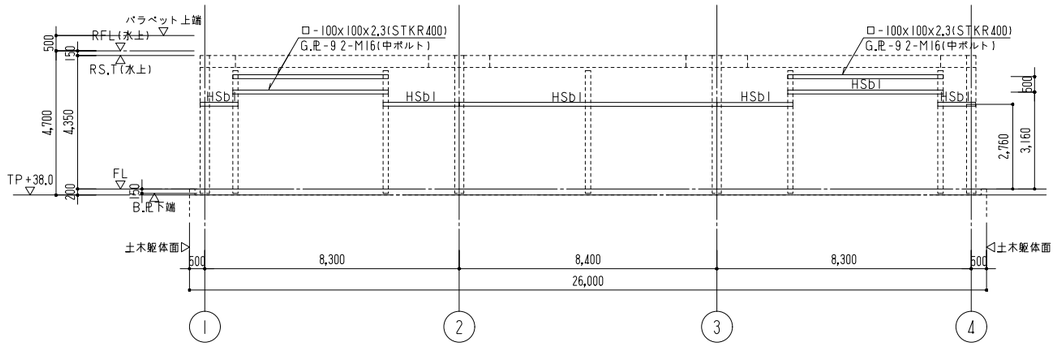

B通り+470軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

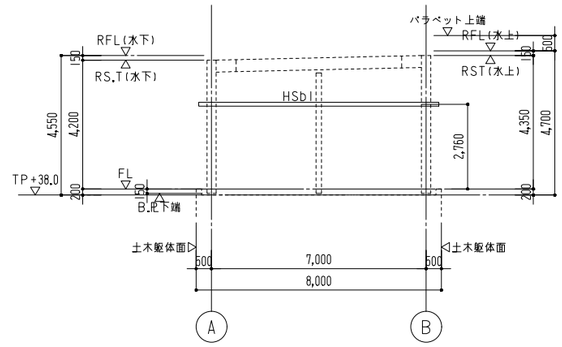

4通り+470軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

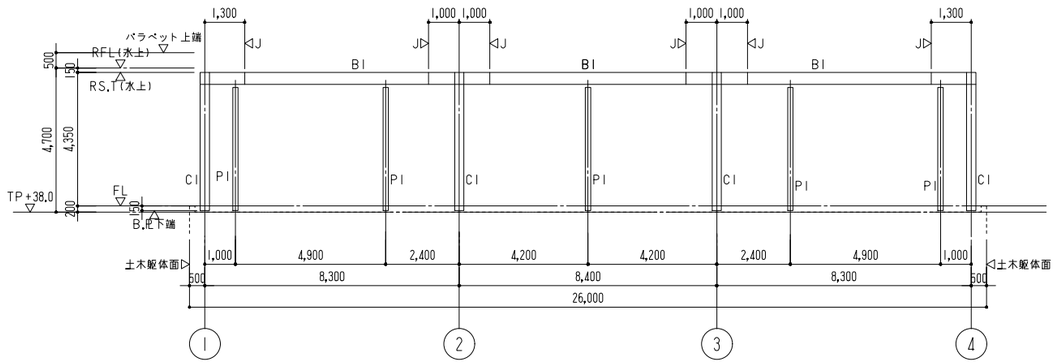

B通り軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

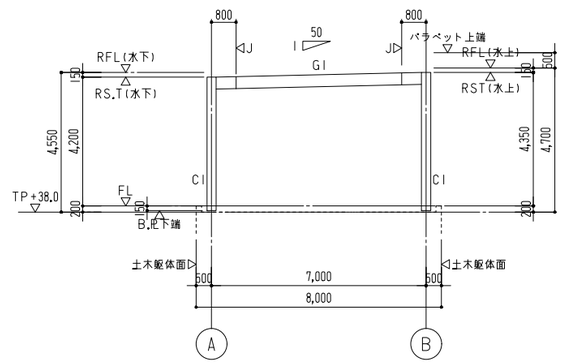

2・3通り軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

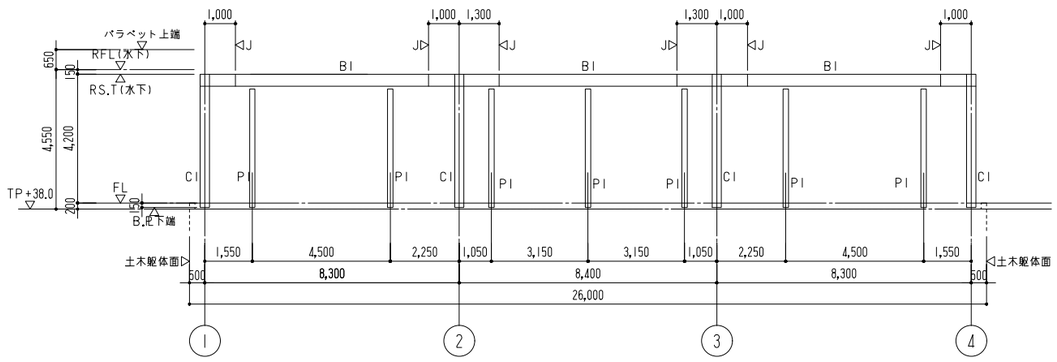

A通り軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

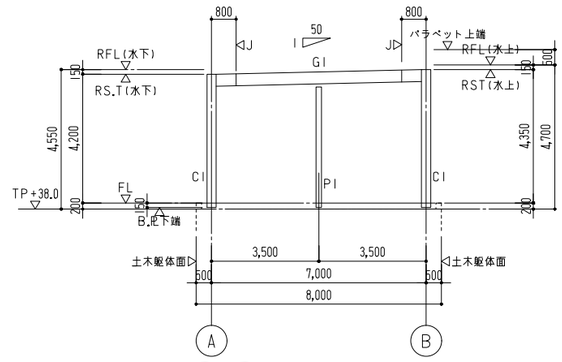

1・4通り軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

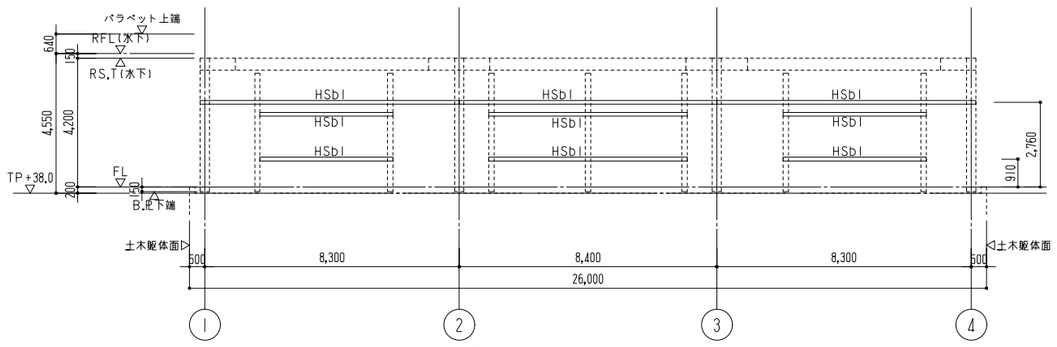

A通り-470軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

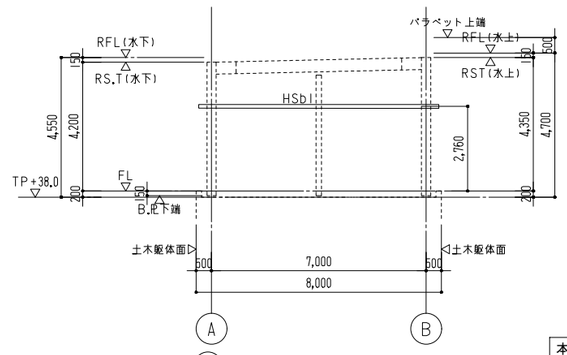

1通り-470軸組図 縮尺=1:100(A1) 1:200(A3)

共通事項
1. JD印は、JOINT位置を示す。
2. RS.T印は、鉄骨天端を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	軸組図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	54 の 51
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

部材リスト・鉄骨詳細図

柱断面表　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

部材	C1	P1
鉄骨断面形状	□	I
主材	□-300x300x16 (BCR295)	H-175X175X7.5X11(SS400)
柱脚形状	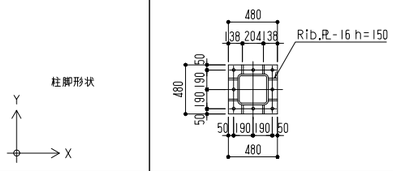	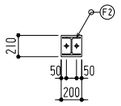
ベースプレート	B.PL-36(SN490C)	B.PL-16 (SS400)
アンカーボルト	8-M33(ABR490)	2-M20 (SS400)
備考	定着長=660mm	定着長=400mm

アンカーボルト詳細　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

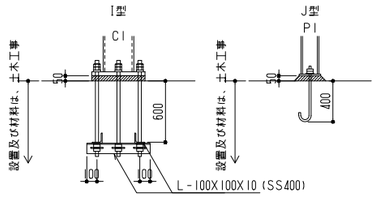

鉄骨大梁断面表

共通事項　特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SN400B とする。
2. H.T.B:S10T とする。

階	符号	位置	部材	ハンチタイプ BxL	フランジ S.PL 外側	フランジ S.PL 内側	フランジ H.T.B (mxn)	ウェブ S.PL G.PL	ウェブ H.T.B (mxn)	備考
R	G1・B1	全断面	H-390×300×10×16	-	S.PL-12	2S.PLs-12	4x2-M20	2S.PLs-9	4x1-M20	

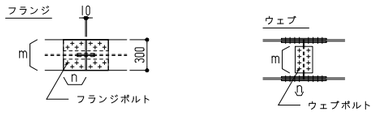

鉄骨断面表

共通事項　特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SS400とする。
2. H.T.B:S10T とする。

符号	部材	継手・仕口タイプ	SPLICE.PL 外側	SPLICE.PL 内側	H.T.B	G.PL	H.T.B	P (タテボルトピッチ)	備考
小梁			—	—	—				
Sb30N	H-300×150×6.5×9	A	—	—	—	G.PL-9	3-M16		
間柱									
P1	H-175X175X7.5X11	B	—	—	—	G.PL-9	2-M16		
耐風梁									
HSb1	H-250x125x6x9	—	—	—	—	G.PL-9	2-M16		横使い　耐風梁取付要領図参照

継手・仕口タイプ

共通事項　特記なき限り
1. ボルト位置は構造関係共通図(鉄骨標準図)　を参照する事。

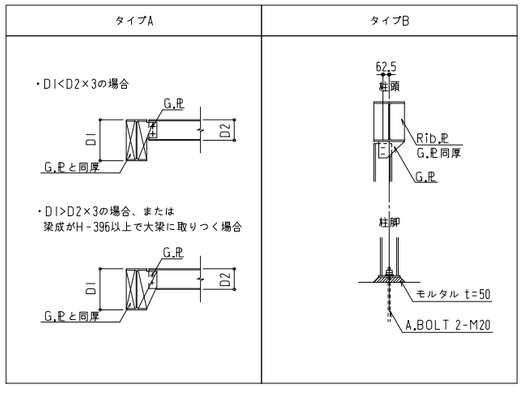

A部詳細図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

DS1（合成スラブ）

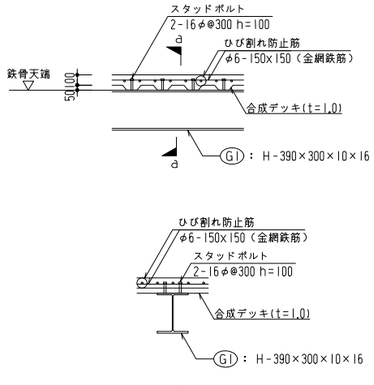

a-a断面図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

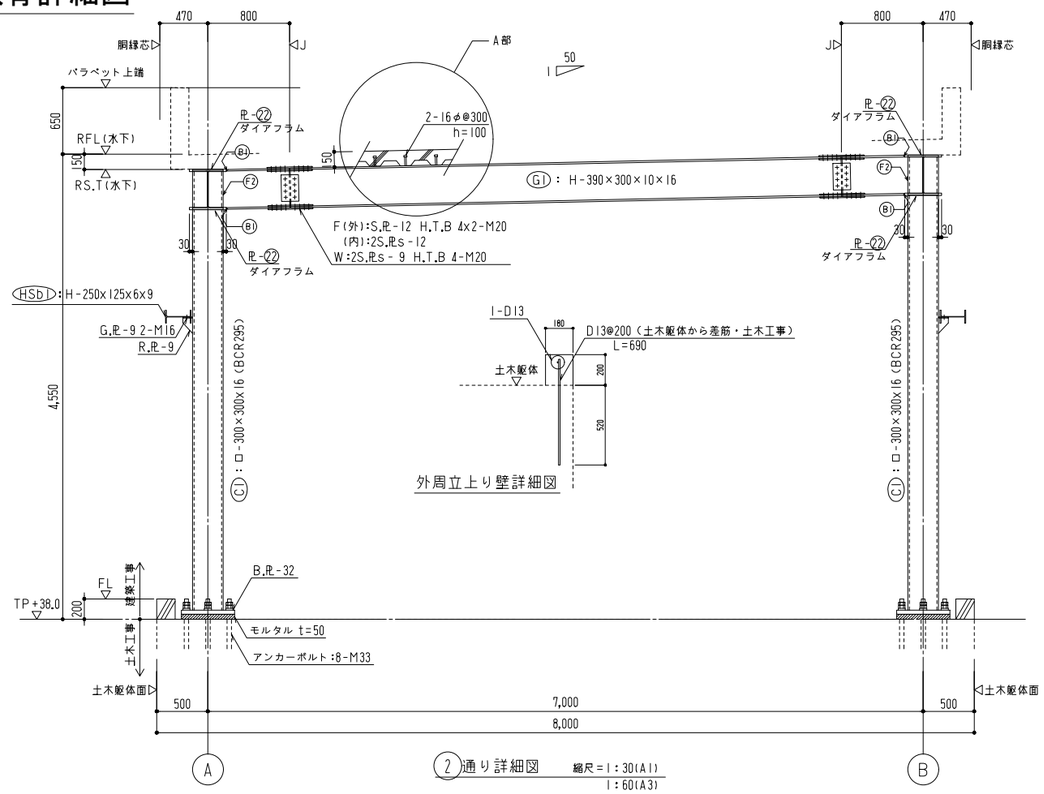

2通り詳細図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

共通事項　特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SN400Bとする
2. H.T.B:S10T、ダイアフラム:SN490Cとする

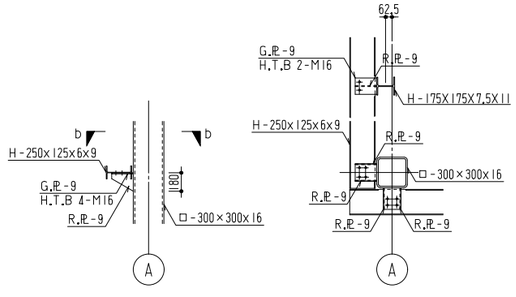

b-b断面図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

耐風梁取付要領図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

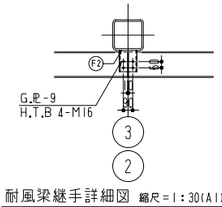

耐風梁継手詳細図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

パラペット配筋要領図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

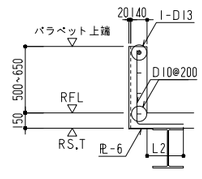

ルーフドレン部配筋要領図　縮尺=1:30(A1) 1:60(A3)

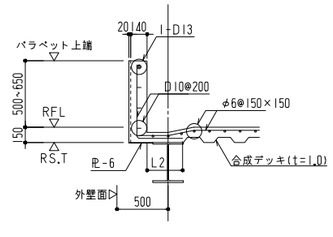

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部材リスト・鉄骨詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	図示	図面番号	54 の 52
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

電気設備図　S=1:50

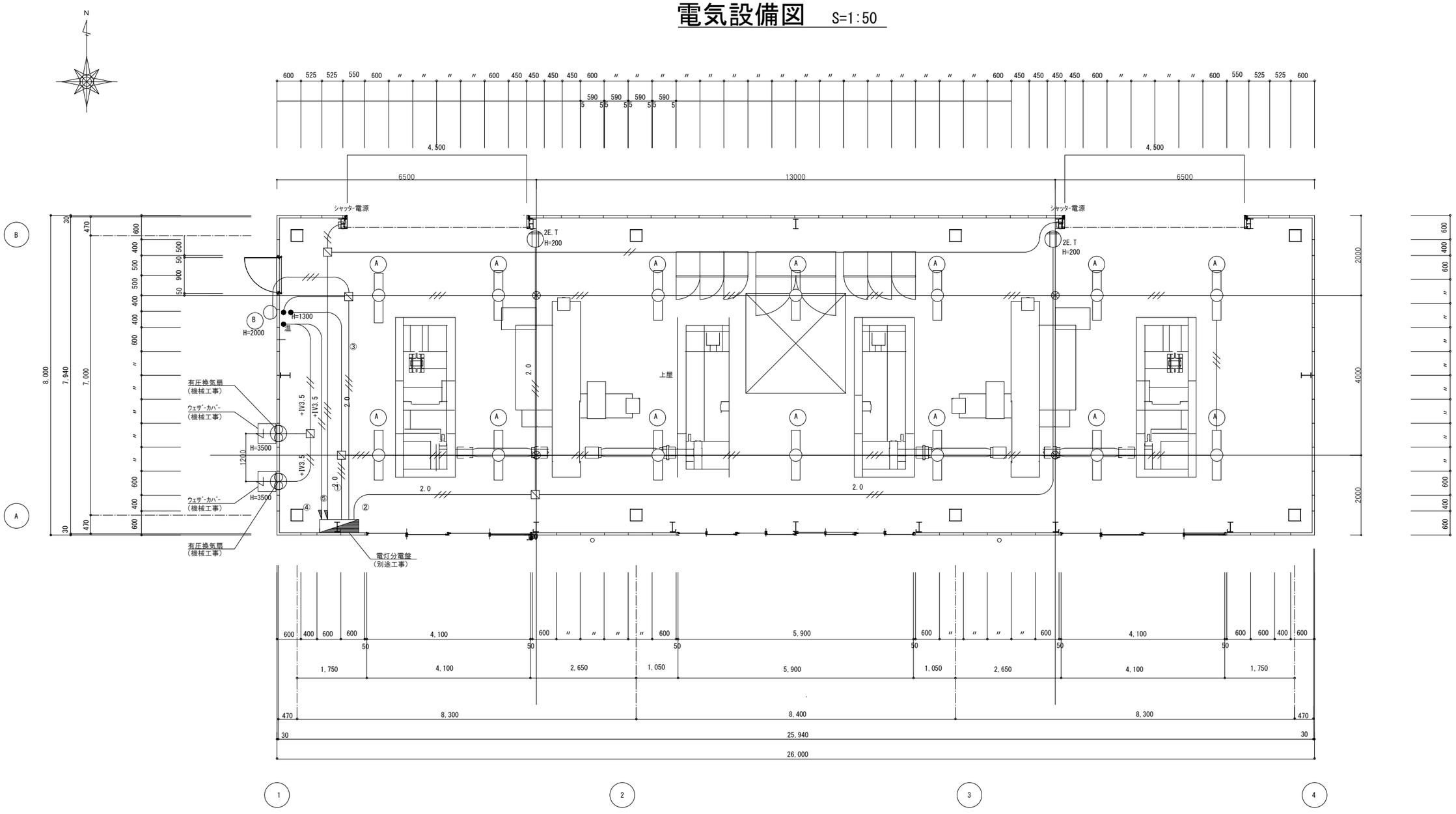

平面詳細図 1/50

電灯分電盤リスト

記号	L-1	特記事項	●全本工事に適用する。
形式	T型（露出・扉付）	1.個主要材質	●鋼板製　焼付塗装
主幹器具	ELCB 3P 50/30	2.その他	●分電盤はｴﾌﾞﾗﾝﾄ側工事とする。
負荷合計	1φ3W:3827(VA)		●ｴﾌﾞﾗﾝﾄ機側操作盤より接地線を1線取出し(ｴﾌﾞﾗﾝﾄ側工事)とする。
単線結線図			●電源引込み(接地線含む)は、ｴﾌﾞﾗﾝﾄ側工事とする。

1φ3W200/100V 50Hz

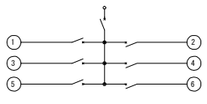

NO	分岐用遮断器 MCCB	分岐用遮断器 ELCB	分岐用遮断器 容量	電圧 (V)	器具 (今回工事分)	負荷容量(VA) 将来	負荷容量(VA) 今回	負荷容量(VA) 合計	備考
1	2P		30/20	100	LSS-1-4-48 LX9×14		64	896	室内照明・LED
2	2P		30/20	100	ｺﾝｾﾝﾄ回路		300	300	
3	2P		30/20	100	LBF3W P/RP-2-06		11	11	室外照明・LED
4	2P		30/20	100	有圧換気扇/温度ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ		210/1200	1620	
5	2P		30/20	100	電動ｼｬｯﾀｰ		500	1000	
6					予備ｽﾍﾟｰｽ				

凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤 鋼板製 屋内壁付型	床上～中心 1500mm
●	ｽｲｯﾁ	床上～中心 1300mm
●E	温度ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ	床上～中心 1300mm
2E付	ｺﾝｾﾝﾄ 2口ｱｰｽﾀｰﾐﾅﾙE付	床上～中心 200mm
	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝﾎﾞｯｸｽ	
	有圧換気扇（給気）	床上～中心 3500mm
	有圧換気扇（排気）	床上～中心 3500mm
	ﾍﾞｰｽﾗｲﾄ	
	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ	床上～中心 2000mm
	照度測定点	床上　0mm
特記なき配線は下記による。		
2.0	EM-EEF 2.0-3C(CP19)	
	EM-EEF 1.6-3C(CP19)	
	EM-EEF 2.0-2C(CP19)	
	EM-EEF 1.6-2C(CP19)	
+1V3.5	EM-IE 3.5sq	

照明器具凡例

	LEDﾍﾞｰｽﾗｲﾄ・直付		LEDﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ・直付
A	LSS-1-4-48 LX9	E	LBF3W P/RP-2-06

※壁ﾌﾞﾛｯｸ材：電線を防止する為、盤等鋼製品設置時ｺﾞﾑｼｰﾄ等にて壁材と絶縁して取付ける事とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	電気設備図		
年月日	令和　8 年　1 月　　日		
縮　尺	1:50	図面番号	54 の 53
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

機械設備図　S=1:50

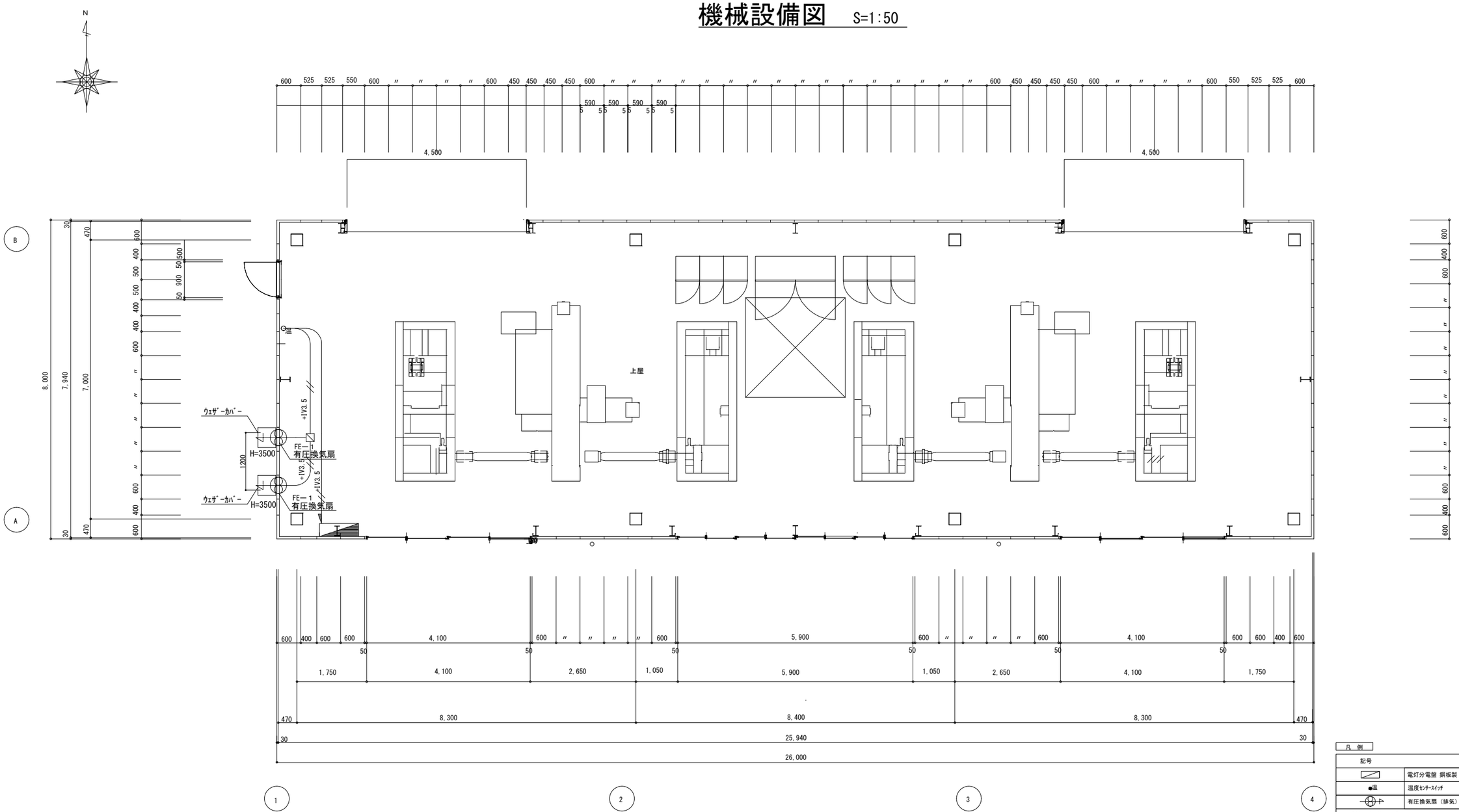

平面詳細図 1/50

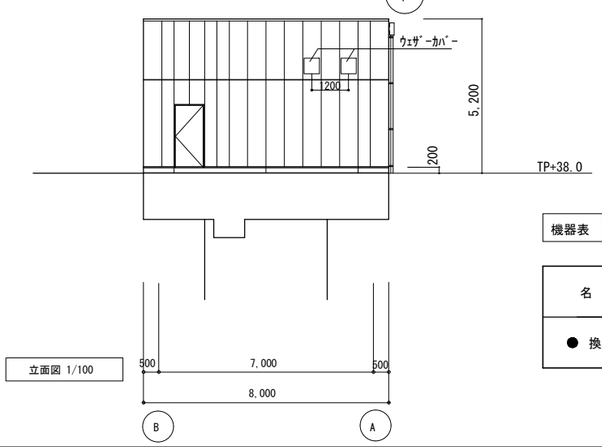

立面図 1/100

凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤 鋼板製 屋内壁け型	床上～中心 1500mm
●温	温度ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ	床上～中心 1300mm
	有圧換気扇（排気）	床上～中心 3500mm
特記なき配線は下記による。		
2.0	EM-EEF 2.0-3C(CP19)	
	EM-EEF 1.6-3C(CP19)	
	EM-EEF 2.0-2C(CP19)	
	EM-EEF 1.6-2C(CP19)	
+1V3.5	EM-IE 3.5sq	

機器表

名称	記号	形式	仕様			電動機				台数	系統	備考
			mmφ	m3/h	静圧 Pa	相	V	kW	極			
● 換気扇	FE－1	○普通形 ● 圧力形 ○天井埋込形	400	1830	87	単	100	0.2	4	2		●ｼｬｯﾀｰ（●風圧○電気○連動） ●ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ（●ｽﾃﾝﾚｽ製○鋼板製） ●防鳥網 ○保護ｶﾞｰﾄﾞ ●取付枠（○　）

※室の必要換気量：1830（m3/h）× 2（台）＝3660（m3/h）

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	機械設備図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	1:50	図面番号	54 の 54
設計会社名	八千代エンジニヤリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		